



トーマス・ヒル・グリーンの政策思想の再検討 : ケイパビリティと卓越主義リベラリズム

竹口, 隼人

(Degree)

博士 (経済学)

(Date of Degree)

2023-03-25

(Date of Publication)

2025-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8567号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482315>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博 士 論 文

令和 4 年 12 月

神戸大学大学院経済学研究科

経済学専攻

指導教員 鈴木 純

竹口 隼人

博 士 論 文

トーマス・ヒル・グリーンの政策思想の再検討 ：ケイパビリティと卓越主義リベラリズム

令和4年12月

神戸大学大学院経済学研究科

経済学専攻

指導教員 鈴木 純

竹口 隼人

謝辞

本論文は、筆者が博士課程前期課程から後期課程在学中に行った研究をまとめたものです。多くの方々からご助言を賜り、博士論文の執筆を行うことができました。この場を借りて御礼申し上げます。

筆者が学部3年生以来、指導教員をつとめてくださる鈴木純先生からはこれまで数多くの有益なアドバイスをいただくことができました。先生の経済システム論を受講し、福祉国家や福祉社会に関心が惹かれ、先生のゼミの門をたたき、今日まで、先生の鋭い洞察力や、こちらの説明を整理し、こちらがわかったつもりでいる論点を分かりやすく明確にしてくださることに触れ、改めて自分の研究内容を深めたり、理解させられたりすることも幾度となくありました。先生から言葉の意味や表現を分析することの重要性、自らの研究を他者に分かりやすく表現する重要性を学び、思想研究者としてのあるべき素養など、多くのことをご教授いただきました。また、折に触れてさまざまな相談にも乗ってくださりました。私の就職のことなども慮って下さり、「実証研究もするように」とアドバイスしてくださったのに、規範理論に関する思想研究に専念し、結果として先生のアドバイスを無視することになってしまった不肖な私をご容赦ください。

博士課程前期課程より御指導くださる永合位行先生からは、経済思想研究の方法や経済思想研究の奥深さを学ぶことができました。学説史や思想史ではなく、思想研究という視点に私に関心を持ち、今日まで研究を進めることができたのは何より永合先生のおかげです。先生からは、私が報告する度に「グリーンの議論を聞いていると、（先生がご専門とされる）カトリック社会論に通じるものがあるのではないかと思う」というご意見をいただいたものの、私自身グリーンの宗教論やカトリック社会思想について最低限しか勉強していないため、まともに応答できず、また、この論文においてもそのご意見への回答が出来ずじまいであることをこの場を借りてお詫び申し上げます。今後、グリーンの宗教思想とカトリック社会思想の研究を行う中で、先生のご意見にこたえられるように精進する所存です。

学部3年生の時に、私がスチューデント・アシスタントを務めた講義の担当をしていらっしゃった藤岡秀英先生との出会いが無ければ、私は大学院に進学することはなかったと思います。私が河合栄治郎の社会政策論に関心があることを話したところ関心を持って下さり、野尻武敏先生の著書も紹介してくださり、最終的には「是非、大学院に来なさい」と勧めてくださいました。大学院進学後に直接研究指導いただくことはありませんでしたが、社会政策の講義でお世話になり、また、先生が大学院生だった頃に受講した足立正樹先生の社会政策講義のノートのコピーをくださり、これらから学んだことが私の研究の礎を形成し、今の私の研究の糧となっていることは言うまでもありません。

学会において、さまざまな先生方にも大変お世話になり、先生方との議論があつてこそ、本研究の内容を深めることができました。この場を借りて御礼申し上げます。初めての学会報告で討論者を務めて下さり、まだまだ未熟な私の今後の研究のあり方を示唆してくださった橋本努先生（北海道大学経済学研究院教授）、グリーン研究を進める中でその現実的・現代的意義を考えるよう示唆してくださった大野正英先生（麗澤大学経済学部教授）、広い視点から研究をする必要性を示してくださった上沼正明先生（早稲田大学社会科学総合学術院社会科学部教授）、学会報告の度にコメントを下さり、また、グリーンに関する研究についての情報も下さった豊山宗洋先生（大阪商業大学経済学部教授）、若輩者の私に討論者を務める機会を与えて下さり、19世紀イギリスの経済思想や社会史を学ぶ機会をつくってくださった近藤真司先生（大坂公立大学大学院経済学研究科教授）、宗教思想とともにケイパビリティ・アプローチにも造詣が深く、ケイパビリティ・アプローチの観点から私の研究に丁寧なコメントを下さった佐々木亘先生（鹿児島純心女子短期大学教授）、グリーン、ひいては19世紀イギリス自由主義思想研究の先達として専門的知見から私の研究に丁寧なコメントを下さった寺尾範野先生（早稲田大学社会科学総合学術院社会科学部准教授）、この他にも、経済社会学会および社会思想史学会、六甲フォーラム、これらでお世話になった諸先生方に、改めてこの場を借りて御礼申し上げます。

永合ゼミでは高橋樹生さんから博士論文執筆にあたり、多くの有益なコメントをいただくことができました。この他、コロナ禍でなかなか会えない時期もありまし

たが、大学院で共に切磋琢磨してきた同期、先輩方、後輩諸氏にもお世話になりました。感謝申し上げます。

研究の息抜きで私とともに余暇を過ごして下さる友人諸氏にも感謝申し上げます。とりわけ、高校時代からの畏友、西田悠太郎さんに感謝申し上げます。高校卒業後も会うたびに、数学や哲学、社会批評の談義を重ねてきましたが、彼とのそのような交遊があったからこそ、私は学問を志し、まさに“Philosophy”の原義である「知を愛す」ことのすばらしさを学べたんだと思っています。彼との交遊無くして、私が大学院進学を将来の選択肢に入れることはなかったでしょうし、この博士論文を書くこともなかったでしょう。

最後に、常日頃心配をかけながらも博士課程に進むことを許してくれた家族に御礼申し上げます。自分の人生は自分で決めなさいと大学院進学を許してくれた父、将来のことなどから大学院への進学を人一倍心配してくれると同時に、私の研究を優しく応援してくれた母、疲れたときの息抜きに付き合ってくれた弟、感謝してもしきれません。

目次

序章.....	1
1. 福祉の経済思想史上のオックスフォード・アプローチ	2
2. 福祉の経済思想としてのケイパビリティ・アプローチ	7
3. 本論文の構成.....	11
第1章 社会改革思想の哲学的基礎 —グリーンの積極的自由論—	13
1. はじめに	13
2. グリーンの自由論.....	13
2. 1. 能力について：意志と理性.....	14
2. 2. 価値あることについて：人格の完成・潜在能力	16
2. 3. 共通善.....	19
2. 4. 価値のあることの実現について	22
3. 本章のまとめ.....	25
第2章 社会改革思想の政策実践 —グリーンの社会改革論—	27
1. はじめに	27
2. グリーンの国家論.....	29
3. グリーンの社会改革思想	34
3. 1. 義務教育.....	34
3. 2. 労働環境と公衆衛生	36
3. 3. 酒類取引の制限.....	37
3. 4. 土地問題.....	40
3. 4. 1. 地主と小作人の間の土地に関する契約.....	40
3. 4. 2. イングランドの土地取引問題	42
3. 5. 資本主義の諸問題とプロレタリアート	42
4. 本章のまとめ.....	45
第3章 社会改革と市民社会 —トインビーの協同組合論とグリーン社会改革— ..	48
1. はじめに	48
2. 消費者協同組合と生産者協同組合の評価	49
3. 国民社会の形成と協同組合による教育	52

4. 労働者の社会参画と協同組合による教育	55
5. 国家の役割と協同組合の役割	58
6. おわりに	60
第4章 自由・ケイパビリティ・開発 ―グリーンとセンの構想の比較―	62
1. はじめに	62
2. センの自由論：機会面での自由	64
2. 1. 自由と帰結	65
2. 2. 機会面での自由	67
2. 3. 本節のまとめ	69
3. センにおけるウェルビーイングとケイパビリティ	70
3. 1. 何の機会か：ウェルビーイングとエージェンシー	70
3. 2. 機能とケイパビリティ	73
3. 3. 本節のまとめ	77
4. センの公共政策規範	78
4. 1. 比較論アプローチ：不正義の是正と状態間比較	78
4. 2. ケイパビリティから見た貧困と自由のための開発	81
4. 3. 本節のまとめ	83
5. グリーンの思想とセンの思想の比較	84
5. 1. 自由とケイパビリティについて	84
5. 2. 公共政策思想について	86
6. 本章のまとめ	88
第5章 ケイパビリティ・卓越主義・リスト ―グリーンとヌスバウムの構想の比較―	90
1. はじめに	90
2. ヌスバウムによるグリーン評価の論点	92
2. 1. アリストテレスの思想の継承者としてのグリーン	92
2. 2. グリーンについての肯定的評価	94
2. 3. グリーンの立場との相違	95
3. グリーンとヌスバウムの自由・リベラリズム	96
3. 1. ヌスバウムとグリーンの自由の親和性と相違	96

3. 2. ヌスバウムの政治的リベラリズム	98
3. 3. ヌスバウムによる卓越主義リベラリズム批判.....	100
4. ケイパビリティ・アプローチと特定の機能の実現.....	103
4. 1. ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチは特定の機能を重視しないのか	103
4. 2. グリーンは特定の機能の実現を重視しているのか	104
4. 3. グリーンとヌスバウムが特定の機能の実現を重視する場合.....	106
4. 4. 本節のまとめ	109
5. 哲学に基づく政策実践に取り組むグリーンとヌスバウム.....	110
6. 本章のまとめ.....	114
第 6 章 卓越主義リベラリズムとケイパビリティ・リスト・比較論 —公共政策の規 範理論の構想に向けて—.....	117
1. 本論文のまとめ	117
2. センの政策規範か，ヌスバウムの政策規範か	119
2. 1. センとヌスバウムのアプローチの関係について	119
2. 1. 1. センのアプローチの論点.....	119
2. 1. 2. ヌスバウムのアプローチの論点.....	121
2. 2. 重なり合うコンセンサスと政策規範.....	123
3. おわりに	126
終章.....	129
初出一覧.....	130
参考文献.....	131

序章

福祉国家の挫折と転換が叫ばれて久しい¹。そのような中で本研究は、福祉国家における政策のあり方がどのように正当化されてきたのか、福祉国家確立期の福祉の経済思想を再検討するものである。さまざまな理念や立場が存在した中で、ある理念の観点から福祉国家的な社会政策はどのように構想、正当化されてきたのか。現代の福祉の経済思想の観点から確立期の福祉の経済思想をどのように捉えることができるのか。現代の経済社会や政策のあり方を考えるにあたって、福祉国家確立期の思想から普遍的な側面を見出し、その視点から現代の思想をどのように捉えなおすことができるのか。確立期の福祉の経済思想の現代的意義を明らかにする。

福祉国家確立期の福祉の経済思想として本研究は、イギリス観念論（British Idealism）の代表的思想家トーマス・ヒル・グリーン（Thomas Hill Green 1836-1882）に着目する。我が国でグリーンは、戦前には河合栄治郎（1891-1944）が彼の思想に基づき社会政策思想を構想し²、戦後は藤原保信（1935-1994）が政治哲学の中で彼の積極的自由を再評価し、近年では塩野谷祐一（1932-2015）がロマン主義的観点³、福祉の経済思想におけるオックスフォード・アプローチの枠組みを検討する⁴中でグリーンの研究を行うなど、グリーンに思想に立脚した思想構想に関する研究がなされてきた。これらは、思想史研究⁵に留まらず政策実践の規範的基礎としてのグリーンに思想を評価しようとするものでもある。本研究もそのような位置づけの中でグリーンに思想を研究する。とりわけ、福祉国家を正当化した哲学的基礎を提供した一アプローチとしてのグリーンらの思想の観点から捉えなおす。

本研究はそのような中で、グリーンに思想を現代の福祉の経済思想の観点から再評

¹ 足立（2013）、永合・鈴木（2019）を参照。

² 河合の社会政策論の哲学的基礎となったグリーンに思想研究については、河合の死後に木村健康（1909-1973）、安井琢磨（1909-1995）、関嘉彦（1912-2006）、猪木正道（1914-2012）ら河合門下が中心となって刊行した河合栄治郎全集に所収された河合（1968）を参照。

³ グリーンについての言及した彼の研究として、藤原（1982, 2005a, 2005b, 2005c, 2007）が挙げられる。

⁴ グリーンについての言及した彼の研究として、Shionoya（2010）、塩野谷（2012, 2013）が挙げられる。

⁵ グリーンに思想に関する教科書的説明には石上（1974）第五章、山下（1974）、金田（2012）、柘植（2020）第2部第8章、第3部第6章がある。グリーンと日本の思想家や20世紀の思想動向との関係については行安（2007）に詳しい。

価することも試みる。そのような現代の経済思想として本研究では、アマルティア・セン（Amartya Sen）とマーサ・ヌスバウム（Martha Nussbaum）によって構築されたケイパビリティ・アプローチに着目する。4, 5章で示すように、このアプローチにおいてグリーンは、先駆者として肯定的に評価されており、グリーンとこのアプローチには接点がある。本研究では、両者の視点の違い—グリーンの卓越主義リベラリズムとケイパビリティ・アプローチの政治的リベラリズム、理想理論と非理想理論—にも着目し、それぞれの観点からもう一方の思想を再検討する。

以下、序章においては、第1章以降に検討する福祉国家の礎を築いたとされるグリーン（やトインビー）の思想が、福祉国家やケイパビリティ・アプローチやどのような影響を与えたとされているのかを検討する。そして、ケイパビリティ・アプローチの観点との違いで問題となる二つのリベラリズムや二つの政策規範の立場について簡単に整理しておく。それらをふまえた上で、本論文の構成と概要を示す。

1. 福祉の経済思想史上のオックスフォード・アプローチ

イギリスにおいて福祉の経済思想の構想に寄与した思想の一つとして、オックスフォード・アプローチという構想が、塩野谷祐一によって挙げられている。オックスフォード・アプローチとは、ジョン・ラスキン（John Ruskin 1819-1900）のイデオロギーを先鞭とし、グリーンのイギリス観念論哲学とアーノルド・トインビー（Arnold Toynbee 1852-1883）の歴史学派経済学に基づき形成された思想をもとに、福祉の実践に重きをおいたアプローチ⁶で、シジウィック（Henry Sidgwick 1838-1900）、マーシャル（Alfred Marshall 1842-1924）、ピグー（Arthur Cecil Pigou 1877-1959）などが属し、福祉の経済思想の理論化に重きをおいたアプローチとされるケンブリッジ・アプローチと対置されるものである（Shionoya 2010, 93, 塩野谷 2012, 194, 2013, 190-191）。本研究では、政策の正当性と構想にかかわる規範的研究を目的とするものであるから、前者のアプローチに焦点を当てる。このアプローチの内容については、次章以降で扱うので、ここでは、このアプローチの代表的思想家と、このアプローチの福祉の実践の実

⁶ グリーンらの死後にこのアプローチを支えたホブハウス（Leonard Trelawny Hobhouse 1864-1929）については、Collini（1979）、江里口（2015）、寺尾（2011, 2012, 2013）などに詳しい。ただし、グリーンがホブハウスの思想と定式化に大きな影響を与えたとしても、ホブハウスが、グリーンが着手しなかった方向、あるいは従うことができなかったと思われる方向に自由主義理論を拡大したことも同様に否定し得ないと明らかにされている（Freeden 1996, 195）。

務家への影響について取り上げる。

オックスフォード・アプローチの思想家の関係について、ラスキンとグリーンの関係については、このアプローチを明確にするために塩野谷（2012）において彼らの思想を歴史的に再構成する試みが行われたものの、両者の直接的関係は見られない。

ラスキンとトインビーの関係については、トインビーはベリオール・カレッジの学生時代にラスキンの慈善運動に参加していた（Kadish 1993, 68）。トインビーは、自身の道徳的な姿勢の中にラスキンの教えを組み込んでいると言える。しかし、現実の社会悪を強調した上で、社会の望ましい姿は道徳的に優れたものとし、そのような理想社会を非現実的な手段で実現しようとするラスキンの経済観はトインビーには受け入れがたいものだったことから、経済観や福祉の実践をラスキンとは別に発展させた（Kadish 1982, 47, 1989, 82-83）と指摘されている。それらの発展に影響を与えたのがグリーンである。

グリーンとトインビーの関係については以下のような点が指摘されている。トインビーが抱えていたキリスト教の教義と信仰の悩みにグリーンが救いの手を差し伸べたこと、トインビーの知的発展を導いたのがグリーンだったこと、グリーンは助言もありトインビーが行ったキリスト教の信仰の実践的行動が彼の社会改良運動に結び付いたこと、彼らの親密な関係はグリーンが亡くなる 1882 年まで続いたこと（Kadish 1993, 68-69）が指摘されている。また、トインビーのキャリアはグリーンによって確立されたオックスフォードの宗教的・知的・理想主義的伝統をまとめ上げたものであること、トインビーはグリーンが生徒に浸透させようとした知的達成と社会活動の結合を体現した人物であること（Koot 1987, 84-89）などが指摘されている。

このようなグリーンとトインビーの関係は、彼らの関係だけではなく当時のオックスフォード大学を反映したものとも言える。当時のオックスフォードの学生などは、グリーンが取り組んでいた思想と実践の結合によって、彼の指針やインスピレーションから影響を受けていたとされる。グリーンは、学生にさまざまな活動への支援を呼びかけることで、義務感を見出すための方向性と手段を示唆した。また、グリーンが明確な行動指針を示そうとしなかったことは、具体的な改善策を提案する前に、改革の対象について慎重に検討する必要性を強調する状況にあったと、当時の記録などから明らかにされている（Kadish 1989, 80-81）。また、グリーンは観念論の高まりは、1880 年代の社会的混乱と、古典派経済学の教義に対する信頼の一部崩壊と重な

ることで現代社会の研究に強力に波及し、トインビーの教えは、多くの聴衆をグリーンの観念論的政治哲学の軌道に乗せることになった (Harris 1993, 228)。グリーンはトインビーの師であり、トインビーはグリーンの思想の継承者でありかつその実践家だったと言える。そして、その思想は広く人々の間にも広がっていた。

ただし、トインビーのようにグリーンを継承し、その実践に携わった人びとが必ずしも完全にグリーンを思想を理解していたとは言い切れないことから、この運動そのものをイギリス観念論の運動と結びつけるのは早計であると指摘されている (Kadish 1993, 68-69)。そのような指摘から、グリーンやトインビーの活動によって、必ずしもイギリス観念論の思想そのものが普及したというわけではないと言える。

第2章でもふれるように、イギリス観念論は必ずしも直接的にイギリス福祉国家、リベラリズムの確立に直接的に影響を与えたわけではない⁷。しかし、その理想主義的な考え方が広くイギリス福祉国家の確立に寄与したことは知られている。理想主義的視点からリベラリズムに知見をもたらし、ホブハウスを含むリベラリズムの改革を進めることに貢献した人物として、リベラリズムに新たな意味を与えたグリーンが高く評価されている (Freedman 1991, 20 [訳 34 頁], 2015, 75 [訳 137])。

本稿では、何らかの価値理念に依拠して現実を分析して捉え、それによって望ましくない状態を明らかにし、より理想に適った状態を政策などの方策によって実現しようとする立場として理想主義を位置づける。このような理想主義的な考え方に基づく福祉の実践として、オックスフォード・アプローチの実践を捉えることは、グリーンやトインビーをイギリス観念論者として捉えるよりも妥当であると考えられる。ここでの理想主義は、イギリス観念論に基づく哲学的・方法論的な意味ではなく、より一般的なインスピレーションや論調において学界や政策などに広く影響を与えていた (Harris 1992, 123) 意味として用いる。理想主義⁸は、思弁的な理論に重点を置いてい

⁷本稿では、このようなヴィジョンを有して福祉の政策実践を図ったアプローチとしてオックスフォード・アプローチを捉える。そのような意味で、本稿ではイギリス観念論を指す場合は「観念論」、オックスフォード・アプローチを含むここで示したような立場として「理想主義」という表現によって区別する。

⁸ Offer (2003, 2006) において、理想主義の特徴として以下が挙げられている。第一に、経済的取引を社会的・道徳的取引とは質的に異なるものと見なしていた。第二に、福祉一元論に縛られていた。第三に、イギリスの政治文化の道徳的優越性とそこに表現される「一般意志」の本質を前提としていた。第四に、福祉活動の道徳的目的から、経済学も社会学も、関係する主題の完全な理解を提供するのに適したアプローチを持っていないとした。第五に、「社会の健康」と「社会の成長」という理念は、政策として直接的に追求されるべき目標であるとした。第六に、家族やインフォーマル・ケアの世界は、適切な理想主義的

たにもかかわらず、実証的な社会調査を妨げず、主観的な経験や先験的な推論から得られる説明の枠組みがなければ、事実は意味を持たないと主張し、特定の社会問題の分析を、個々のイギリス国民の合理的理解と道徳的性格の改革と共に、イギリス社会全体を再構築するというヴィジョンに従属させたとする。そして、この立場において社会政策は、完全な正義を達成し、理想的な国家をつくるという目的のために、政策も人間も手段であった（Harris 1992, 125-126）と論じる。オックスフォード・アプローチにおいても、このような考え方が実践で共有されてきたことから、このアプローチの方法が福祉の実践に寄与してきた面があると言える⁹。

実際、オックスフォード・アプローチに属する思想家は、広く福祉の実践に関わっている。グリーンの影響を受けたイギリス観念論者のボザンケ（Bernard Bosanquet 1848-1923）は、慈善組織協会（COS）の救貧問題に対するヴィジョンの正当性を主張する（Bosanquet 1910, 395）など、COSを中心に活躍し、亡くなるまでCOSの評議員を務め、副会長（1901 - 1915）、会長（1916 - 1917）を歴任するなど、その中心的思想を確立するだけでなく、その運営にも携わった¹⁰。セツルメント運動の中心であるトインビー・ホールでは、グリーンが思想がこの運動の理論的基礎であるとされる¹¹。このように、自助などにもとづく運動による福祉の実践に、イギリス観念論を含

「監督」がなければ、不完全であることが判明し、取って代わられる必要があると仮定した。第七に、サービスの「利用者」は、その利用可能性、内容、質について決定的な発言権を持つべきではないと考えた。最後に、プラトン、ヘーゲル、ルソーの政治哲学に知的面で負っている面があった。その性質は様々だが、（ルソーの）「一般意志」のような概念を使うだけで、検出することが可能である（Offer 2003, 228-229, 2006, 150-151）とされる。なお、本アプローチでは主として国家による政策に焦点を当てるが、理想主義によって国家によるケアが重視されてきたものの、1970年代以降の理想主義的な考え方への反省に伴い、インフォーマル・ケアが着目されるようになったことについては Offer（1999）を参照。

⁹ 理想主義的な考え方がオックスフォード・アプローチに固有のもので、ケンブリッジ・アプローチに共有されていなかったというわけではない。実際、グリーンとマーシャルの思想の親和性を指摘する研究も存在する（Stedman Jones 1971, 6-9）。ただし、そのような親和性がみられたとしても、シジウィックやマーシャルは理想主義的な立場を必ずしもとっていたわけではなく、そのような立場から社会改革をとっていたかというところではない。それについては、Collini（1975）を参照のこと。本稿では、Harris（1992）で言われるように理想主義的な考え方が学界に固有のものではないにしても、学術面でその立場をとり、リベラリズムや社会改革に貢献した思想家として、グリーンが評価されていることから、グリーンを含むオックスフォード・アプローチに着目する。

¹⁰ <https://plato.stanford.edu/archives/fall2021/entries/bosanquet/>（2023年1月1日閲覧）

¹¹ Toynbee Hall “T.H.Green 1836-1882: Toynbee Hall’s Intellectual Founding Father.”

<https://explore.toynbeehall.org.uk/wp-content/uploads/TH-Green-Formatted-002.pdf>（2022年12月1日閲覧）。また、

め、オックスフォード・アプローチが寄与してきたことがうかがえる。

19 世紀後半から 20 世紀にグリーンやボザンケらが有していた「国家を意識した理想主義」が市民の目標であり、社会福祉政策は物質的にだけでなく倫理的にも建設的でなければならないという理想主義の考えが、ウェッブ夫妻（Sidney James Webb 1859-1947, Beatrice Potter Webb 1858-1943）にも共有されてきたとされる（Harris 1992, 133）。ここで、フェビアンの立場と理想主義的立場の親和性が見出され得ると言える。

理想主義的立場から、国家が不健康、低賃金、栄養不良、失業の原因を取り除くことは、それだけで倫理的自己実現と公的生活への参加を阻む物質的にも心理的にも障害を一掃すると考えていた人物として、イギリス史上初の労働党出身首相であるジェームズ・ラムゼイ・マクドナルド（James Ramsay MacDonald 1866-1937）、イギリスの国民保健サービス（National Health Service: NHS）の確立に携わった首相クレメント・アトリー（Clement Richard Attlee 1883-1967）など初期の労働党の政治家や、経済史研究で名高いトーニー（Richard Henry Tawney 1880-1962）も挙げられている（Harris 1992, 133-134）。社会科学的方法論においては徹底した実証主義者であったウィリアム・ベヴァリッジ（William Henry Beveridge 1879-1963）が唱えた社会政策も、理想主義やヘレニズムの伝統の特徴を全て備えた国家と社会のヴィジョンに根ざしたものであり、社会福祉学者であるリチャード・ティトマス（Richard Morris Titmuss 1907-1973）の社会哲学は、エドワード朝の理想主義的言説に満ちていると指摘されている（Harris 1992, 137）。このように、理想主義的な考え方はイギリスにおける社会政策論や社会福祉学などの学術面だけではなく、イギリス福祉国家形成、その社会政策の理念として政治家などにおいても広く共有されていたと言える。

それだけではなく、既に示したように、理想主義は社会的に活動する中産階級の間にも広く浸透しており、強力な少数派であっても、その影響力は専門的な社会行政や組織化された社会科学の境界をはるかに超えて広がり、政党を超えた社会改革を生み出し、伝統的に国家権力の付与に敵対的だった政治文化の中で、民主主義の活性化を強く望み、官僚的権力の単なる機械的拡大を深く敵視しつつも、中央集権的社会サービスの成長に対する熱意、あるいは少なくともその許容範囲を説明するのに役立ったとされる（Harris 1992, 138-139）。グリーンやトインビーの理想主義的な理念の

セツルメントの先駆者へグリーンが影響を与えたということについては岸川（2019）。

下、救貧法問題や教育問題、労働・失業問題、福祉事業や地方自治などの改革に携わり、官界で活躍した人々に焦点を当てた研究も存在する（西沢 2007, 77, 429）。

これらをふまえても、理想主義的な考え方がイギリスにおいては福祉国家の確立期には学者・政治家・官僚・中産階級市民に広く浸透していたと言える。そして、その考え方を普及する先駆者の一人となったのが、グリーンだったと言える。そのような意味で、グリーンの思想とその実践を明らかにすることは、福祉国家の確立に寄与した考え方を明らかにすることになる。イギリスにおいて、グリーンが自由に基づいて国家による干渉を正当化したことは、福祉国家の先駆者として位置づけられており、また、古典的自由主義からリベラリズムへの変革者としての位置づけも一般化しており、近年の福祉国家論やリベラリズムに関する教科書的な理解でも共有されている¹²。

本稿では、以上のような理想主義的な方法に基づく福祉の政策実践に取り組んだアプローチとしてのオックスフォード・アプローチの観点から、福祉国家の哲学的基礎の構想、今日のリベラリズムの理論における表現を用いれば、特定の生や社会制度のあり方に依拠したリベラリズムとしての卓越主義リベラリズムに基礎づけられた公共政策規範の構想を明らかにしていく。この思想を現代的視点から捉えなおすにあたって本稿では、ケイパビリティ・アプローチに着目する。

2. 福祉の経済思想としてのケイパビリティ・アプローチ¹³

¹² George (2010) Ch.11, Garland (2016) 34-35[訳 55-56 頁], Freedman (2015) 75-77[訳 137-140 頁]を参照

¹³ “The Capability Approach”は「潜在能力アプローチ」と訳されることも多いが（鈴木 2004, 95 など）、また、ヌスバウムのアプローチに対しては「可能能力アプローチ」という訳語も用いられているが（Nussbaum 2006 神島訳 2011, 518）、本稿では、センの場合であれヌスバウムの場合であれ、今日ではセンやヌスバウムの取り組みの一般的な形としてのそれに対する訳で「ケイパビリティ・アプローチ」という呼称が普及していることから、「ケイパビリティ・アプローチ」という表現を用いる。また、“The Capabilities Approach”という複数形の表現に対しても、同様に、「ケイパビリティ・アプローチ」という表現を用いる。これらは、“Capability”や“Capabilities”に対しても同様である。Robeyns (2017) では、一般的であり、使用方法について限定アプローチには「ケイパビリティ・アプローチ (The Capability Approach)」という用語を使い、ケイパビリティ・アプローチの特定の用法（たとえば、貧困を測定して何らかの政策を導き出すこと、ケイパビリティの観点から費用便益分析を展開すること、人権についての理論化、社会正義論の展開など特定の目標を持った使用）には「ケイパビリティ・セオリー (Capability Theories)」という用語を採用しているが（Robeyns 2017, 29-30）、本稿ではこのセオリーについても、あくまで手法としては一般的なケイパビリティ・アプローチを援用しているものであるから、このような用法についても「ケイパビリティ・アプローチ」を用いる。

Robeyns and Byskov (2021) によれば、ケイパビリティ・アプローチとは、次の 2 つの規範的主張を伴う理論的枠組みである。第一に、ウェルビーイングを達成する自由が道徳的に最も重要であるという主張。第二に、ウェルビーイングは人々のケイパビリティと機能という観点から理解されるべきであるという主張である。そして、ケイパビリティとは、人が望めば実現できること、つまり、栄養状態が良いこと、結婚すること、教育を受けること、旅行することなどの機会であり、機能とは実際に実現されたケイパビリティを指す。資源や公共財といった一連の手段を機能に変換できるかどうか（すなわち、特定のケイパビリティを有するかどうか）は、個人的、社会・政治的、環境的条件に決定的に依存している。また、ケイパビリティは、単なる形式的な権利や自由とは対照的に、潜在的な障害が取り除かれた自由を示すため、実質的自由または実体的自由と呼ばれてきた。このアプローチに基づくそのような開発の倫理や、政治哲学、公衆衛生倫理、環境倫理と気候正義、教育哲学の取り組みも進んでいるとされる。

このアプローチは、人々が何になったり、何をしたりできるのかということを通じてウェルビーイングを実現できる自由を人々が享受できているかどうかを捉えようとするアプローチであり、このアプローチをもとに国連開発計画（UNDP）において人間開発指数（HDI）が構想されたことは広く知られている。そのような点で、このアプローチはグローバルな貧困問題などにおいて大いに活用されていると言える。

本稿は、このようなケイパビリティ・アプローチの観点から、オックスフォード・アプローチ（とりわけグリーン思想）はどのように捉えられるのか、また、グリーン思想の観点（卓越主義リベラリズム）からケイパビリティ・アプローチはどのように捉えられるのかを明らかにすることも目的とする。ケイパビリティ・アプローチがどのようなものなのかについては、第 4、5 章で詳細に明らかにするが、その上で問題となるのが、リベラリズムの立場の違いと政策規範の立場の違い問題である。前者のリベラリズムの立場の違いは、卓越主義リベラリズムか政治的リベラリズムかの問題である。後者の政策規範の立場は、理想理論か非理想理論かの違いである。

卓越主義リベラリズムとは、人間の行動全般をカバーする人間生活に関する包括的教義によって政治原則を基礎づけようとする包括的リベラリズムの一種である（Nussbaum 2011b, 5）。人間はいかにあるべきかという特定の構想に基づき、人間の行動規範だけではなく、正義や社会のあり方を論じるものがこのリベラリズムとして

位置づけられる。第5章でも示すように、グリーンのリベラリズムはこの区分においては卓越主義リベラリズムに属するものである。

これと対置されるのが政治的リベラリズムである。この考え方を作り上げたロールズ（John Rawls 1921-2002）の思想（Rawls 1993）をふまえると、政治的リベラリズムとは、人間生活に関する特定の包括的教義に基づくことなく、そのような教義がさまざまに存在するという事実から、重なり合うコンセンサス（overlapping consensus）によって、さまざまな教義の間でも合意できる内容に基づき政治原則を構想しようとするリベラリズムである。ロールズは、政治的リベラリズムが求める正義の政治的構想とは、社会において複数の理に適った宗教的・哲学的・道徳的世界観の間での重なり合うコンセンサスに基づき支持を獲得できると望み得る構想であり、それは包括的世界観から独立した見解として構想を目指すものだとして位置づけている（Rawls 1993, 10-11）。

これらのリベラリズムの違いは、人間のあり方を何らかの考えに依拠して構想し、それに基づいて社会や制度、政策のあり方を包括的に構想しようとするリベラリズムのアプローチと、人間のあり方についての理に適った考え方は多様であるとした上で、特定のあり方に基づくのではなく、あり方に関するさまざまな考え方を尊重し、それらの合意によって基礎づけられる社会のあり方を構想しようとするリベラリズムのアプローチの違いである。第5章で詳しく明らかにするように、これらのリベラリズムの違いの中で、政治的リベラリズムに基づいて福祉の実践を担っているアプローチの一つが、ケイパビリティ・アプローチとして位置づけられる。

センはリベラリズムの立場について言及しないものの、ヌスバウムは、ケイパビリティ・アプローチは政治的リベラリズムに基づくものだとする。ケイパビリティ・アプローチは、人生の究極的な価値や意味について、多元主義や合理的な意見の相違を尊重する重要性を強調し、ある機能を追求するかしないか選択の余地を与えるために、ケイパビリティの促進に限定されるべきであり、包括的な生活の形態の複数の選択のための余地を残す方法で行われる政治的リベラリズムの一形態であるとした（Nussbaum 2000e, 76, 2001, xix-xx）。このような点で、ヌスバウムはあるべき生の考え方がさまざまにある中で、それらのうちでいずれか特定の機能を実現すべきとするのではなく、さまざまな機能から選択肢（ケイパビリティ）が与えられている状態に焦点を当て、ケイパビリティ・アプローチを政治的リベラリズムに基づくアプローチ

だと位置づけた (Nussbaum 2000a, 2006)。

第5章でみるように、ヌスバウムはグリーンを高く評価しているものの、グリーンは必ずしも政治的リベラリズムに基づく立場ではないので、両者の捉え方に違いが出てきて、ヌスバウムは卓越主義リベラリズムを否定的に評価する。そして、第4章でも見るように、先行研究ではセンとグリーンの積極的自由の捉え方に親和性が見出されてきたものの、センもまた必ずしも人間のあるべき生などをこのアプローチによって構想するわけではない。そのため、少なくともセンやヌスバウムはグリーンのように卓越主義リベラリズムの立場をとるわけではない。このような点から、ケイパビリティ・アプローチを構想したセン・ヌスバウムとグリーンのリベラリズムの姿勢は異なっていると言える。そのような中でも、グリーンがケイパビリティ・アプローチの先駆者とされ得るのはどのような点なのか。これについて、第4, 5, 6章で明らかにしていく。

センとヌスバウムの間にも違いがみられる。その違いについてみるには、リベラリズムの違いだけでなく、政策規範の立場の違い—理想理論 (Ideal theory) と非理想理論 (Nonideal Theory) —についても検討しなければならない。理想理論とは、ある現実の社会を公正とみなす前に、社会が満たすべき正義の原理を提案し、それを正当化する理論 (Robeyns 2008, 343) である。つまり、正義に適った社会とはどのような原理に基づき存在するのか、その原理を明らかにしようとする理論である。ロールズはこの理論に基づき、完全にあるいはほとんど正義に適った立憲民主制がどのようなものか、現実的諸条件の下でそのような正義に適った政体が安定的かどうかを問おうとする (Rawls 2001, 13 [訳 22 頁])。

これに対して非理想理論とは、私たちの社会が完全には公正というわけではない場合に、次の二つの側面を持つ理論とされる。第一に異なる社会状態を比較し、どちらがより公正であるかを評価できるようにする理論。第二に社会の理想に近づくために私たちの行動を導く理論 (Robeyns 2008, 346) である。ロールズは、理想理論で示される秩序だった正義に適う社会の観念は、非理想理論においても何らかの指針を提供すべきであり、社会改革の目標を示し、どの悪がより許容できないものであるから矯正されるべきかを識別する手助けとなる必要があるとする (Rawls 1993, 8, 2001, 13 [訳 22 頁])。そのような意味で、ロールズにおいては前者の理論に基づき後者の理論を展開しようとするものだったと言える。

このように理想理論と非理想理論は二つに区分されるが、これらは必ずしも相対立するものではない。松元（2021）でも言われるように、理想理論が理想社会の輪郭像を描いてその下での理想的正義を、非理想理論が現実における不正義を改善する非理想的正義を明らかにするものである。その上で、政策規範研究においては、公共政策の規範原理が示されることで公共政策に一貫性が与えられ、また、是が非でも到達すべき長期的ヴィジョンが与えられることから、非理想理論的な現実の分析だけではなく理想理論に基づく構想も求められる（松元 2021, 66-68）。両者はそれぞれで問題対象が異なり、それぞれが相互に関係しながらそれぞれの役割を果たすものである。

それぞれの理論のどちらをどれだけ重要視するのかは、論者によって異なる。第4章で明らかにするように、センは現実の社会経済問題（不正義）を是正することを考える場合には、前者の理論を必要でも十分でもないものだとする。そのような意味で、センのアプローチは非理想理論、彼の表現を用いれば比較論アプローチにのみ基づいていると言える。一方、ヌスバウムのアプローチは理想理論的アプローチを採用していると言える。ただし、それはロールズのように正義に適った社会とはどのようなものなのかを探究するのではなく、正義に適った社会を実現するための最低条件（中心的ケイパビリティのリスト）を明らかにしようとするものである。言うまでもなく、グリーン自身は自らのアプローチがどのような立場に与するものなのかを論じたわけではないものの、理想理論を背景に非理想理論における理想に近づくための行動を導く理論を展開したと言える。以上の内実の違いは、各章で詳細に検討する。

3. 本論文の構成

本稿の構成は、第1章から終章までが内容として連続したものとなっているわけではない。第1章と第2章の内容を受けて第3章、第4章、第5章がそれぞれ位置づけられる。ただし、第4章と第5章はケイパビリティ・アプローチの内容に当たるので、それぞれが相互にも関係するものとなっている。これらの内容を全体的にふまえ、とりわけ、第4章と第5章から示される論点をふまえ、第6章が展開されるという形になっている。

第1,2,3章は、福祉国家の哲学的基礎としてのオックスフォード・アプローチについてトーマス・ヒル・グリーンとアーノルド・トインビーに着目する。そのような意味で、この3章は思想史的観点から、福祉国家を正当化した思想的立場の一つとし

ての理想主義ないしオックスフォード・アプローチについて着目するものであると言える。第1章では、グリーンの自由についての言及を手掛かりに、自由における能力、価値のあること、その実現のための権利や自由の二側面について検討する。第2章では、グリーンが国家論もふまえた上で彼が提唱した社会改革について検討する。第3章では、グリーンが論じたのが専ら国家に着目するものであったため、他の主体、ここでは協同組合に焦点を当ててトインビーがどのように論じていたのかを明らかにする。これらで共通するのは、第1章で想定されるような人間のあり方を基礎に、現実の経済社会を分析し、何が問題であるのかを明らかにするというものである。そのような捉え方は卓越主義リベラリズムと結びつく。

第4,5,6章は、ケイパビリティ・アプローチの先駆者としてのグリーン像を明らかにする。第4章では、アマルティア・センのケイパビリティ・アプローチから自由と公共政策規範を明らかにし、グリーンと対比する。第5章では、ヌスバウムの自由、リベラリズムの立場、公共政策規範をグリーンと対比させる。これらを通じて、ケイパビリティ・アプローチの先駆者としてのグリーンの位置づけを明らかにする。第6章では、これまでのまとめをした上で、センやヌスバウムの課題点を明らかにし、センやグリーンの方法論に基づく公共政策規範の可能性を結論として示す。終章において、本研究で十分に検討できなかった点を示す。

第1章 社会改革思想の哲学的基礎

—グリーンの積極的自由論—

1. はじめに

本博士論文の目的の一つは既に示したように、福祉国家における諸政策がどのように正当化されてきたのかをトーマス・ヒル・グリーン（ならびに中間組織と対比した国家の役割についてはアーノルド・トインビー）の思想を通じて明らかにするものである。それを受け、本章の目的は、リベラリズムに基づく社会改革、ひいてはイギリス福祉国家への道を開いたグリーンが、どのような哲学的基礎を背景に社会改革を唱えたのかを明らかにすることである。以下で示すように、グリーンは「自由（Freedom）」の積極的な意味、いわば積極的自由（Positive Freedom）に基づいて諸政策の正当化を示したり、その実現のための政策を構想したりした。そのような時にグリーンは、自由をどのように定義したのかを検討する¹。

2. グリーンの自由論

グリーンの著作において、政府の干渉と自由の関係が述べられているのは『自由立法と契約の自由』である。これは自由党協会の後援の下、レスター市で1881年に行われた講演内容が出版されたものである（Nettleship, 1888, cxxi）。

この講演が行われた時代背景についてグリーンは、労働や土地などへの諸立法が契約の自由に対して干渉しているわけではないのに、個人が何でも好きにできることを意味するものとしての自由を重視する人々によって、干渉をしていると反対されているという大きな問題に直面していたとする（Green 1888d, 367）。そのような状況下においてグリーンは、干渉を承認する根拠としての原理が今まで十分に検討されていなかったとし、その根拠を検討しようとする（Green 1888d, 370）。

¹ グリーンの自由論については、彼の自由をどのように解釈するのかについて様々な研究がなされてきた。グリーンが論じた自由についての説明は Roberts (1984), Mander (2011) p.239-243 に詳しい。グリーンの自由の捉え方については、法的自由、積極的自由、真の自由の三つに区分して捉える Nicholson (1990) p.116-131, グリーンの真の自由をより正確に捉えるため、内的側面と外的側面に区分して捉えようとする Simhony (1993, 2020), 自由を通常の行動か道徳的行動か、政治的文脈か個人的文脈か、これらの組み合わせで4区分する Dimova-Cookson (2003) に詳しい。

グリーンは、その根拠となる自由を以下のように定義する。

我々が、自由を高く評価されるものだとして話す際に意味するものは、行ったり享受したりする価値のあること、他者と共に行ったり享受したりする価値のあることを実際に行ったり享受したりできる積極的な力あるいは能力（capacity）です。我々が自由で意味するものは、各人が同胞から与えられた助けや保障によって行使する力であり、また、各人が同胞のために保障を確保することを助ける力を意味します（Green 1888d, 371）

干渉の根拠となる自由とは、価値のあることを実現しようとすることができる能力を有することである。それゆえ、グリーンの自由は積極的自由に属するものだと言える。価値のあることを実現する能力として自由を位置づけることでグリーンは、契約の自由などの様々な形態の自由は、価値のあることを実現する能力を有する意味での自由のための手段だとした（Green 1888d, 372）。ここでは、次の四点について検討する。

第一に、価値のあることを実際に行ったり享受したりできる積極的な「力あるいは能力」とは何なのかを明らかにする。これらがどのようなものを明らかにすることで、価値のあることについても明らかにできる。第二に、能力の意味するものをふまえ、価値のあることとは何かについて明らかにする。第三に、価値のあることの実現において他者がなぜ、どのように関係してくるのか。価値のあることに関して、共通善としての側面を明らかにする。第四に、価値のあることの実現はどのように捉えられるのか。いわば、どのようにして価値のあることを実現できるようになるのか。

2. 1. 能力について：意志と理性

まず、グリーンが価値あることを実現するための能力をどのように捉えていたかを検討する。以下では、このような能力としてグリーンが論じている意志（will）と理性（reason）を検討する。

意志とは、実現可能な自分自身の満足に基づき、行為を決定する能力である（Green 1886b, 337）。意志に基づく人間の行為の本質は、自我の満足（self-satisfaction）を実現すること（Green 1883, 175）だとし、グリーンは、人間は自我の満足によって行為を決定するとした。そして、意志の主体である人間の本性としての人

格（character）は、その人が満足を求める対象の性質に依存し、かつ、人間は様々なものに満足を見出すので、何に満足を求めるかによって人格の善さも決まる（Green 1883, 175）とする。これらは、あらゆる道徳的行為において双方が同じくらいに発揮される（Green 1883, 206）。

これらをふまえるとグリーンは、人間を、意志に基づき主観的に価値のあることを実現しようとする存在とみなしていたと言える。しかし、主観的に価値のあることが直ちに善いことであるというわけではなく、人間の本性としての人格の道徳的な善さは、何に主観的に価値を見出しているのかによって決まることになる。いわば、客観的に善さを示すことがまた位置づけられることになる。以下のようにグリーンが論じていることをふまえても、客観的に価値のあること—人格—がグリーンの自由において価値のあることを意味するものだと言える。

私たちの究極の価値基準は人格的価値の理想である。他の全ての価値は、人格のための価値、人格における価値に相対的である。国家や社会、人類の進歩や改善、発展について、人格というより大きな価値と相対的なものを除いて語ることは、意味のない言葉を使うことである。（Green 1883, 210）

あらゆることは、人格にとって価値があることかどうかによって測られることになる。人格という概念は、後に明らかにするように神を背景とした存在として位置づけられるので、人格にとって価値があるということは、普遍的存在にとり価値があることかどうかということなので、価値があることは客観的に価値があることだと言える。

グリーンは、そのような客観的に価値のあることを善いと理解する能力を、自らの本性の完成を達成すべきものとして構想する（実践）理性（Green 1886b, 337）とする。理性によって人間は何が善いかを認識し、それに自我の満足を見出すことで意志を通じて、善いことを価値のあることとして実現しようとすることができる存在だと位置づけられる。グリーンにおいて、自由とは人間がこのような能力を有する存在であることとして位置づけられる。

意志と理性の関係についてグリーンは、神のような存在においては実現され得る理想像と現実的存在の間、（人格の）完成の観念とそれによって決定される行為の間、これらには何の区別もありえず、意志と理性が一体化していると考えなければならな

い (Green 1886a, 326-327) とする。その一方、現実の人間においては、意志と理性が目指すものが一致し得るとしても、常にそうだとはいえない (Green 1886a, 327) ことを認める。理想的存在においては、客観的に価値のあることと主観的に価値のあることが合致し、善いと認識される人格の完成に対して自我の満足を見出すので、それを達成しようとすることになる。しかし、現実の人間は様々なものに満足を見出すので、必ずしも常に客観的に価値のあることを実現しようとするとは限らず、あくまで客観的に価値のあることを実現し得る存在である。客観的に価値のあることを実現し得る能力を有した状態が自由である。その時、人間は客観的に価値のあることに主観的な価値を見出すことができることになると言える。

以上より、グリーンの自由における価値あることを実現するための能力とは、自我の満足に基づいて達成しようとすることを決定する意志、客観的に価値のあることを善いと認識する理性であることを明らかにした。これらから、現実の人間は人格の完成を必ずしも達成しようとするわけではないものの、主観的に価値のあることを客観的に価値のあることに見出し、それを実現しようとし得る存在であることが自由だということになる。このようにして人間は自由な存在となり得るが、それでは、客観的に価値あることである人格とはどのようなことなのか。

2. 2. 価値あることについて：人格の完成・潜在能力²

ここでは、前に明らかにした理性と意志をふまえ、グリーンが価値あることをどのように捉えていたのか、人格の完成について、そしてその実現について検討する。

グリーンは価値の基準を人格 (person) とし、「自分の潜在能力³ (capability) が完

² 本稿では、グリーンが“capability”という表現を用いる時、「潜在能力」という表現を用いるが、本章におけるこの説明やケイパビリティ・アプローチに関する章でも明らかになるように、グリーンにおけるこの語はケイパビリティ・アプローチにおけるそれとは異なる。

³ 潜在能力の実現は自我実現 (self-realisation) ともされ、これについては Brink (2006) に詳しい。グリーンのこの考え方と他の思想家との関係については行安 (1968) を参照。また、自我実現に関連して、グリーンの道徳哲学は、自我実現という善を促進する限りで帰結主義的であり、功利主義と同じ実践的戦略を推奨することによって自らの理論を反映したことで、J.S.ミルの功利主義と近かったことを指摘する研究については、Weinstein (2007) Ch.2 を参照。本来、ケイパビリティ・アプローチに大きく影響を与えたミルとの対比を通じて、グリーンの思想の全体像を明らかにする必要もあるが、本稿ではそれを明らかにすることはそれ自体が一つの大きなテーマであり、本稿の範疇を超えるものなので取り扱っていないが、今後取り上げるべきであることは言うまでもない。

全に実現されている」 (Green 1883, 196) 状態である人格の完成を、人間にとって絶対的、本質的な価値の唯一の対象 (Green 1883, 249) とする。各人の潜在能力 (capability) が完全に実現された状態である人格の完成を実現しようとするための能力 (capacity) を有することが自由である。グリーンは、真の善を達成することは、潜在能力を実現することで達成できるようになるものであり (Green 1883, 206)、潜在能力を最大限に発揮できることが真に自由だとする (Green 1886b, 551)。それでは、グリーンの自由における人格の完成、潜在能力の実現とはどのようなことなのか。

潜在能力は神の心が人間の魂の中で徐々に再現されることによって実現される (Green 1883, 206)。そのように、神の心を自らのうちに再現することでされる具現化される人格の完成についてグリーンは、それは完全には実現し得ないので、それが何かを正確に言うことができないとする (Green 1883, 339-340)。潜在能力の実現の本質をグリーンは、潜在能力を実際に有する意識にあるので、潜在能力を持ち得る、潜在能力の実現によってより善い状態になり得る、と考えることが人間に大きな影響を与える (Green 1883, 339-340) とする。

人格の完成とは神的な観念 (divine idea) に従った人間の能力の実現を意味するが、人間は既に実現されたもの以外には完成が何かを詳しく知り得ず、人格の完成の存在への確信によって、自分自身の意識から生まれた絶対的に望ましい観念としての人格の完成の可能性を実現し、実現すると新たな可能性へと移行する (Green 1883, 230, 293) ので、より人格の完成に適った状態を実現したとしても、また現状よりも人格の完成に適った状態を実現しようとすることになる。自我の満足もまた「我々が決して完全には経験できないようなもので、我々が近づいても再び離れていくような満足」 (Green 1888d, 309) とされるので、人格の完成に自我の満足を見出すということは、常により大きな自我の満足を実現しようと、飽くなき追求が続くことになる。人格の完成とは、不可知ではあるが客観的な善き生があることを我々は意識でき、それによって善き生を実現しようということだと言える。

このようにグリーンは、人格の完成、潜在能力の実現の背景に神の存在を想定しているが、これは彼のキリスト教の信仰や神の考え方についての理解にも関わる⁴。

⁴ 彼の宗教論の概要については、塚田 (1982)、行安 (2014) に詳しい。

神の心は、社会生活のあらゆる機関を通じて尽きることのない一連の精神的鍛錬を徐々に補完するプロセスを通じて、人間の心に触れ、人間の心を修正し、それが人間の精神となる（Green 1888b, 239-240）

キリスト教のより高次の形式において、人間の精神は、神秘主義者が時に聖霊の支配（The reign of the Holy Ghost）と呼ぶ段階に達し、そこでは神の意識がもはや外なる力としてではなく、人間の精神と一つであり、それと調和し、内在するものとして、人間の精神は神の意識となる（Green 1888c, 270）

以上のような記述からも、グリーンにおいて人格の完成ひいては潜在能力の実現とは、究極的には神の意識を実現しようとするものだと言える。そして、そのような実現をグリーンは、信仰として位置づけている。

私たちが自分自身に正直であれば、信仰と呼ぶにふさわしいもの、すなわち、私たちの神への存在と神の私たちへの存在、私たちに対する神の寛大な心、私たちの中で、私たちと共に、私たちを通して働くこと、神における同胞として同胞に対する義務についての確信が、私たちとその行いの中で最も優れたものを生み出す源だと認めることでしょう（Green 1888c, 259-260）

このように、人格の完成とは、我々のうちに徐々に神の精神を具現化しようとするものとだとして位置づけられる。人間が道徳的行為の中で何かを実現しようとすることは、いまだ実現していないものを実現しようとするにほかならず、実現しようとしている理想的な状態をそのように実現されていない状態である自らと同一視することで、我々はその状態を実現可能な存在となる。道徳的行為の中で人が未だ実現していない究極的な理想として想定されるのが、神である（Green 1888a, 223-224）。

それを目指すも、既に示したように我々はそれを完全に実現することはできないので、人間に可能なのは、徐々にそれに近づいていこうと潜在能力を実現していくことになる。それが信仰であり、その中で自身と同様に潜在能力を実現する他者も存在する。それを通じて同胞に対する意識も生まれる。そこで、共通善の考え方、いわば自由における他者・同胞の存在との関係が明らかになる。

2. 3. 共通善

グリーンは理性を、自分にとっても他者にとっても善を同じものであると考え、行為を決定する能力だともする（Green 1886b, 353）。社会を構成する各人が、互いを各々の目的を実現しようとしている存在として認識し、そのように他者に関心を持つことで社会は成立しているとした上で、各人は、他者にとっての善いものを自らにとっても共通の善いものだと考えられる能力を有しているので、ある人が善いとするものは他者にとっても善いものとなり、人格の完成は共通善（Common Good）⁵として社会における各人の行動の目的となる（Green 1886b, 354-355）と位置づけられる。このように、各人が善いとする人格の完成という価値あることの実現は、全ての人に価値のあることである共通善の実現も意味する。それゆえ、ある人が人格の完成を実現しようとすることは、社会の全ての人にとっても価値あることの実現になる。

一方では、共通善を共有する人々の範囲に関する概念がますます広がり、他方では、共通善の性質そのものに関する概念が、人類と共同して拡大する普遍的社会の対象であることに矛盾せずに生まれてきたのである。善は、一人の人間や一組の人間が、他人を排除して得たり、享受したりするものではなく、人間の魂の潜在能力を完全に実現するために、全ての人に参加することができ、全ての人に参加しなければならない精神的活動として、ますます明確に認識されるようになった（Green 1883, 339）。

⁵ 塩野谷（2011）では、グリーンの共通善について、次の3点から功利主義の社会的善と異なるとする。第一に、グリーンの共通善における人格の完成は他者と共になされるもので、完成の主体は自らと他者を同一視し、道徳の改善を各人ならびに社会に求める。その中で究極的な目的の観念は一つでも、その実現に向けた直接的な目的は変わり得る。それに対し、功利主義は、道徳の改善は快樂をもたらす手段の効率的発見として目的は常に一定。第二に、功利主義の快樂の社会的集計になっているが、グリーンの共通善においては、人格の完成は誰もが欲求すべきものとして人格への平等の配慮がなされ、多数のための少数の犠牲の思考が排除されている。第三に、功利主義では共通善が快樂の集計という手続きであるに対し、グリーンは快樂に先行する能力を有する個人と社会の無数の他者、有限の個人と社会の無限の将来との同一化という手続きがなされるものだとする（塩野谷, 2011, 228）。この他、共通善についての研究は、グリーンの共通善には正義や権利に基礎づけられる側面でリベラリズムと、各人の善によって基礎づけられる側面でコミュニタリアニズムと結びつく観点は、Simhony（2001, 2006）、共通善の意義を強調しつつも国家の役割についてグリーンとマイケル・サンデル（Michael Joseph Sandel）の間で見方が異なる点については、萬田（2014）に詳しい。

これは、グリーンが挙げた自由の性質にもつながる。(Green 1888d, 372)。その自由の性質とは、第一に、真の自由の理想が、人間社会の全ての構成員が同じように自分自身を最大限に活用するための力なので、少数者の見かけ上の台頭が多数者の犠牲の上に成り立っている状態を自由とすることを拒否するのは正しいということである。第二に、このような自由は、共通善への貢献のために全ての人の力を等しく解放する自由を意味する。それは、契約の自由など諸自由の目的であり、共通善への貢献のために全ての人の力を等しく解放する自由を意味する積極的自由である。人格の完成は、全ての人が参加でき、かつ参加すべきものであるから、特定の人が排除されるようなものではないということである。

人間が何かを為し得るという観点で、また、その為し得るというのは自分自身だけではなく、他者との連帯も含めた上で、グリーンは自由を位置づけた。さらに、そのような他者からは特定の階級などによって排除されることは認められないものとしていた。全ての人が、共通善という価値のあることを実現できるようになることから、グリーンは自由の前提条件として全ての人間の平等を扱っていたと言える。誰かの犠牲で成り立つ自由はあり得ず、全ての人が共通善という価値のあることを実現できるようになることが自由である。そのためグリーンは、全ての人が価値あるものを実現できることを自由の前提としていた。この自由を究極的目的として、契約の自由などが正当化されるという意味では、究極的目的としての自由に適わない契約の自由などは正当化できないことになる。

信仰と関連させて考えると、人々は共に信仰の中で神の意識に近づこうとする存在である。互いをそのような存在だとして承認し、自らの価値のあることの実現は、他者にとっても同様のことであるから、また、他者の価値のあることの実現は、自らにとっても同様のことであるから、他者が価値のあることの実現を手助けすることは、自らにとっても、他者にとっても価値のあることの実現になる。そうすると、人格の完成という善いことを共に実現することもまた、善いこととなる。しかし、グリーンは共通善を実際に実現しようとすることは、必ずしも現実において全ての人が共通善を平等に実現できるようになっているわけではないと指摘する。

市民社会は、共通善が存在するという理念の上に成り立っている。しかし、

社会のあまり優遇されていないメンバーに関して、この理念は実質的に実現されていない。それらは、全ての人が等しく到達することができないような種類のものである。ある者がそれを得ることに成功しても、他の者の成功とは相容れない。一般に善として求められる対象が、各人が達成したり、達成に近づいたりすること自体が、他の全ての人の達成に寄与するような精神状態や人格になるまでは、社会生活は戦争の一つであり続けなければならない。実際、この戦争では中立地帯が絶えず拡大し、平和への新しい傾向が絶えずもたらされるが、同時に、敵対する利害関係の新しい展望が、弱い者の失敗の新しい見込みと共に絶えず開かれている（Green 1883, 288-289）。

現実の社会においては共通善の理念が完全には実現されておらず、それを実現することに全ての人が関わるできない状態もあり得る。そのような状況では、ある人の人格の完成を実際に実現しようとするのは、他者が人格の完成を実際に実現しようとするとは相容れない場合がある。それが全ての人にとり人格の完成に適う実現に至るまでは、社会生活の中では対立が存在し得る。そのような対立は、徐々に無くなる傾向にあったとしても、その中で新たな対立も生まれ得る。

このように対立が存在するということは、そもそも共通善が理念として多元的であるから、それぞれの間で対立が生じているということの意味しているわけではない。あくまでここで問題となっているのは、どのように共通善を実現しようとするのかという問題である。その実現方法は、全ての人が同様の方法で潜在能力に向かい成長しなければならないわけではない（Green 1883, 262）。そして、人間の機能は様々なので、潜在能力を実現する手段も様々だ（Green 1886b, 527）とされる。

これらは、人格の完成や共通善の実現方法は単一というわけではないことを示唆している。そうすると、二つの実現方法が存在する時に、どちらの方がより望ましいのかということもまた問題となり得る。どのようにそれを実現するのかで対立もあり得ることになる⁶。ここで問題となるのが、そのような対立の中で、どのようにして共通善を実際に実現しようとすることができるのかという問題である。ある人が、他者と共に社会で対立もしながら生きる中で、どのようにして人格の完成や共通善の実

⁶ このようなグリーンの共通善の実現方法の多様性についての議論は、萬田（1986）第三章を参照のこと。

現が可能になるのか。グリーンの権利の位置づけからそれが明らかとなる。

2. 4. 価値のあることの実現について

ここまではグリーンの自由論について検討してきた。これは、人格の完成ないし共通善を実現できるための人間の条件であったと言える。

次に問題となるのが、実際に実現しようとする時の問題である。共通善としての人格の完成・潜在能力をどのように実現するのか。人格の完成という単一の理念の実現を目指すことは、単一の方法によってなされるのか。人間が実際に人格の完成を実現できるということは、どのように考えられるのか。ここでは、人格の完成の実現の方法、グリーンの権利論⁷と自由の二側面について考察する。

共通善としての人格の完成・潜在能力の実現方法についてグリーンは、全ての人が同様の方法で潜在能力に向かい成長しなければならないわけではない（Green 1883, 262）。そして、人間の機能は様々なので、潜在能力を実現する手段も様々だ（Green 1886b, 527）とする。潜在能力を実現しようとするかどうか、どのように実現するかは各人が自ら決定すべきだからこそ自由であり、その実現方法は様々になる。この点でグリーンは、人格の完成の方法の多様性を認めていたことになる⁸。

⁷ グリーンが道徳的内在主義を提唱し、そこから権利承認テーゼの一バージョンが導かれること、グリーンにとって権利を共通善に根拠づけることは、権利の概念的特徴であり、彼の道徳的内在主義や道徳的動機づけの理論に関連すること、グリーンの道徳的内在主義の分析は、権利を適切に個人に帰属させるためには実際の社会的認知が必要であるというグリーンの強い要請を正当化するには至らないこと、グリーンの特権付けは、権利が力（power）であるという主張に言及するものであること、もしグリーンが権利を請権力としての概念も真剣に受け止めていたならば、権利に関する強い社会的承認の主張の説得力のある正当化に導かれたであろうことを Gaus（2006）は指摘する。この他グリーンの特権についての議論は、19 世紀の観念論者の思想をイギリスの自由主義的関心に適合させ、権利の概念を極めて重要な位置づけで採用した点を評価する Freeden（1991）がある。グリーンは、個人は、共通善に向かって他者と協力することによってのみ、それを達成できるので、社会生活から発生する権利以外には考えられず、近代自然権の教義を受け入れがたいものであると考え、社会の構成員が権利を持つには、各構成員がその共通善の中に自分自身のための善も認めることを必要としたことを肯定的に評価する（Freeden 1991, 20-21[訳 35-36 頁]）。社会契約論による近代自然権に対するグリーンの特権については寺尾（2020）に詳しい。グリーンの特権における承認についてのより詳細な議論については、Martin（2001）、Nessbit（2001）に詳しい。

⁸ Hinton（2001）では、人格の完成が不可知であること、本稿で示したような機能などの多様性を認めること、道徳的異質性をグリーンが支持していること、これらからグリーンは価値多元主義だと位置づける（Hinton 2001, 498-499）。しかし、本稿では、グリーンの特権は人格の完成をどのように実現するのかという論点において、その実現方法を多様だとすることを明らかにしたものである。生き方の多様性を認め

人格の完成という価値あることの実現は、全ての人に価値のあることである共通善の実現も意味する。人格の完成の実現が、他者から共通善の実現と承認されることによって、人々はそれを実現する権利（right）を有する（Green 1886b, 353-354,461）。それにより、価値のあることを実現できるようになる。つまり、権利ある主体として他者から承認されることによって、いわば権利を有していることによって、人格の完成・共通善を実現しようとするのが可能になる。権利と共通善に関連してグリーンは、次のように述べている。

(1) 社会の一員として、(2) 社会の構成員によって、共通善が、各自にとってあるべき理想の善として認識されている社会の一員としてでなければ、誰も権利を持つことはできない。このように認識された善によって決定される能力は、道徳的な意味での人格を構成するものである。このため、道徳的な意味での人格の間においてのみ、権利が存在し得るとするのは真実である（Green 1886b, 350）。

個人の権利は、...（中略）...社会との関係、すなわち共通善を認める他の人間との関係に依存するのである。権利とは、共通善に寄与するものとして主張され、認識される力である（Green 1886b, 416）。

以上の権利についての記述からは、権利を有することの必要十分条件は、共通善が、各人があるべき理想として認識しており、道徳的人格からなる社会の一員であることである。それによって、共通善を実現しようとしている各人の関係の中で権利が位置づけられる。このように位置づけられれば、第一に、特定の社会においての成員間のみ権利が認められるのであれば、異なる社会あるいは共通善の捉え方が異なる社会の構成員間において権利を有することはできないのか。第二に、道徳的人格とは言えないような人々には権利は一切認められないのかが問題となる。

第一の問題について、既出の共通善の議論をふまえると、グリーンにおいて諸社

ることから価値が多元的であるとするのは早急であり、そのような多様さも人格の完成に適っている限りにおいてである。それゆえ、多様さの背景には人格の完成という価値が根底にあるので必ずしも価値多元主義であるとは言えないと考えられる。

会の目的とされるのは普遍的な共通善であるから、人類全体の人間社会の構成員として全ての人に権利が認められる。それについて、以下のように論じている。

社会に対して、自由に（すなわち、善の概念による決定のもとに）その善に貢献する能力に関してでなければ、権利を構成するような要求はありえない。もしその主張があらゆる人間のためになされるのであれば、それは人間社会全体に対する主張でなければならず、それが実現可能であることが求められる。そのような主張を可能にするためには、特定の社会の特別な条件から独立して考えられる、人間社会全体で実現可能な共通善が存在しなければならない（Green 1886b, 463-464）。

権利は各人が自由に善に貢献できる能力としてでなければ、そのような権利を要求することはできない。つまり、権利として要求できるのは、それが、各人が自由に善に貢献できる能力に関する場合である。既に見たように、グリーンは自由や共通善はあらゆる人に求められるものであるから、それは特定の社会の条件とは独立に考えられる人間社会全体をふまえた共通善でなければならないことになる。グリーンは権利における社会の一員とは、そのような人間社会全体を指すものと解釈される。

第二の問題についてグリーンは、価値あることを実現できなくても、現在ここにある彼らとは異なる社会的能力の強さで生きる権利を帰することができること、価値のあることを実現できない理由を改善すれば権利が与えられる状態になること、価値のあることを実現できない理由を改善不可能とは断定できず、実現できないとして排除することは不可能なこと、これらを根拠に、あらゆる人に権利が認められるとする（Green, 1886b, 463-464）⁹。

このように位置づけられることによって、道徳的人格となり得る存在として全ての人間に権利が認められることになる。権利は人格の完成、共通善の実現という観点から正当化されるので、各人が人格の完成、共通善の実現をできなければならないということを前提していたことになると言える。

以上のようにグリーンは、価値のあることを実現「できる」条件を論じてきたと

⁹ グリーンは権利が障害者などにも認められる議論については、寺尾（2020）を参照のこと。

言える。ここで、自由における「できる」ということが何を意味するのかについて改めて検討する必要がある。これまでの本節の内容では、人格の完成・潜在能力の実現、そして共通善の実現を意志と理性に基づき達成しようとするを以って、価値あることを実現できると論じてきた。いわば、意志と理性を有することによって価値のあることを実現「できる」と位置づけられた。また、価値のあることはあらゆる人にとり価値のあることなので、各人は価値あることを実現する権利を有し、その実現が尊重されるので、価値のあることを実現「できる」とも位置づけられたと言える。

これらは、人間の精神面、いわば人間の内的側面の観点から「できる」ことを論じてきたが、グリーンは必ずしもその側面だけを論じたわけではない。次章で改めて検討するが、Simhony（1993）でも示されたようにグリーンの自由には、人間の内的側面に関する条件、つまり、上述の意志と理性の関係だけではなく、人格の完成や共通善を達成するに際して外的障害の欠如した状況であることや、その実現が可能な肉体的条件などが実現されているという外的条件もまた存在する。

人間が自由であるということは、何が価値のあることであるかを理解する能力を有しているだけではなく、価値のあることを達成しようと思えば、外的な障害が無くそれを実現しようとすることができることもまた求められることになる。次章で示すように、グリーンが自由を根拠に政策を論じる場合、それは人間が人格の完成に適ったことを達成しようとするを外的に阻害されない観点からも論じられている。それゆえ、グリーンにおいては、潜在能力の実現は、人間の内面ならびに外面から論じられていることになる。

人間が自由であるということは、能力を有しているだけではなく、人格の完成の実現を強制されず、自ら実現しようとする自律的な主体として能力を発揮でき、人格の完成の実現を妨げる外的要因がないことも求められる。そのような意味で、グリーンの自由には、能力を有する自律的主体であるという内的側面と、人格の完成を強制されず、人格の完成を実現しようとする際にそれを妨げる外的要因がないという外的側面の二つの側面があると言える。本章では専ら、前者の側面に着目してきたが、次章ではグリーンの自由における後者の側面について、彼が構想した社会改革思想もふまえながら明らかにする。

3. 本章のまとめ

グリーンにおいて自由とは、価値あることを実現できる能力を有することである。能力とは、主観的に価値があると見出したこと（自我の満足）を実現しようとする意志と、客観的に価値があることを行為の目的として見出すべきと認識する理性を指す。客観的に価値あることは人格の完成で、人格の完成という理想的な生における理性と意志、つまり、善いことに満足を見出そうとする能力が形成された状態が潜在能力の実現であり、それが実現された時に人間は自由となる。

人間のこれらの能力は不完全であるから、人間はこれらが完全になる状態としての人格の完成、潜在能力の実現を目指すことになる。潜在能力は、現実の人間が実現しようとするが、その実現は完全には実現できない理想的な生における能力である。神の意識が想定され、グリーンにおいてこのような人格の完成の実現は信仰としても位置づけられ、神を自らのうちに再現しようとするのが人格の完成となる。

グリーンにおいて潜在能力とは常に人格の完成に適ったものに満足を見出し、それを実際に実現しようとする能力を有すること、いわば、理性によって善いと認識したものを、意志に基づき満足を見出し実際に実現するような状態である。ただし、潜在能力が具体的にどのようなものなのか言明できず、それが完全に実現されることもあり得ない。人格の完成は全ての人にとり価値のあることでもあるから、それは共通善にもなる。しかし、これは現実には必ずしも全ての人に等しく到達できるようになっているわけではない。どのように人格の完成を実現しようとするかは、多様になる。

人格の完成を実現しようとすることは、あらゆる人にとって価値のあることを実現しようとするものであるから、それは権利として尊重される。権利はそのような実現が不可能ではないあらゆる人に認められる。これらは人間の精神面、いわば内的側面に関わるものだが、グリーンの自由では外的側面も自由の前提となる。そうなる問題となるのは、その前提が実現されていない場合だが、これを次章で検討する。

第2章 社会改革思想の政策実践

—グリーンの世界改革論—

1. はじめに

本章は、前章の内容をふまえた上でグリーンの社会改革思想を検討するものである。グリーンの自由論、権利論をふまえ、グリーンが国家をどのように位置づけ、それらに基づいて彼が論じた 19 世紀後半の社会問題に対する政府の干渉の正当化とその根拠を検討し、グリーンの社会改革思想における自由、とりわけ自由の外的側面と干渉の関係を明らかにする。

20 世紀初頭から 1960 年代にかけてグリーンは肯定的評価がなされてきた。Barker (1915) では、グリーンが国家の積極的役割と道徳的に正当化できる干渉の範囲を明らかにした点が評価された。Holloway (1960) では、グリーンが自由主義を自由放任から福祉国家の方向へ転換させ、福祉国家の基礎を築いたと言える点が評価された。1970 年代以降、従来のグリーン評価を修正する動きが強まってきた。グリーンは集団主義を唱えたわけではなく、土地改革や酒類制限を唱える以上のことはしていないので、福祉国家の建設者と称賛することは誤りとした Clarke (1978) などがある中で、その中心となったのがマイケル・フリーデン (Michael Freedon) によるニューリベラリズムにおけるグリーン評価の再検討である。グリーンらの理想主義は進歩的運動の一つにすぎず、グリーン無しでも自由主義は古典的自由主義からニューリベラリズムという改革の方向に向かっていったこと、リベラリズムが観念論を吸収し、観念論に新たな意味を付与したと指摘する (Freedon 1978, 17-18)。フリーデンはその後、福祉国家思想の経験的証拠には、イギリス観念論とは無縁の概念構成が多く見られること (Freedon 1996, 110)、グリーンによるリベラリズムの大衆化は、一世代の支持者たちに顕著な思想的影響を与えたため、彼の改革はリベラリズムに大きく貢献したとみなすのが妥当でも、グリーンをリベラリズムの進化における最後の到達点の一つとみなす点、グリーンを自由主義的立場の急進的改革者と見なし、彼の発言がなされた文化的背景や、現代の他の自由主義的立場との関連における進歩性の有無を無視する点など従来の議論で重きがおかれてきたこれらの点は正当な評価ではないとする (Freedon 1996, 180-181)。グリーンの著作に進化論的見解がないことは、その見解が

ニューリベラリズムの特徴であるのと同様に、彼がリベラリズムを十分に先鋭化できなかったことを物語るものだ（Freeden 1996, 197）とも指摘する。

これらの評価は、グリーンがニューリベラリズムを打ち立てたという従来の過大評価を修正し、観念論的視点からリベラリズムに新たな知見をもたらし、ホブハウスを含むグリーン支持者によるリベラリズムの改革に貢献したと捉えることができる¹。フリーデンはこれら以外の著作でも観念論者としてリベラリズムに新たな意味を与えた点でグリーンを高く評価する（Freeden 1991, 20 [訳 34 頁], 2015, 75 [訳 137]）。

この位置づけをふまえると、グリーンを評価するにあたって、彼の社会改革思想を考えるにあたって注視すべきは彼の理想主義的側面であり、それは前章で明らかにした自由の実現に関わるものである。塩野谷（2012, 2013）において、従来のグリーン研究がグリーンの実践的改革案の考察から彼を評価しており、彼の道徳哲学や政治哲学、彼の思想の後世への影響を無視していると指摘するが、ここで問題となるのは、実践的改革案と彼の哲学的基礎の関係性である。グリーンは、イギリス福祉国家政策を形成した人々にも影響を与えた福祉国家の思想的基礎を築いた思想家と位置づけられる。彼の社会改革案についての研究は、Richter（1964）で、グリーン思想におけるキリスト教的背景をふまえつつ、グリーンは自由主義の転換を図ったものの、本質的には古典的自由主義に属するとも指摘されている。

グリーン社会改革案とグリーン思想の核となる人格の完成という理念はどのように関係するのか。グリーン社会改革における政府の干渉は、社会問題ごとにどのように正当化されたのか。本章は、グリーン自由論、国家論もふまえつつ、彼がどのように社会経済問題に取り組もうとしたのか、前章で指摘した自由の外的側面を念頭に置きながら、彼の社会改革思想を Harris（1992）などと言われるような、また、序章で示したような理想主義の観点から明らかにすることを目的とする。そして、それによってグリーン公共政策規範の方法を検討する。

本章の構成は、次節でグリーン社会改革思想の基礎について、グリーン自由の外的側面や国家論を検討する。第3節においては、前章や第2節の内容もふまえながら、19世紀後半のイギリスにおける教育、労働と公衆衛生、酒類、土地に関する諸問題のそれぞれをグリーンはどのように改革する必要があると捉え、政策を構想し

¹ このような過大評価は避けられるべきものだが、かといってグリーンを過渡期の思想家と位置付けることが妥当ではないと吉崎（1997）は指摘する。

たり干渉を正当化したりしたのかを明らかにする。

2. グリーンの国家論

本節では、自由と政府の干渉の関係についてグリーンが社会改革思想を明らかにするため、その思想の基礎となる彼の国家論を検討する²。

前章で明らかにしたように、グリーンにおいて自由とは共通善でもある人格の完成・潜在能力の実現のための能力である意志と理性を有することである。人間はそのような主体であり得るので、共通善でもある人格の完成・潜在能力の実現の権利を同じ社会の構成員から承認されることによって有することになる。グリーンの自由は、自らにのみ関係するものではない。自由における価値のあることの実現は、他者の援助により発揮できるようになるものであり、かつ他者が同様に発揮できるように援助する必要があるものである。また、自由の実現は、全ての社会構成員に平等に当てはまり、全員への実現が必要だとしている（Green 1888d, 370-371）。

それゆえ、グリーンの自由には、他者の存在や社会が大きく関係すると同時に、全ての人に適用されるものである。そのような人々からなるとされる社会は、それを構成する各人が互いを、各々の方法で共通善でもある人格の完成・潜在能力を実現しようとしている存在として認識する。その実現が権利として認められることになるが、ここで問題となるのが実際に実現することを阻害する要因が存在する場合である。

現実の経済社会には、人々の自由を阻害する諸要因が存在する。この時、グリーンは、自由であるための条件を保障する制度として国家を位置づけた（Green 1888d, 372-375）。人々が自由であるための条件を実現するために国家によって政策が行われる。国家は権利の前提条件であり、かつそれを維持する制度（Institution）なので（Green 1886b, 449）、各人が価値のあることを実際に実現しようとするということは、それを阻害する要因が取り除かれることが前提として求められることになる。グリーンは制度を、人々の人格の完成の意識からつくられたもの（Green 1883, 236）とし、国家も人々のその意識の下で形成されたことになる。国家の目的は、人格の完成の実現にかかわる。まさにこのような意味で、自由の外的側面、いわば人格の完成を可能とする能力を有した上で実際にそれを実現しようとするための条件

² 本稿では、干渉の正当化の根拠としてのグリーンの国家論を明らかにするが、国家の起源や基礎については日下（1981）、国家論における市民の義務としての抵抗や反乱については梅澤（2020）を参照のこと。

を保障し、そのような条件が成立していない不自由を是正することが国家の役割として位置づけられたと言える。

不自由を引き起こす障害を是正し、自由、いわば人格の完成を各人が実際に実現できるようにすることが必要だとして、人格の完成を実現できる環境を整備するための国家による干渉をグリーンは認めた。国家の役割は「真の市民としての習慣を促進するための国家（中略）の効果的な行動は、必然的に障害を取り除くことに限定される」（Green 1886b 515）。また、「国家の職務は...（中略）...道徳的善を促進することではなく、それ無しでは人間の才能（faculties）を自由に発揮することが不可能となるような、条件を保持すること」（Green 1888d, 374）とされる。

これらから、政策主体としての国家の役割は、人格の完成を実現しようとする際に、その実現を阻害するような外的要因を是正すること、人格の完成を実現するための必要条件を維持することとなる。グリーンにおいて、自由の必要条件として、人格の完成を実際に実現しようとすることを阻害する要因が存在しないことも求められる。人格の完成を妨げられることなく実現できる機会が、全ての人に保障されていることによって、人は自由となり得る。そのような機会を保障し、人格の完成の実現を阻害する外的要因を是正することによって、自由の外的側面の条件を保障することが政策主体としての国家の役割となる。これに基づきグリーンは諸政策を正当化したことになるが、どの程度までの干渉が正当化されるのか。

「強制されて行動する人間には自由はありえないが、他方で、単に強制を排除し、人間が好きなように行動できるようにするだけでは、真の自由には貢献しない」（Green 1888d, 371）として、強制的に人格の完成を実現させようとすることは不自由となり、完全に自由放任にしても自由は実現されない。強制的に人格の完成を実現させようとすることは不自由となり、完全に自由放任にしても自由は実現されない。人格の完成はある気質や動機を持って行うべきなので、強制できない道徳的義務（moral duty）だとする（Green 1886b, 335, 340, 552）。過度な干渉は、道徳的義務の履行や動機を狭めてしまう（Green 1886, 346）として、グリーンは否定する。このように、人格の完成・潜在能力の実現は強制できないことだとして位置づけられる。それらの直接的実現は、社会改革における国家が扱うべき問題にはならない³。それゆ

³ カール・ポパー（Karl Raimund Popper 1902-1994）は、国家の役人は、市民の道徳性に関心を持ち、その権力を市民の自由の保護よりも道徳的生活の統制に使うべき、いわば自らの道徳的決定による規範領域た

え、国家は直接的に人格の完成・潜在能力の実現に干渉するのではなく、それらの実現条件に対して干渉するものである。人が自らの能力を発揮することで人格の完成を実現しようとする自律的な存在であることが求められると言える。人格の完成を直接実現させることではなく、外的障害の是正が、政策主体としての国家の役割である。

干渉が一切なくとも、それによって人格の完成を実現しようとしても実現できない、あるいは、能力を発揮することが妨げられ、人格の完成を実現できないようになってしまう恐れがある。たしかにグリーンは、自発性に委ね、障害のない状態が実現される社会を高度な社会であると認めている (Green 1888d, 375)。しかし、国家の干渉が対象とするのは、現に自発性を発揮できない状況にある人々であり、その状況を放置しても改善されない以上、干渉によって完全に状況が改善されるまでは、国家の干渉が必要になるとする (Green, 1888d, 375-377)。自由放任にすると、当事者の一方が不利な立場におかれていれば、契約は抑圧の道具となり不自由が生じ得ることや、健康やまともな住居、教育と相容れない条件の下で生活し働くような、自由に対する外的障害が生じて意志と理性を発揮できなくなること (Green 1888d, 373-374) から、外的条件に対する干渉が一切無かったとしても不自由が生じ得ることをグリーンは想定していると言える。これは先行研究でも指摘されている (Simhony 1993, 40)。

それでは、自ら自発性にに基づき人格の完成を実現しようとすることができる人たちにとっては、干渉は自由を脅かすものになるのかというと、以下の記述からもわかるようにそうではない。

自分自身で行うべきことを行うことを要求された人々の独立と自立を妨げる必要は全くありません。... (中略) ...法律は、どんなに望みが高くても、自分自身に任せておけば効率的に実行させるのに苦勞するようなことを、効率的に実行させるための保障を与えてくれるのです。疑うまでもなく、法律によって一家の大黒柱としての責任から解放されるのは間違いありません。し

る本来の道徳的領域を犠牲にして国家の道徳的決定による規範領域たる合法的領域を拡張すべきとする考え方に対して、それは個人の道徳的責任を終焉させ、道徳を破壊すると批判する。その上で、「われわれが必要としかつ欲するのは、政治の道徳化であって道徳の政治化ではない」 (Popper 1962, 113[訳 120 頁]) と論じる。ポパーは自らのこの主張に対して、グリーンも国家が法律によって道徳を強制することは不可能であることを明確に示していることから、必ずや同意しただろうとする (Popper 1962, 260[訳 281 頁])。このポパーの捉え方にもあるように、グリーンは国家観は道徳を強制するようなものではないと言える。

かし、もしその人が我々の想定するような人物であれば、ある方向で責任から解放されるのと比例して、他の方向でも責任を負うことになります。国家がある人に家族の安全な住居と十分な学校教育を保障することで、その人は、他の点での家族のウェルビーイングに、より一層気を配るようになり、自分自身で世話することができるようになるでしょう（Green 1888d, 375-376）。

諸立法や政策によって、自発的に教育や衛生環境を実現しようとする人々がそれに注意を払わなくても実現されるようになる。そのような自発性を有する人々が、他の意義あることに着目することができるようになって、それを実現することができるようになるという面からも、グリーンは干渉の必要性を説いた。これらから、グリーンは自発性の有無にかかわらず、全ての人に対して政策が意義あるものであると位置づけていたと言える。

このようにして、グリーンにおいて、人間が国家の干渉から保護される自由の領域が明らかになった。人間生活全般に対して包括的な生、いわば人格の完成に向けた有徳な生を実現することが、グリーンの根幹にあったと言える。ただし、それは特定の生を実現することを強制するものではなく、あくまで各人にその実現の決定の判断をゆだねるものである。そのような意味で、グリーンにおいて自由という言葉が用いられているとも言える。

国家に求められるのは、現実存在する明らかに人格の完成や共通善を阻害するような社会経済問題を是正することだった。既に示したように、人格の完成や共通善の実現の方法は多様であるから、政策によって行われる内容も、同じ社会経済問題に対して、常に同じ方法で解決策が実施されるとは限らない。

このような機能（自由な生活条件を維持するために必要な国家の機能：括弧内引用者補足）がより十分に認識され、実行され、公共の利益のために地主が土地の自由な使用への必要な統制が確立された時、土地に関する遺贈の権利を制限し、平等な相続のような制度を確立することが依然として望ましいかどうかは、いかなる絶対原則によっても答えられない問題である。それは状況によって異なる。恐らく、フランスやアイルランドのように最も重要な産業が土地と直接結びついている国と、イングランドのようにそうでない国

とでは、この問題は異なる答えとなるはずである (Green 1886b, 534)

真の政治改革者の性質は、恐らく常に同じである。人間を改善しようとする情熱は、その究極目的において変わることはない。しかし、改革者の直接的な目標や、それを推進するための説得方法は、世代によって大きく異なる (Green 1888d, 367)

政策や社会改革の究極的目的が常に人格の完成や潜在能力の実現であったとしても、それらの実現に関する具体的な次元になると、同じ問題に対する政策であっても、時代が変わればその具体的内容は大きく変わり得ることが示されている。同様に、社会や国家のおかれた産業的・社会的・環境的状况によっても、当然具体的にどのような政策が望ましいかは異なってくる。これらをふまえ、本章で着目するのは、グリーンが当時の問題に対して何を言っていたのかということそれ自体ではなく、グリーンが当時の社会経済問題をどのように捉え、どのように政策を正当化したのかである。

以上より、全ての人が自由であることができないからといって、価値のあることを実現する能力を有する意味としての自由の外的側面—人格の完成や共通善を実際に実現しようとすることを阻害する要因は存在しないこと—を実現するために国家が役割を果たす。人格の完成は各人の道徳的義務であるから、その強制は国家の役割ではない。国家が役割を果たすべきなのは、各人が価値のあるものを実現できる能力を、発揮・形成できないようにしている障害を除去、つまり人格の完成を実現できなくするような状態を是正し、人間が自由であるための条件を維持することである。

そのような条件は、時代と共に変化し得る上に社会的背景などの状況によっても異なる。価値のあることを実現するための能力の発揮を阻害する、つまり何らかの要因によって価値のあることを実現しようにもできない人が存在する限り、国家の干渉によって状況を改善する必要がある。人々が人格の完成を実現できる能力を発揮・形成できない時、それらの発揮・形成を国家の干渉を通じて実現できるようにしなければならない。人格の完成を実現できない状態を国家は是正しなければならないということになる。

本節ではグリーンの国家論を検討してきた。これは、国家の役割を正当化する根拠と正当化される範囲を示すものだったと言える。次節では、これらをもとにグリー

ンが実際に19世紀後半イギリスの社会問題をどのように捉えていたのか、社会改革思想を検討する。

3. グリーンの社会改革思想

本節では、前章ならびに前節の内容をふまえつつ、グリーンが19世紀後半のイギリスの社会問題をどのように捉えていたのか、そして、干渉はどのように正当化されると考えたか、彼の社会改革思想を検討する⁴。彼の社会改革思想について、教育と労働環境や公衆衛生という既に政策として存在しているものの正当化や、酒類取引の制限と土地問題という新たな政策課題あるいは政策に欠陥がある場合について、その原因、改善のための政府の役割と干渉の正当化をどのように考えていたのか検討する。

グリーンが『自由立法と契約の自由』で正当化した干渉は、当時のイギリスで反対意見も存在したが、既に成立していた法律、あるいは土地改革や酒類取引の制限であるこの講演の目的は、当時の社会改革立法や具体的政策といった国家の干渉を承認する根拠としての原理が十分に議論されていなかったもので、その原理を検討することであった。それと同時に、将来重要な問題に対処する際の手引きとなる原理を明らかにすることだった (Green, 1888d, 370)。それゆえ、グリーンがこの講演で目的としたことは、当時の社会経済問題に対処するための直接的方策というわけではなく、干渉を正当化する原理の探究だったと言える。本研究もそのような目的を意識し、グリーンが当時の社会問題に対する干渉をどのように正当化したのか、その原理となる彼の価値理念もふまえながら検討する。

3. 1. 義務教育⁵

グリーンは、1865年と1866年に王立学校調査会の調査業務に携わり (Nettleship 1888, xlv)、1870年1月には、オックスフォード市で開催された初等

⁴ グリーンの国家干渉の問題について、Richter (1964) をふまえながら古典的自由主義との関連について明らかにした研究は栄田 (1991)、若松 (1991) に詳しい。グリーンを含むイギリス観念論の思想と実践の意義はUlam (1951) Ch.2 に詳しい。

⁵ グリーンの教育論の概要は安原 (1982) に詳しい。イギリス教育思想へのグリーンを含むイギリス理想主義の影響は、Gordon and White (1979) に詳しい。Plant (2006) は、教育と共通善の関係について、教育資源へのアクセスは競争を生み出すので、それ自体は共通善に適ったものではないと指摘する。

教育を推進するための方法を検討する会議に出席し、義務教育、公費による学校の維持、無宗教教育の3つのポイントを掲げた国民教育連盟（National Education League）のプログラムを支持するなど（Nettleship 1888, cxiii）、当時のイギリスの教育行政に参画していた人物である。ここでは、グリーンが教育への干渉をどのように正当化していたのかを検討する。

19世紀後半のイングランドにおける初等教育についてグリーンは、「近代の大衆的労働システムのもとで、子どもの運命を両親の手にのみに委ねることができるかは疑わし」く（Green 1888e, 432）、子どもたちが「自らの主人になった時、健康で賢く、徳の高い人間になるために」必要な「自国語の最良の書物を自由に読んだり、科学の最も単純な真理に親しんだりできるような初歩的な知識も無しに、学校から追い出されている現状」（Green 1888e, 454-455）にあったとする。そして、以下のような理由から、国家が子どもたちに対して義務教育を行う必要性があることをグリーンは認めている。

現代社会では、ある種の初歩的な技術や知識を身につけていないと...（中略）
...個人が自分の才能（faculties）を発揮する自由がない。社会構成員の間に
そのような自由を確保するためには...（中略）...子どもたちが自由な人生から
実質的に除外されるような類の無知の中で育つのを防ぐことが、国の権限
内であることは確かである（Green 1888d, 373-374）。

子どもたちが、将来的に自由な主体として能力を発揮できるようになるために必要な教育を受けなければならない状況であるにもかかわらず、当時の公教育が不十分であり、かつ、親の手に教育を完全にゆだねることもできないような状況にあったとグリーンは捉えていた。また、グリーンはプロレタリアートが劣悪な環境におかれる理由の一つとしても、教育が十分に行われていないことを挙げている（Green 1886b, 534）。

当時の教育の状況を鑑みて、「国家は諸教会や宗派の間において公平であるべきであり、ある種の教義や規律が他のものに対抗して強化されるような形で公的資金が教育に提供されるべきではないという原則は、私も十分に認めている」（Green 1888e, 440-441）として、公的資金を投入する以上、人間生活のあり方についての特定の宗派の教義を推し進めるような教育はあってはならないとする。当時のイギリス国教会

による教育を念頭に、特定の教義に縛られることのない教育に焦点を当てていたとも考えられる。

教育の欠如は、子どもたちが将来自由な主体として能力を発揮できるようになるためには必要な条件を形成できないようにすることであり、また、困窮を招く要因の一つとしてグリーンは捉えていた。このような状況を是正するためにグリーンは、より積極的な初等教育の徹底を国家に求めた。グリーンの教育政策の正当化も自由によって基礎づけられる。それは人格の完成の実現を直接的に目指すものではなく、また、特定の教義に基づく教育を推進するのでもなく、そのような実現を可能にする条件としての知識などの形成を目的とするものである。

グリーンは、当時は子どもが自由であるために必要な能力を、親による教育のみでは十分に形成できない状況だったため、つまり、自由への障害が存在している環境だったため、そして、子どもたちが自由な存在となることができなくなることを防ぐため、国家による教育への干渉を正当化したと捉えられる。この点でグリーンは、人格の完成への障害、つまり人格の完成を実現できない状態を是正、防止するための教育への干渉を正当化したと言える。

3. 2. 労働環境と公衆衛生

次に、グリーンが労働環境や公衆衛生への干渉をどのように正当化したのか検討する。グリーンは労働を、財貨（commodity）同様に交換されるものだが、労働者は人格たる人間であるから、人々が労働を提供する際にも共通善の実現に資する条件下にあらねばならないとする。そして、労働者にとり劣悪な労働環境は、個人の健康に対する障害、自由に対する障害だとし、国家の干渉によって、それらの是正を正当化する（Green 1888d, 373）。また、未成年者や女性の労働の制限も、そのような制限無しでは肉体的ないし道徳的頹廃を招きかねないことから、自由の条件である健康を阻害するものの除去、健康な環境を保つために必要だとする（Green 1888d, 373-374）。労働環境だけではなく、人々の健康に必要な建物、住環境や下水の整備もまた国家の権限の領域であるとし、労働環境に限らず国家による公衆衛生政策が必要だとする（Green 1888d, 374）。

このようにしてグリーンは、人々の働く環境や生活する環境についても、それが自由ないし共通善に資するものでなければならぬとして、そのようなものであるよ

うにするため、労働環境や公衆衛生政策を正当化する。

この問題について国家が干渉しなければならない根拠としてグリーンは、このような衛生環境は自発的に整備されるものではないことを挙げる。雇用主が労働者のために最善を尽くせば、立法無しに障害ある状況を改善できるとしても、雇用者はそのような人々ばかりではなく、立法無しでは思慮の浅い雇用主が劣悪な条件や環境で労働者を雇用しようとするのを阻止できないこと。雇用者との関係上、労働者が自ら劣悪な条件を拒否できる状況ではないこと。労働者の健康やまともな住居や教育と相容れない条件でも労働力が得られるなら、後世への負担を生み出してしまうことも顧みずにその条件で労働力を購入する人は常にたくさんいること。これらを理由に、労働者が劣悪な条件下におかれることを立法によって防ぐことを国家の役割とする（Green 1888d, 377）。

グリーンは、健康を害することは自由を阻害することだとし、そのような環境の是正を行うために国家による干渉を求めた。そのために、労働時間や労働環境、住居などの環境を整える必要があることになる。加えて、このような環境は立法無しで自発的に実現されるものではないので、国家による干渉が必要だとされた。労働環境や公衆衛生も、健康への害や労働者が自由な主体ではないような状態である各人の自由に対する障害、つまり、人格の完成を実現できない状態を是正するために、国家による干渉が正当化されたと言える。

これらの点からも、人間が自由であるということの十分条件として、自由の外的条件、いわば人格の完成を実現しようと思えば、それを阻害されることなく、かつその実現のための健康面や衛生面での条件が整っていることが求められていたことが明らかになったと言える。人間のあるべき状態が抽象的に明らかになっている上で、それを実現するために必要な条件が現状どのような状態になっているのかを明らかにし、それを是正することを求める、あるいはその是正を正当化されるものとして、グリーンは労働環境の整備や公衆衛生に対する国家の干渉を支持したと言える。

3. 3. 酒類取引の制限⁶

⁶ 酒類制限に関する研究として Nicholson（1985）がある。この研究は、酒類制限の問題を通じて、グリーンの一般原則は、各事例の特殊事情に照らして適用されなければならない、それによって、国家の行動が十分に正当化されるか否かが決定されることを明らかにした。飲酒問題のない社会では、国家が酒類取引を

ここでは、グリーンが唱えた酒類問題について検討する。

グリーンは、『自由立法と契約の自由についての講演』の最後を以下のように締めくくっている。

我々はさらに、神から与えられた能力をより自由に発揮し、才能 (faculties) を向上させるために、酒を売買するというあまり貴重ではない自由を制限したり、完全に放棄したりするようお願いをいたします (Green 1888d, 386)。

このように述べたように、グリーンは酒類を売買する自由の制限あるいは放棄の必要性を訴えていた⁷。

19世紀後半イギリスにおいても販売可能な店舗の免許制というかたちで酒類取引の制限は存在した。しかし、グリーンは、当時の法律では、酒屋が自分たちの利益のために干渉に反対し、独占をつくり出しているだけでなく、貧困層がアルコール度数の強い酒類を手に入れにくくすることに役立っていないこと、酒場が富裕層の家の近くに存在することを抑制し、貧民街に集中する現状を作り出してしまう状況にあること、これらから現行制度は不十分であったとする。そして、より厳しい規制、あるいは、各地区の家屋の所有者に酒類販売を完全に締め出す権限を委譲するかのどちらかによってでしか、これらの問題を解決する策はないとして、より厳しい干渉の正当化を試みた (Green 1888d, 383)。この問題においてもグリーンは、まず現状がどのようなになっているのかを明らかにした上で、それが人格の完成や共通善に適っていないことを示し、その改善を図ろうとしていると言える。

この干渉の根拠としてグリーンは、以下の四つを挙げた。第一に、人格の完成を実現できる能力を有することを意味する自由を阻害する取引はできないこと。第二に、酒場の存在が多く有家主の泥酔を引き起こし、家主の泥酔が家族全員の窮乏と墮落を引き起こしていること。第三に、時間をかけて個人の自発性に委ねて酒を断つのを待つとしても、それを待つ間に自由への社会的な迷惑が大きくなり続けてしまうこと。

制限する正当な理由はないように、グリーンの示す事実が不正確であったり、その重要性に対する彼の診断が誤っていたりすれば、彼の主張はそれに応じて弱くなることになることを明らかにした。

⁷ グリーンの兄がひどい酒好きであったことが、彼が禁酒運動に携わることに影響した可能性を指摘するものもある(行安 1974, 8)。

第四に、この制限無しでは教育や公衆衛生など他の立法の有効性を十分に発揮できなくなってしまうこと。これらを根拠として挙げた（Green 1888d, 383-386）。

第一の点は、グリーンが、財産は全ての人々の自由の手段として正当化され、その取引も人格の完成の実現に反しない限りで認められるものとした（Green 1886b, 528）以上、それに反するもの取引することは認められないことになる。それゆえ、そもそも酒類は必ずしも自由の手段と呼ばれるわけではなく、自由の障害となり得るものとも言える。そのため、それが実際に自由に対する障害となっているなら、それを除去する必要があるので酒類取引の厳格な制限が正当化されることになる。

第二の点は、酒類によって墮落することが、一人の窮乏と墮落だけではなく、家族全体を巻き込むことによって家族全体の窮乏と墮落を引き起こしてしまうので、仮に泥酔する本人がそれを好んで行ったとしても、子どもらの自由のための能力形成や共通善でもある人格の完成を実現する機会を失いかねず、それを防ぐために干渉が正当化されると言える。ある人の行いが他者の不自由を招く場合、その行いの原因を制限しようとしていると言える。

第三の点は、公衆衛生についてグリーンが自発性による障害の除去を待つことを否定した根拠と同様である。

第四の点は、それぞれの政策は相互に関係しており、ある政策が不十分ならば、他の政策にも影響が及ぶことで不完全になりかねない。そのため、政策パッケージ全体で十分に効果のある政策を行うために、より厳しい酒類取引の制限を正当化したことになる。ある自由のための手段が、他の手段の不十分さに起因する問題によってその効果が不十分になってしまっているのであれば、他の手段の不十分さを解消する必要があると考えていたと言える。

グリーンがより厳しい酒類取引の制限のために改革すべきと考えたのは、酒屋が制限に役立っていないから、貧民街に酒屋が集中しているからであった。そのような意味では、上記の第一の点と第二の点は、厳しい干渉というよりもむしろ、干渉が現状においては不十分であったために、改めて酒類取引の制限を徹底して行わねばならない根拠を明らかにしたものだと言える。それらは、泥酔する人の家族の自由の阻害を防ぐ目的としてなされるという意味で、人格の完成への障害の除去、つまり、人格の完成を実現できない状態を是正するために、国家の干渉が正当化されることとなる。

第三の点と第四の点は、制限を厳しくしなければ社会的な害悪がより大きくなる

こと、そして、より厳しくしなければ他の政策が不十分になること、これらを防ぐためのより厳しい制限を正当化する根拠となる。第三の点に関しては、社会的な害悪が増大するということは、より多くの自由を阻害する障害が生じることを意味するので、それを防ぐため、つまり、人格の完成の理念に従い、障害除去の観点から、国家の干渉が正当化されたと言える。第四の点は、政策間の関係を根拠に、政策の完全な実現を直接的には目的にしているものであると言える。とはいえ、国家の役割を鑑みると、政策そのものは人格の完成をできなくする要因を除去する施策だと位置づけられる。それゆえ、この点もまた、人格の完成に対する障害の除去の観点から説明することができるものと言える。つまり、ある政策が人格の完成や共通善に適ったものを実現できていないことが他の政策にも影響し、その政策の効果を弱めている場合、他の政策の効果を有効なものにするために制限を厳格化することもまた、人格の完成を実現できない状態を是正するために正当化されたと言える。

3. 4. 土地問題⁸

以下では、土地問題についてグリーンが論じた内容を検討する。グリーンは、土地を富の原料を生み出し、人がその上に住み、移動もそこを横切るしかないので特別な財産だとする。そして、そのような特別性から、処分や保有が共通善に適うかどうかをより厳しく検討しなければならず、他の財産に比べても特に干渉を受ける必要のある財産だとする (Green 1888d, 377)。グリーンは土地について、イングランドにおける地主と小作人の間の契約問題、アイルランドにおける地主と小作人の間の契約問題、イングランドにおける土地相続問題とそこから生じるプロレタリアート問題を論じており、以下ではこれらを検討する。

3. 4. 1. 地主と小作人の間の土地に関する契約

まず、イングランドにおける地主と小作人の間での契約への干渉の問題について検討する。グリーンは、小作人と地主との間で将来的には自発的に結ばれるだろう契約を法的な干渉を行うことによって実現することの正当性について検討する。

グリーンによれば、イングランドの大多数の農民は6ヶ月または1年と短期間し

⁸ グリーンの土地問題についての考え方や財産のあり方についての概要は藤原 (1982)、Tyler (2012) に詳しい。

か契約できず、補償無しに農地を地主に明け渡さなければならない可能性がある状況におかれているとされる。このような短期間では土地への資本の適用を確保するには十分でなく、公共の利益が必要とするような土地耕作ができないこと、イングランドの大多数の小作人が、良い農業を営むために必要な地主との契約を行えるほどの十分な知性を有していない、あるいは、関係上地主から独立していないこと、時間が経てば法律が無くても自発的に法律の内容が実現されるとしても、それまでは、毎日増加する生活の手段に対する圧力の中におかれることになるが、国民にはそれを待つ余裕がないこと、これらから、公共の利益のために干渉は必要とし、獵獸保護法や土地改良を可能にする完全な小作権確保のために、その実現のための法律による干渉を正当化する（Green 1888d, 380-381）。

次に、アイルランドの問題について検討する。グリーンは、アイルランドはイングランドと事情が異なるとする。アイルランドの農民は、イングランドと比べても人数が多く、はるかに貧しく、土地も狭く、当時はアメリカが不況で移民の道も閉ざされており、北アイルランドの亜麻製造業を除けば産業が農業しかない状況であるため、土地を追いやられると飢餓に直面することになるので農地をめぐる過度な競争によって小作人は地主よりも圧倒的に不利な立場におかれ、契約の自由の主体とは言えない状況にあるとする。それをふまえてグリーンは、契約の自由の形態を維持することに固執せず、土地に投下した労働と資金によって生み出されるものが収奪されている状況から小作人を保護する必要があるとし、小作人と地主の関係を鑑みると、契約の当事者の一方（小作人）が無力なので、イングランド自由の保障ではなく偽装された抑圧の道具となってしまうような契約を防ぐことも、政府の任務だとして干渉を正当化する（Green 1888d, 381-382）。

グリーンは、イングランドにおいては効率的な土地利用を実現するために制度改革を正当化する。直接的には、土地を実際に耕作する人が土地を十分に活用できるようにする観点から干渉の根拠を論じたと言える。アイルランドにおいては、産業構造上、人口、過度な競争などによって小作人が不利かつ自由な主体ではないという意味で、人格の完成の実現可能な主体であることができない状況におかれていたので、アイルランドの小作人が自由な主体であることができるようにするため、国家による干渉を正当化したと言える。

3. 4. 2. イングランドの土地取引問題

グリーンは、19世紀イングランドの土地相続や取引に関する法制の下では、土地の大部分が地主に権利として付与され、その相続は所有者の長男に相続されると定められていたとする。そのような法制によって、公共の目的のための土地の分配や改良が阻害されてしまい、以下の弊害が生み出されていたとする。

第一に、小規模農地の売買の拒否の発生による小規模所有者階級の形成が阻止されてしまっていること。第二に、地主は、負債や家族の扶養におわれた土地改良の余裕のない小作人に土地を委ね、さらに、必ずしも特定の小作人と長期の契約を交わすわけではないので、土地改良のインセンティブの欠如している状態で、当時のイングランド全土で生産可能な量の半分程度しか生産されていない非効率な状態であること。これらが挙げられる。このように、当時存在した法制に起因する公共の便益に反する状況に対してグリーンは、土地の分配と改良を妨げる現行の法的制裁を差し控えることを求め（Green 1888d, 378-379）、土地の自然な分配を妨げることを、土地を最大限に活用できない環境を是正すべきとした（Green 1888d, 378）。

グリーンは、現行の法制による制限が社会全体にとり不利益な土地の利用状態を生み出している以上、その原因となっている法制を廃止することでその状況を解消し、土地の効率的な利用を可能にすることを求めている。これを小土地所有者階級と結びつけることで、土地の分配を正常化し、土地を活用できる人が土地を有する機会を提供できるようにする必要を主張し、土地を活用できるのに現行の法制度の関係で活用しようとしなかった人々が活用出来るようにするために法律を改正することを求めたと言える。以上のように、この点でもグリーンは人格の完成よりむしろ土地の効率的な利用を干渉の根拠としている。ただし、土地もまた財産の一形態であり、財産は人格の完成の実現に資するものとして位置づけられることから、あくまで土地の効率的な利用は直接的な目的として位置づけられ、その究極的目的として人格の完成や共通善が位置づけられたと言える。

3. 5. 資本主義の諸問題とプロレタリアート

最後に資本主義的経済システムについてグリーンがどのように論じていたかを検討する。ここで問題となるのが第一に私有財産、第二に富とプロレタリアートの問題である。まず、財産（property）がどのように位置づけられるのか、そしてその権利が

どのように認められるのかを明らかにする。

グリーンは、財産権の存在の条件として、専有（Appropriation）を挙げる。これをグリーンは、個人が自らにとり善いとする概念を、その主体にとって外部のものを通じて実在性を与えようとする個人の努力の表現、いわば自我満足の意識を実在するものによって実現しようとする手段を意味するものとする（Green 1886b, 518-519）。これは言わば、「これは私のものだ」という時には、まず私が存在し、「これ」について、この指すものは当然私ではない私の外部にある何かであり、「これ」を通じて専有者は自我の満足を得るし、究極的には人格の完成を実現しようとするための手段となる。それゆえ、その「これ」自体が目的対象となるのではなく、あくまで「これ」は意志を実現するための手段、自己を表現するための手段である。グリーンは財産の存在のもう一つの条件は、他者による専有の認識と、他者からの専有の保証であるとする（Green 1886b, 519）。「これは私のものである」という主張も、他者から承認されなければならない。いわば、人格の完成を実現することが他者から承認されることが求められる。このような他者からの承認は、権利について前章で明らかにしたことと同様である。このように位置づけられる財産でグリーンが取り上げるのは、他者に財産を贈与したり遺贈したりすることに干渉することは正当化されるのかという問題である。

グリーンは、相続などを通じた不労所得や財産取得は、それを通じた人格の完成の実現が可能なので制限されないものだとし、遺贈する側が次世代の価値のあることを実現できる自由を制限しない範囲で自由裁量でなくてはならないとし、私有財産への制限には消極的である。子ども世代の人格の完成の実現のために、そして、それを阻害しないため、国家は親が子どもへ富を遺贈することへ干渉すべきではないとした（Green 1886b, 528-529）。あくまで財産の取引は、その行動が共通善への障害とならない限りにおいては干渉すべきではなく、次世代の自由を狭めない範囲で尊重されるべきとしていたことになる。

このような財産と財産権が現実においては、どのような状況におかれていたのか。それがプロレタリアートの問題と関係してくる。プロレタリアートがおかれていた当時の状況をグリーンは、財産権が否定されており、共通善へ貢献する自由として自らの意志に実在性を与える手段として、財産を所有できない状況にあるとして問題視し（Green 1886b, 525）、プロレタリアートがそのような環境におかれた理由として以下の二点を挙げる。

第一に、共通善とは関係なく力により他者の所有権の獲得を狭め、土地を支配した征服者である地主によって、土地なき人として土地を追いやられたからである。それにより、自らの労働を無条件に安く売らざるを得ない劣悪な環境に身を置くことを強いられ、貯蓄などの機会を有することなく自由を実現できないプロレタリアートが、土地問題から生み出されたとする (Green 1886b, 534)。

第二に、彼らが劣悪な環境におかれているのは、彼らの自由の実現のための条件を維持したり、その条件への障害を除去したりするための公衆衛生政策、生活環境改善や教育が必要にもかかわらず、国家はそれらを行わず、彼らを有害な労働、大気汚染、有害な飲酒にさらしてしまったからだと指摘する (Green 1886b, 534)。

第一の理由から、プロレタリアートという階級に属する人間が生み出され、第二の理由から、政策の不十分さによって彼らが劣悪な環境におかれたことになる。このようにグリーンは、土地の取引の自由化が進んでいない結果、土地を持てなかった人々が都市に放逐されてプロレタリアートとなり、国家の干渉の不十分さから、彼らが窮乏し劣悪な環境の中で生きる状況を作り出してしまったとする。つまり、彼らが自由ではない状況に身を置かざるを得ないのは、地主によって追いやられたからであり、彼らが人格の完成の実現のための環境におかれていないのは、障害が存在するにもかかわらず、政策が不十分だからということになる。それゆえグリーンは、彼らの人格の完成の実現を阻害する要因を取り除くために国家による適切な干渉を求めた。そして、前に示したように、土地取引の法制を改革し、全ての人が土地の所有を可能にすることができるようにすることを求めたと言える。

このようなプロレタリアート問題においてグリーンは、彼らがおかれた環境は資本家に問題があるとはしない。というのもグリーンは、ある人の富の増加は他者の富の減少を意味しないとして、ポジティブ・サムの経済を想定しているからである。労働による富の生産が絶えない消費を満たし、その結果、世界の富の増加を引き起こすので、食糧供給による労働者数の制約と労働自体の消耗以外には富の増大に制限はないとする。そして、富の貯蓄は、労働の産物として蓄えること、資本による利潤を蓄えること、富を他者に贈与すること、これらによってなされるので、他者の富・財産の可能性を狭めることはないとする (Green 1886b, 530-531)。

プロレタリアートが財産を形成し、有することができない理由としてグリーンは、資本家による富の搾取の考え方を採らない。各人の能力の多様さ、人格の完成や共通

善の実現のための手段の多様さ、機能（function）に応じて必要とされる手段の多様さ、これらの多様さによって、自由の下では、各人の有する富や財産には差異があり、富や財産の不平等が生じ得るとする（Green 1886, 527）。あくまで問題は、富や財産を有していないことではなく、それらを有することができない環境にさらされていることなので、グリーンは事後的な分配への干渉を唱えず、人格の完成への障害の除去となる事前的条件整備を国家の役割として唱えたと解釈される。

以上のように、グリーンのプロレタリアート問題の考え方を鑑みると、プロレタリアートは、共通善とは関係ない方法で土地を追いやられ、都市にやってくるも国家の政策の不十分さにより、自由な主体ではなかったことになる。つまり、プロレタリアートは、政策の不十分さから人格の完成の実現が困難な環境におかれたことになる。彼らにそのような状況から脱出する手段となる富がないのは、富には不平等が生じ、それは認められるからである。そうすると、問題は人々が自由な主体であるための条件を阻害する要因を取り除くための国家による干渉の不十分さに帰結する。

4. 本章のまとめ

グリーンは、人格の完成を実現できる能力を有することを自由とした。そして、人格の完成の実現は道徳的義務なので、国家の役割は、人格の完成の実現への障害の除去、つまり、人格の完成を実現できない状態の是正に限定された。このような意味で国家に求められたのは、人格の完成の実現に際した現実が生じている問題への対処である。これらに基づいてグリーンは社会改革思想を展開していたと言える。

グリーンは、教育や公衆衛生などに対しては当時の時代背景として、人格たるための条件が満たされていなかったため、人格の完成への障害の除去に基づき、国家の干渉による社会改革を正当化した。酒類取引の制限についても、その制限の根拠に、酒におぼれた人の家族が人格の完成を実現するための能力を発揮・形成できないことを防ぐため、また、自由への害悪が増大することを防ぐため、人格の完成を阻害する要因を取り除く他の政策が十分に効果を持つものにするためになされるものだと位置づけられた。これによって酒類取引を制限することが正当化される。土地については、それぞれの状況によって異なるものの、小作人を自由な主体にするため、あるいは、人格の完成を実現できるようにするための保護よりもむしろ土地の効率的な活用を目的として干渉の必要性が説かれた。

グリーンが社会改革思想として自身の自由論や国家論に基づく公共政策規範を展開する際、まずなされるのは現状の評価である。教育の現状、労働者の労働環境や住居環境がどのようなものなのか、土地取引の制度がどのようなになっているか、小作農と地主の関係はどのようなになっているのか、これらを明らかにした上で、理念としての自由論と照らし合わせ、なぜ、どのような点で現状が自由に対する障害となっているのかを示し、それを是正することを、国家論にしたがって政策に求める。現状を分析するからこそ、小作農と地主の関係の問題も、イングランドとアイルランドで何が問題になっているのかが異なっていることが分かったと言える。

既に示したように、これに関連してグリーンは、自由や共通善の実現に対する障害について、仮にそれが各国で名目上同じ問題（グリーンはイギリス、フランス、アイルランド各国の土地の分配問題を例に挙げる）であっても、その制度的背景や経済構造などを検証していくことを通じて、何が問題なのか、各国でそれがなぜ生じたのか、そして何を改善しなければならないかを明らかにしなければならないとする（Green 1888b, 534）。それゆえ、その問題がどのような場合においても、そして必ずしもどの国でも同じではなく、問題の構造の差異が存在し得るとする。それは政策、立法も同様である。ある国の政策が他の国においても同様に適用されるべきか、具体的政策は何をすべきかなどについては絶対的な原理によっては答えられないものであり、その具体的な政策の内容は環境に依存するものとされる。

グリーンの政策規範を考えるにあたって、それは予めあるべき生き方（共通善に適った人格の完成や潜在能力の実現）やあるべき社会を具体的に特定し、現状がどうであれ、その実現や維持を政策に求めるような形で展開されるのではない。思想的基礎を持ちながら現状を分析した上で、その現状がどのようにあるべき生き方に適っていないのかを明らかにし、政策によって改善されなければならない点を見出すものである。それによって、あるべき生を実現できる社会を実現しようとするものである。つまり、あるべき生を予め特定することなく、特定の観点において現実の生き方がそれに適っているか否かを明らかにすることによって、政策対象となるかどうかを決定することになる。そのような意味でグリーンの公共政策規範は、卓越主義リベラリズムに基づき理想理論的背景を有した上で、非理想理論的議論を展開していると言える。それが、グリーンらにおけるオックスフォード・アプローチないし理想主義的な公共政策規範の方法と言える。

このような政策規範の展開において、検討すべき問題も残されている。彼の社会改革思想は、常に共通善としての人格の完成や潜在能力の実現の観点から政策を求めるわけではない土地問題で、土地分配において土地利用の効率性が損なわれていることが問題となった。効率性とグリーンの価値のあることとの関係はどのように位置づけられるのか。少なくとも明らかになっているのは、グリーンの思想からは人格の完成や共通善の実現を阻害する要因を取り除くことが政策の第一の役割であり、次にそのような政策を通じて効率的な分配や活用を実現可能にすることが政策の第二の役割と言える。そして、国家の役割を考えれば、前者の役割が後者の役割に優先される。

また、グリーンはプロレタリアートの議論の中で、地主が土地から追いやったことや政府の政策の不十分さについて問題視してその改革を論じているものの、資本家による労働搾取については論じていない。あくまで資本家が、労働者が自由であることができるような環境を提供していないことに対してのみ論じている。このようなグリーンの現状分析は妥当だったか。思想史研究として、彼の資本主義や市場観について明らかにすることで、ニューリベラリズムやフェビアン主義やマルクス（Karl Marx 1818-1883）などの思想とグリーンの思想を対比させながら、イギリスにおける自由主義経済思想上の彼の位置づけも明らかにし、彼の現状分析の方法や妥当性を明らかにできる。

本稿ではグリーンの社会改革思想を、社会改革の主体として国家に焦点を当てながら明らかにしてきた。しかし、社会改革思想の全体像がこれで明らかになったわけではない。グリーンが（市民）社会をどのように捉えていたのか、コミュニティや労働組合などをどのように捉えていたのか。これらを検討してこそ、グリーンらの社会改革思想の全体像が明らかになるものの、グリーンは国家以外の諸社会について検討していない。国家以外の主体、例えば協同組合の位置づけはどうなっているのかということや、他のオックスフォード・アプローチの思想家もグリーンのような政策規範の方法に立っているのかについてはどうだったのか。次章では、彼の弟子にあたるアーノルド・トインビーに焦点を当てて検討する。

第3章 社会改革と市民社会

ートインビーの協同組合論とグリーンの社会改革ー

1. はじめに

前章までで明らかにしてきたように、グリーンは人格の完成を基礎として自由を定義した。そして、その実現の条件を整える役割を国家に求めた。しかし、現実の社会を考えれば、そのような主体となり得るのは国家以外の中間組織も役割を果たし得ると言える。グリーンは国家についてのみ論じている以上、グリーンから思想からは中間組織の役割は見えてこない。グリーンから思想で社会問題の是正に携わる主体として検討されているのは国家であり、その役割と国家と市民のあり方について研究がなされてきた（たとえば Green 1888, 寺尾 2020, 竹口 2021）。前章まではグリーンに着目してきたが、本章では、グリーンを中心とするオックスフォード・アプローチに視野を広げ、その中で中間組織について論じた思想家に着目することで中間組織のあり方を検討する。

アーノルド・トインビーは、19世紀後半から20世紀前半のイギリスにおける福祉の経済思想のアプローチの1つであるオックスフォード・アプローチの担い手の一人である。グリーンとトインビーの関係は、序章で既示したように、トインビーの師がグリーンであり、そこで薫陶を受けたトインビーは、グリーンから学んだ思想の実践を図ろうと試みた。

本稿の目的は、トインビーの思想における社会改革の担い手としての協同組合の役割を明らかにすることである。彼は協同組合の役割をどのように捉えていたのか。グリーンと共にオックスフォード・アプローチの基礎を築いたトインビーは協同組合について言及しており、先行研究でも彼の協同組合観が取り上げられている¹。

それらには、協同組合についての講演内容やその講演の背景や経緯、協同組合員の受け止めに言及したもの（Kadish 1986, Ch.7, 土井 2008, 53-55）、トインビーが労働者教育に積極的で、特定の宗派教育から距離を置くために協同組合によるシティズンシップ教育に力を入れたことを示したもの（馬路 2009, 41）、トインビーにとって協

¹少なくとも、イギリス観念論者と呼ばれる哲学者の中で協同組合について論じた思想家は見受けられず、その哲学者らの協同組合論を取り上げた先行研究も見受けられない。

同組合は産業革命の産物であり、国家や労働組合と並んで社会改革を担い、社会主義革命につながる条件を修正する手段の一つだと論じたもの（佐々木 2003, 36-37）がある。これらの研究は、トインビーの講演そのものの意義や、社会改革の担い手の一つとして協同組合に触れているが、彼の思想における協同組合の役割に焦点を当てた研究ではない。彼の思想の基礎をふまえながら、オックスフォード・アプローチにおける協同組合を含む中間組織に求められた役割、国家との関係などに焦点を当てた先行研究は見受けられない。

オックスフォード・アプローチでは協同組合にどのような役割が期待されたのか。本章では、トインビーが協同組合に期待した役割、そしてそれがどのような根拠から主張されたのかを明らかにする。そのために、第一に、トインビーが19世紀後半に存在した実際の協同組合をどのような組織とみなしたのか、彼の消費者協同組合と生産者協同組合の評価を第2節で明らかにする。それを通じて、第3節以降でトインビーの協同組合に対する評価における論点も明らかにする。第二に、トインビーが協同組合の成立やその理念をどのように評価し、それがどれほど妥当なものだと考えていたのか。産業革命の問題点を指摘したトーマス・カーライル（Thomas Carlyle 1795-1881）や、協同組合運動の先駆者であるロバート・オウエン（Robert Owen 1771-1858）の思想に対するトインビーの評価を通じて、トインビーが協同組合に求めた役割としての国民社会の形成と労働者の社会参画の実現について、第3、4節で明らかにする。第三に、トインビーが国家にどのような役割を期待していたのか、協同組合の役割と国家の役割を対比し、彼の思想における協同組合固有の役割を第5節で明らかにする。

2. 消費者協同組合と生産者協同組合の評価

本節では、トインビーが当時の協同組合の取り組みをどのように評価していたのかを Toynbee (1894a) から明らかにする。

19世紀後半のイングランドでは、1844年に消費者協同組合の先駆けであるロッチデール先駆者協同組合（Rochdale Pioneers Co-operative）が設立され、1840年代から1860年代にかけて協同組合が英国全土で急増し、1864年には380組合の申請書が協同組合の監督官庁に提出されるなど協同組合数は増加していった（Wilson, Webster and Vorberg-Rugh 2013, 274, 276）。1881年に開始された協同組合連合（Co-operative Union）による公式な統計によると、その年のイングランドには9

71の消費者協同組合が存在し、総会員数は54万7000人、売上高は約1550万ポンドだった(Cole 1944, 178)。このように消費者協同組合の運動が影響力を拡大していく一方で生産者協同組合は、1882年の協同組合議会(Co-operative Congress)の統計によると、わずか20組合しか存在しなかったとされ、それらの総売上高も35万6000ポンドとされた(Cole 1944, 204)。Toynbee (1894a)のもととなった講義は、1881年の10月から1882年夏に行われたものなので(Toynbee 1894a, 27)、消費者協同組合はロッチデール公正先駆者組合の設立から半世紀経ち、大きな成果を上げていた一方、生産者協同組合はその経済活動の規模が未だ小さかった状況にあった。以上のような実際の協同組合の動きについてトインビーは、消費者協同組合は1840年代以降のイングランドにおける労働者階級の生活の物質的条件を改善することに寄与した(Toynbee 1894a, 145)と指摘する。ただしトインビーは、消費者協同組合、生産者協同組合のそれぞれについて、全面的に肯定的な評価をしたわけではない。

トインビーにおいて消費者協同組合が評価されるのは、第一に、それが人びとにあるべき生き方を示した点である。トインビーは、消費者協同組合が自発的な連携(voluntary association)と自助の力や利点を人びとに示してきた点を肯定的に評価した(Toynbee 1894a, 145)。それらがトインビーの社会改革思想における理念の中核であることは、後に検討する。第二に、協同組合の取り組みが労働者階級の物質的条件を直接改善することに寄与した点である。トインビーは、各々の協同組合店舗での購入額に応じた配当金によって労働者階級が事業利益を享受できる点や²、労働者が生活必需品などを安価で入手できるという点については肯定的に評価した(Toynbee 1894a, 146)。

² トインビー亡き後に彼の後任として一時期オックスフォード大学で教鞭をとっていた経済学者マーシャルは(マーシャル 2021, 66)、協同組合による配当金のシステムを肯定的に評価する。このシステムは、少額を組合員から徴収し、平均的な小売価格で販売し、費用を上回った分で資本利子を支払い、教育基金に寄付したのち、余剰品を購入金額に応じて組合員に配当金として分配するというものである。これが肯定的に評価される理由は、第一に、リスクに備えるための余剰を残せない低価格で始めたことによる失敗を回避できたこと。第二に、その土地の従来の小売店主との対立を緩和できたこと。第三に、利潤が高まると配当金も増えるので、組合で購入することを継続するインセンティブを高め、他者を組合に勧誘するインセンティブにもつながったこと。第四に、給与を得てもその日で使い果たすような労働者が家具などを配当金によって購入できるようになり、今日ではバカンス費用や医療費、子どもの教育費などに充てることができるようになっていくこと。これらが挙げられる(Marshall 1923, 280-282)。

しかし同時にトインビーは、消費者協同組合がもはや商品販売のための店舗にすぎず、労働者（workman）が顧客であると同時に出資者でもあるという消費者協同組合本来の姿の実現が目指されていないと指摘しており（Toynbee 1894a, 146）、消費者協同組合に対する肯定的な評価は限定的である。

トインビーは、協同組合本来の目的の一つが資本家と労働者の二分化を無くすこと（Toynbee 1894d, 224）だと指摘している。労働者が労働を提供すると同時に、協同組合などへ出資する立場にもなることができることで、単純な労働者と資本家・使用者に区分される社会ではなく、両方の側面を持った対等な立場の人間からなる社会を実現することを協同組合の本来の目的に見出していたと言える。しかし、当時の協同組合はそのような目的を実現しようとしていなかった。そのような意味でトインビーは、協同組合が、労働者階級の物質的豊かさを享受できるようにし、そして、協同組合の本来の目的に関わる人間のあるべき生き方を示す組織ではあっても、そのような生き方を実際には体現していないことを問題視していたと言える。トインビーは、その活動が労働者に与える恩恵に着目しつつも、協同組合の活動が本来の目的に適っていた否かに主眼を置いていた。協同組合本来の目的については、次節であらためて検討する。

生産者協同組合については、トインビーは以下の理由から上手くいかないと考えていた。第一に、労働者から構成される委員会が協同組合の事業を上手く運営できないこと。第二に、事業の監督者に対して十分高い給与を支払おうとしないこと。トインビーは、これらは労働者への教育の欠如に起因するもので、教育により是正されれば解消されるとした（Toynbee 1894a, 146）³。また、生産者協同組合の成功のためには、協同組合員が小規模の生産・取引に目を向けることや、大規模な生産現場の劣悪な環境で働く労働者の救済を協同組合員に提案している（Toynbee 1894f, 308-309）。

³ トインビーと同様にマーシャルも、生産者協同組合が上手くいっていない理由として、事業運営の仕事が過小評価され、その対価に高給を支払うことへ労働者が反対していたことを挙げる。そして、この理由こそが、生産者協同組合が理想的なものであっても実現できない際たる理由だとする（Marshall 1920, 305-306）。その克服には、協同組合の原理が普及し、一般の教育も進んでいくにつれて協同組合員が事業経営に取り組むにふさわしくなることにマーシャルも期待する（Marshall 1920, 306）。生産者協同組合が上手くいく事業については、生産財に対して安定した需要があり、その変化が緩やかで、価格の変動がわずかで、使用する労働力に比して資本が小さいような事業だとする（Marshall and Marshall 1881, 222）。これらの点でもマーシャルとトインビーの考え方が類似していると言える。

以上を整理すると、トインビーが当時の協同組合の課題として挙げたのは、第一にそれ本来の目的を実現しようとしていないこと、第二に労働者への教育が欠如していること、第三に小規模生産に参入していないことであった。次節以降では、これらのうちトインビーが重視した課題である第一の点と第二の点について検討する。

3. 国民社会の形成と協同組合による教育

本節では、トインビーが協同組合の本来の目的をどのように捉えていたのかについて、市民教育と関連させながら、彼が協同組合員に対して行った講演をもとにした Toynbee (1894d) ⁴を通じて検討する。

その講演においてトインビーは、協同組合は人間生活の全体をカバーするものではないので、協同組合が教育を担うとしてもそれは部分的なものであり、それがどのようなものなのかを明らかにすることが講演の目的だとする (Toynbee 1894d, 225)。初等教育、中等教育、高等教育、技術教育を担う学校がすでに行政や宗教団体、資本家などによって設立される中、トインビーは協同組合が担うべき教育を未だ行われていない教育である市民教育、つまり、共同体の構成員どうしやその構成員と共同体の関係に関する教育だとする。このような教育は、協同組合運動の起源を鑑みると協同組合の理想的目的にも完全に調和した教育なので、市民教育を行うことが協同組合に求められるとする (Toynbee 1894d, 226)。市民教育が協同組合の起源とも調和しているとするトインビーは、協同組合による教育の必要性を考察するため、産業革命の批判者だったカーライルや、協同組合運動の先駆者であるオウエンが、産業革命によって生じた社会経済問題をどのように捉えていたのかを見ることを通じて、協同組合のあり方やその理想的目的について明らかにする。

協同組合が生まれた状況についてトインビーは、中世の産業社会における職人の徒弟制において育まれた社会的結束と愛情や絆などの古くからの習慣が、機械化や工場化に伴って消え去り無くなってしまった結果、人びとは資本家と労働者に切り離され、富をめぐる競争が活発化したことによって人びとの相互信頼が消滅し、孤立したと見ている (Toynbee 1894d, 226-227)。

そのような時代状況についてカーライルは、契約の永続性の欠如と金銭関係 (cash

⁴ これは、オックスフォードで1882年に開催された第14回協同組合年次大会でなされた報告をもとにしたものである (Kadish 1986, 174-178, 土井 2008, 53)

nexus)を社会悪とみなし、中世的な社会への回帰を理想とした (Toynbee 1894b, 193-194)。カーライルは、中世のようなつながりのある労使関係を取り戻さない限りは社会がバラバラになって崩壊してしまうに違いないとし、旧来の雇用制度のような契約の永続性の復活を求めた (Toynbee 1894b, 193-194)。彼は、契約の永続性を実現することであらゆる善い結果の基礎が築かれる (Carlyle 1890, 268, 270) と考えており、また金銭関係が人間の唯一の関係ではないことが、あらゆるところで深く忘れられてしまっている (Carlyle 1890, 143) と嘆いている。

このようなカーライルの思想に対して、トインビーは以下の点から批判する。

第一に、カーライルが理想とするような中世の封建的依存関係においても労働者が雇い主のもとにあることによる負の側面があったこと (Toynbee 1894a, 148)。第二に、当時の社会では労働者の移動や転職が行われるようになっており、労働者がカーライルの目指すような社会を受け入れるのは難しいこと (Toynbee 1894a, 148)。第三に、人民による政治を労働者が志して社会参画する中で、中世のように、富裕層が貧困層を統治し支配することは求められていないこと (Toynbee 1894b, 194-195)。第四に、金銭関係は労働者の成長と自立の証であること (Toynbee 1894b, 199)。これらの点、すなわち中世的社会の弊害、労働者の就業事情、社会参画の現状、そして労働者の自立の観点から、トインビーはカーライルの考えを批判し⁵、カーライルのように旧体制が再び確立されるべきだと思えるのは誤りだとする (Toynbee 1894a, 148)。たしかにトインビーも、産業革命により「自由競争は、ウェルビーイングを生み出すことなく富を生み出す」 (Toynbee 1893a, 93) と産業革命の負の側面があることも指摘しているが、その解決のために過去の社会へと回帰することは求めている。むしろ彼は、現状の経済社会における労働者の自立と社会参画が実現された下での問題解決の方法を構想していた。

次に、オウエンの時代認識や産業革命の弊害の捉え方についてトインビーは、オウエンが労働者の孤立と競争を社会悪とみなしたとする。そのような社会悪を是正し、兄弟愛 (brotherhood) とシティズンシップ (citizenship) の回復のためにオウエンが目指したのが、共有財産を有し、平等な連帯、道徳的生活の追求を原則とする自己完結型の共同体の形成だった (Toynbee 1894d, 226)。そのような共同体として、共有財産

⁵このようにトインビーはカーライルを否定的に評価するも、カーライルが産業革命後の社会を批判した中で最も偉大な人物と肯定的に評価している (Toynbee 1894b, 193)

や協同労働、生産物の平等な分配を行うホームコロニーという模範をオウエンは示し、徐々に社会を変えようと試みた (Toynbee 1894c, 210)。オウエンは、人びとのつながりを断ち切った原因である社会経済システムを廃し、小規模共同体社会による人びとのつながりの復活を実現しようとしていたと言える。

オウエンの理念についてトインビーは、それが今日でも協同組合の理念であるから、兄弟愛とシティズンシップは協同組合本来の目的に位置づけられるとする (Toynbee 1894d, 226)。そこでは、兄弟愛とシティズンシップの実現のため連帯を実現し、労働者と資本家という区分局を超えて全ての人が対等な立場にあるというオウエンの理念が、当時の協同組合に引き継がれていると見なされていたことになる。しかしトインビーは、オウエンの理想に適った協同組合の理念は、力強い新しいものに生まれ変わらなければならなかった (Toynbee 1894d, 224) とした。この指摘は、オウエンと協同組合員の間で理想を実現する方法が異なっていたことから伺える。

トインビーは、オウエンが小さな独立した共同体の生活の中で兄弟愛を取り戻すことを勧めたものの、実際の協同組合員は人間が世俗に留まることに満足し、イギリス人 (English People) という大きな共同体の良き市民を目指していた (Toynbee 1894d, 226) と指摘した。そのような意味で、実際に協同組合員が目指したのは、オウエンの言うような兄弟愛とシティズンシップという理念に適った小さな共同体の構成員の形成ではなく、それらに適ったイギリス国民社会の市民としての協同組合員を形成することであった。トインビーもまた、オウエンのような小規模共同体社会の構想には賛同しない⁶。以下の二つの理由からトインビーは、問題は個人の連帯と国民生活との調和、自立と連帯の調和だとする (Toynbee 1894d, 226-227)。第一に、グレートブリテン島の住民が一つの国家を形成するために、中世的な生活やギルドのような密接な結びつきは解体される必要があったからである (Toynbee 1894d, 227)。この点から、トインビーは中世的な社会の解体を、連帯に基づく国民社会の実現のために必要なものだったとみなしていたと言える。第二に、侵略の精神と暴力の恐怖によって緊密に結びついた人間の孤立 (isolation) を意味する中世的な孤立、これが消滅することは、個人としての自立を意味する近代的な孤立を実現するために必要だったからである。

⁶ ただし、トインビーは、オウエンが社会に模範を示すことで徐々に社会を変えようとした人物であり、初の偉大なるイギリス人社会主義者として、また、イギリスの制度に多大なる影響を与えた人物として記憶されるべきとしている (Toynbee 1894c, 210)。

トインビーは中世的な孤立の消滅を、国民生活と個人の自立のために必要だった (Toynbee 1894d, 227) とする。近代的な孤立は社会悪ではなく、むしろ個人の実現と自立を実現するものとして肯定的に評価された。ここで求められているのは、国民としての個人の自立と連帯の実現であり、その実現は兄弟愛とシティズンシップにも適っており、それらを実現しようとするのが協同組合の究極的目的にもなる。それにもかかわらず、そのような理念の実現を目指そうとせずに経済面にのみ特化していたことが、前節においてトインビーが指摘した消費者協同組合の問題点だと言える。このトインビーの指摘は、対等な立場の人間からなる社会の実現が協同組合の目的であるのに、それを実現しようとしなかったという問題への指摘であったとみなすことができる。

トインビーは、カーライルがその復活を唱えた中世的な社会の解体を必要だったとした上で、目指すべき社会は自己完結型の小規模共同題の形成ではなく、個人の自立と連帯の両立を実現する国民社会だと考えている。そのような社会は、オウエン以来の協同組合本来の目的である兄弟愛とシティズンシップにも適っており、実際に協同組合員が目指した社会でもある。それゆえ、協同組合に求められる市民教育は、このような自立と連帯を両立した市民を形成するための教育だと言える。

4. 労働者の社会参画と協同組合による教育

前節では、協同組合本来の目的である兄弟愛とシティズンシップに適った、個人として自立し他者と連帯する市民からなる国民社会を形成するため、それに必要な教育としての市民教育を行うことが協同組合に求められたことが示された。そのような役割をふまえ、協同組合の市民教育は現実の問題に対してどのような役割を果たし得ると考えられたのか。

トインビーは、市民教育は労働者が国家統治に参加するようになったことから必要にされるようになったとする。1867年に保守党のディズレーリ政権の下で第二次選挙法改正により選挙資格が拡大され、都市に住む労働者階級も選挙権を得ることができた (村岡 1991, 152-156)。それに伴い、当時の英国では労働者階級に社会参画において必要な知見の習得が求められていた。トインビーは、労働者の市民的地位が確立されてきたことにより、労働者は、国家統治など政治についての知識を有することが求められるようになった一方、労働によって自らのエネルギーを消耗し、知性

を鈍らせる産業社会の生活状況におかれているので、市民としての義務に関する市民教育が不可欠であるとした (Toynbee 1894d, 227)。そのような市民教育としてトインビーは、政治教育 (政治制度、制度史、政治思想史、他国や植民地などとの国際関係)、産業教育 (産業システムや富の生産・分配、産業制度史、労働者階級の歴史、社会思想史・社会改革の歴史)、衛生教育 (疾病のまん延防止に関わる市民の義務) を例として挙げる。このような教育が、市民に対して、自分が仲間にとどのような義務を負っているのか、どのようにして仲間との連帯が可能なのかを示す観点を示すものだとする (Toynbee 1894d, 227-228)。そのような義務や連帯を果たすには、そのような知識を教育することが求められる (Toynbee 1894d, 228)。

参政権付与などを通じて、労働者の政治的地位が確立され、社会参画が可能になることで、市民として果たすべき義務や責任を労働者が理解し、それを果たすことも求められるようになった。しかし、現実の経済社会では、それらを考える余裕のない生活環境に労働者はおかれている。そのため、労働者が政治的地位を獲得することによって果たすことが求められるようになった自らが負っている義務を理解し、それを果たすことができるようにするためにも、協同組合による市民教育が必要だとトインビーは考えていたことになる。これは、第2節で論じたトインビーが生産者協同組合の問題点を解決するための教育に関しても、産業教育の中で事業の運営などについての教育を行うことで果たされると捉えることができる⁷。

このような教育を実現するにあたってトインビーは、協同組合員自身の無関心が大きな障害だとする。トインビーは、当人たちの喜びや経済的利益にならないことに耳を傾けるよう労働者を説得することは困難であり、物質的豊かさの享受による精神面の軽視の危険性を指摘しつつも、人びとが長時間労働に疲れている中で余暇を知的活動に充てることには並外れた努力が必要だと認めている。しかしトインビーは、進歩が墮落にならないためにもそのような努力をしなければならないとしている。その

⁷ この協同組合の教育観は、協同組合運動が、労働者階級にビジネスの能力と団結する道徳的強さ、公共の目的のための行動を教育することになる (Marshall 1925, 228) とするマーシャルの考え方とも親和的である。マーシャルは、協同組合による教育について、協同組合事業への参画もまた、組合員に対する教育だとする。組合員の多くは、事業の進め方に積極的な関心を持ち、役立つことがあれば援助や助言を与える。自分たちが自由に使える資金があり、それを適切に利用できるという意識を持ったり、協同組合信仰が強い他の人びとと店舗で交流したりすることで、役員選出や監督にも参加して教育され、より大胆な協同組合事業を議論し、引き受けるようになる (Marshall and Marshal 1881, 225) とする。

ような墮落を克服するには熱意が必要で、それには、想像力を掻き立てる理想、理想を実行するための明確かつ分かりやすい計画が必要だとする。その上でトインビーは、理想を実行するためのそのような分かりやすい計画こそ協同組合の理念である兄弟愛とシティズンシップだと考える。そして、協同組合員による社会問題の解決や、労働者の政治力の正しい行使のためには、他の機関が提供しない教育が必要であり、協同組合の起源や目的を鑑みる時、協同組合にこそそのような教育を行うことが求められているとする。(Toynbee 1894d, 229-230)。

協同組合が担う教育は市民教育である。そのような教育は、協同組合本来の目的である兄弟愛とシティズンシップに適った市民社会の形成を目的に行われる。ただし、その実現方法としてトインビーは、カーライルのような中世的な共同社会や、オウエンの小規模共同体を否定し、兄弟愛とシティズンシップに適った国民社会の形成に寄与する市民教育を行うことを求めた。市民教育は、労働者の社会参画を進める中で政治に参画する市民としての義務を労働者が理解する機会を提供するためにも求められる。そして、そのような教育によって市民としての義務を市民が理解し、自助と連帯を実現できるようになることは、オウエン以来の協同組合の理念である兄弟愛とシティズンシップの実現でもある。

しかし、そのような市民となる中で求められる義務を市民自身が理解しようとし、ない環境におかれたり、あるいは理解しようとし、せず無関心であったりする恐れがある。それを克服するには、理想を実現する方法についての分かりやすい計画が求められる。そのような理想として協同組合本来の目的を労働者に示し、兄弟愛とシティズンシップに適った市民を形成することは協同組合の使命である。そのため、協同組合による教育が必要になる。トインビーは、労働者への教育を通じた国民社会の形成を求めたと捉えることができる。

オックスフォード・アプローチに位置づけられるニューリベラリズムの思想家ホブスン (John Atkinson Hobson 1858-1940) は、生産協同組合が成功できるのは、並外れた気力 (morale) と知識を備えた熟練労働者の場合に過ぎず、低技能、低賃金の労働者が実践することは不可能だ (Hobson 1896, 107) とする。その上で、低技能、低賃金の労働者に対して必要な道徳的、知的水準を獲得させる教育は、健全な物理的存在基盤の上に彼らを引き上げるまでは不可能だと指摘している (Hobson 1896, 178)。このような点でホブスンは、トインビーの言うような市民教育が最終的には必要だと

しても、その教育の前提となるような物質的条件を整える必要があることを説いている。トインビーもまたそのような条件が存在することを認めており、それを満たす役割を協同組合ではなく、国家に求める。そこで、国家の役割と協同組合の役割について次節で明らかにする。

5. 国家の役割と協同組合の役割

ここでは、トインビーの国家による社会改革思想と協同組合論を対比させることによって、協同組合の役割をより明確にする。

トインビーは、自分自身の好むことを行う力を意味する自由を人びとに確保することが国家の主要な機能であるとする (Toynbee 1894e, 231)。すなわち、国家の役割は人びとの積極的自由を実現することにあると言える。さらにトインビーは、自由の目的を示すものが宗教であり、信仰によって我々は理想を意識するようになるとする (Toynbee 1894e, 232-234)。

自由の目的として、自ら好き勝手に何でも行おうとするのではなく、宗教を通じて人間のあるべき理想を意識し、それを実現しようとするのが求められるのである。そのように人びとが何かを実現しようとする自由を基礎に、国家がそれを可能にするという役割が構想されたと言える。では、社会にどのような問題が生じている時に国家は実際に社会に干渉する必要があるとトインビーは考えていたのか。

トインビーは、当時の情勢において人びとの間に物質的不平等が生じているのは周知の事実であるとし、人びとが自分たちのために基本的な社会的重要性 (Primary Social Importance) を持つものを提供できない時、国家がそれを提供すべきだとする (Toynbee 1894c, 216)。この原則に基づいてトインビーは、当時危機的状况にあった国民の住居の劣悪な環境を是正することが必要だとした (Toynbee 1894a, 151, 1894c, 214-215)。これは、第2章で論じたグリーンの議論と同じ考えが見出されると言える。またトインビーは、国民が自助努力することができない条件のもとにある時に、それを可能にするような国家の援助が必要だとする。ただし、その援助は以下の条件を満たさなければならないとする。

第一に、自助が基本的な社会的重要性を持つものに関する事。第二に、それが実行可能だと証明される事。第三に、国家干渉によって自助が減殺されない事。トインビーは、干渉によって社会悪を取り除くことができるとしても、イギリス人の

偉大さを築き上げた個人の自立と自発的な連帯を弱めてはならないとする（Toynbee 1894c, 219-220）。このようにトインビーは、国家に対して、人びとの生活に必要な条件の保障と自助を可能にするための援助を求めていると言える。

トインビーの協同組合の思想をふまえると、彼は協同組合による市民教育を通じて、兄弟愛とシティズンシップに適った個人の自立と連帯からなる国民社会の形成、そして社会参画における義務を労働者に理解させることを求めた。しかし、それを可能とする個人となり得るためには、人びとの生活の物質的諸条件が整っていることが求められる。そのような諸条件を整備することは国家に求められた。国家に求められる物質的条件の保障についてトインビーは、物質的な繁栄は、神への信仰と同胞への愛なくして人間に役立たないものであり、そして、物質的な福祉の向上についての国家への要求は、労働者がより純粋でより高い生活を営めるようにするため（Toynbee 1894c, 221）だとする。このように、物質的条件の背後にも理想的な生の実現をトインビーが求めていることが垣間見られる。

国家の役割の背景に理想的な生の実現という目的を置くという点において、トインビーの宗教観を確立した彼の師であるトーマス・ヒル・グリーンの思想とトインビーの思想の類似性も見出される。各人が直面する人格の完成の達成を阻害する物理的・外的要因を除去すること、そして人格の完成の達成は各人が判断すべきものであって、それに干渉してはならないと唱えたグリーンが国家論や、人格の完成を実現しようとすることができる状況下で実際にそれを実現するかどうかは各人の判断に委ねられるとするグリーンが自由論（Green 1888d, 本稿第1, 2章）とも合致する。

グリーンは精神的条件を実現する諸条件の確保を国家に委ねた。トインビーも国家に物質的福祉の向上を求め、その背景には精神的条件の実現を据えていた。精神的条件について、グリーンにおいては、全ての人にとり価値ある共通善（Common Good）を自分自身や他者と協働して実現するという目的がおかれた。トインビーにおいては、兄弟愛とシティズンシップに適った自発性と連帯の実現という目的がおかれ、それに向けた市民教育を行う存在として協同組合が位置づけられている。グリーンは中間組織の役割について言及していないが、トインビーの思想をふまえると、共通善の実現の中でその役割も見出されてくる。

ここまでの内容をふまえると、国家の役割は社会改革における自助の実現に必要な物質的条件の確保が主たる役割であると言える。社会的重要性のあることがらを自

助によって実現できない、あるいはそのようなものを入手できない場合にそれを是正し、自助が可能になるようにしたり、提供したりすることが国家の役割とみなされる。そのような保障があった上で、人びとの自立・自助と連帯の実現を果たせるようになる。そして、兄弟愛とシティズンシップに適った国民社会を形成するという目的に向けて、社会参画する上で必要な知見の習得機会を提供すること、これらの意義を示すこと、そして理想的な生に向けた人びとの精神的条件の形成機会を提供することが協同組合の役割となる。言い換えれば、協同組合の役割は、国家による物質的条件の保障の下、人びとが兄弟愛とシティズンシップという協同組合の理念を享受できるようにする精神的条件や、その実現するものの意義を示すことと捉えられる。

6. おわりに

本章では、トインビーが協同組合にどのような役割を期待し、そしてそれがどのような根拠から主張されたのかについて検討してきた。トインビーが現実の協同組合について考える時、消費者協同組合は労働者の生活の物質的向上に貢献したが、その究極的理念を体現していないことが問題視された。生産者協同組合は、労働者の事業運営に関する知識の欠如ゆえに成功していないと指摘された。トインビーは、あるべき生の実現から協同組合の問題を捉えており、オウエン以来の兄弟愛とシティズンシップを国民社会に適合させ、それを実践する市民を形成することが協同組合の本来の目的であると考えていた。

そこで協同組合に求められたのは、各人の個人としての自立と連帯からなる国民社会の形成、また、労働者が政治に参画する中で自分自身の義務を理解する契機を与えるために市民教育を行うことだった。トインビーは人間が共同体の市民として、政治に参加するものとしての精神的条件の実現を協同組合に求めていたと言える。これに対してトインビーが国家に求めたのはそのような精神的条件を実現するための物質的条件を確保することである。この二つの条件が整うことで、自助によって何かを実現しようとし、また、他者と自発的に連帯する市民でありかつ政治に参画する労働者からなる国民社会が実現できるようになることになる。人びとの精神的条件の実現の過程や、中間組織の道徳的役割はどのようなものなのかという問題は、グリーンの社会哲学の中では十分に検討されていない。この点において、トインビーの思想から協同組合について明らかになったと言える。これはオックスフォード・アプローチや理

想主義的方法に基づく福祉の実践思想の構想の中で独自の意義を示していると言える。

ここまでの内容をグリーンの政策規範と照らし合わせて考えてみる。トインビーもまた現状の分析から始めていると言える。市民教育が当時に行われていなかったこと、労働者の政治参画が進んでいるのに、政治参画において必要な知識を労働者が得る機会が欠如していること、物質的不平等の存在というこれらの現実を前提とした。その上で、それぞれ、協同組合の理念に市民教育は適っていること、信仰の実現のために社会的に基本的かつ重要な物質的条件を確保するために国家が不平等を是正しなければならない、協同組合において自律と連帯の意識を育む必要があることなど、現実が改善されるべき問題となっているかどうかを理念と照らし合わせて明らかにし、それによって目指す方向も示されるような方法をとっていたと言える。それゆえ、トインビーにおいてもグリーンと同様の公共政策規範の方法をとっていたと言える。

しかしながら、本稿は協同組合に焦点を当てたものであって、中間組織一般についての役割を論じているわけではない。トインビーが協同組合と同様にさまざまに論じている労働組合や、彼の名がつけられたトインビー・ホールを中心としたセツルメント運動、慈善組織など、国家以外に社会改革に携わる主体がトインビーの社会改革思想を含むオックスフォード・アプローチや理想主義的な社会改革の福祉の実践の中でどのように位置づけられるのかを明らかにできていない。グリーンも含め、国家と他の社会がどのような関係にあるのか、さらに検討しなければならない。これらは今後の課題となる。

次章からはオックスフォード・アプローチやイギリス福祉国家の実現に寄与した福祉の実践の理想主義的アプローチを現代的視点から捉えるにあたっての、その現代的視点としてケイパビリティ・アプローチについて検討する。

第4章 自由・ケイパビリティ・開発

ーグリーンとセンの構想の比較ー

1. はじめに

前章までは、本稿の目的の一つであるグリーンやトインビーによるオックスフォード・アプローチ、ないし理想主義的思想において福祉国家の哲学的基礎とされる側面について明らかにしてきた。序章でも示したように、本稿の目的はそれだけではなく、ケイパビリティ・アプローチの先駆者としてのトーマス・ヒル・グリーンの位置づけを明らかにすることも目的である。

本章以降は、その目的について検討するために、また、グリーンの思想の現代的インプリケーションを考えるために、彼の思想を肯定的に評価するケイパビリティ・アプローチにおいてグリーンの思想がどのように位置づけられるのかを検討する。以下の章では、それを明らかにするため、グリーンの思想とケイパビリティ・アプローチの関係、いわば思想の親和的な点や相違点を検討していく。ケイパビリティ・アプローチの中でも本章では、アマルティア・センのケイパビリティ・アプローチ¹に着目する。センにおいて、自由、人間が何かを為し得る、何かになり得ることの捉え方（機能²とケイパビリティ）、公共政策の規範、これらが相互にどのように関係しながら構想されているのかを明らかにする。そして、それらがグリーンとどのような点で相通じ、相異なるのかを明らかにすることによって、ケイパビリティ・アプローチの先駆者としてのグリーンの思想を明らかにしていく。

ケイパビリティ・アプローチの先駆者としてのグリーンについて考える時、センはグリーンについて言及していない。次章で示すように、ケイパビリティ・アプローチの先駆者としてグリーンを高く評価したのはマーサ・ヌスバウムである。ヌスバウムによるグリーンの肯定的評価については次章で扱い、本章ではヌスバウムと共にケイパビリティ・アプローチを構築したセンの思想とグリーンの思想を検討する。

¹ センのケイパビリティ・アプローチの概要については、後藤（2002）、鈴木・後藤（2002）第6,7章、鈴木（2004）、後藤（2017）、神島（2018）第1章、橋本（2021）第2章に詳しい。

² “Functioning (s)”, “Function (s)”の一般的表現に対して、本稿では先行研究での表現をふまえて「機能」という表現を用いる。複数の機能を意味する場合は、「諸機能」とする。

センによるグリーンへの言及は、積極的自由論者としてグリーンについて言及するにとどまる。グリーンは、積極的自由をある人がその人自身の能力や限界だけではなく、他者による援助なども含めて広い意味で何かを行うことができるという観点から捉えている。センは、自由をあらゆることを考慮して為し得る人の能力と捉えることは有益と認め、そのような捉え方がグリーンと関連付けられるとする（Sen 2002, 509 [訳下巻 138 頁]）。しかし、積極的自由の代表的論者であるグリーンと同様に、本章で明らかにするように、センも積極的自由を重視することから、両者の思想の比較研究が進められ、センの思想へのグリーンと思想の意義や両者の思想の類似性が指摘されている。

センのウェルビーイングの基礎的思想をより豊かにする思想の一つにグリーンの「積極的」自由がある（Basu and Lopez-Calva 2011, 159）、グリーンと自由がセンの自由の思想的背景にも見出される（Weinstein 2016）、と指摘されるように、センの思想の背景にグリーンと思想が見出すことができるとされる。それらは、グリーン同様にセンも積極的自由論者であることが指摘されているに留まる。センによる自由の価値の擁護の説明は、グリーンと自由の説明を正確に反映している（Hamilton 2019, 74）と指摘されていることから、両者の積極的自由の捉え方の類似性が指摘されている。センと自由とグリーンと自由も、各人が価値を見出す理由のあることを行う能力を有すること、積極的自由を重視しつつも消極的自由も認めていることで共通する。それだけではなく、グリーンと自由は各人が価値あるものを実現し発展しようとする、自由を人間の能力の内的側面と外的側面の二つの観点から捉えられること、これらの点はセンにはない論点であり、センと自由をより豊かにし得るものだ（Siani 2017）と指摘されている。このように、センはグリーンに言及していないものの、両者について積極的自由を介して思想に親和性が見出されていると先行研究で示されてきた。

これらの研究は、グリーンと高く評価される自由を「価値のあることを自ら行ったり享受したり、他者と共に行ったり享受したりすることのできる積極的な力あるいは能力（capacity）」（Green 1888d, 371）としていることをふまえ、両者は共に自由を、何かを行うことができる能力に着目したものだとするので、両者の思想がケイパビリティの観点に基づいており、類似するとしている。グリーンが「価値のあること」によって意味するものは、人格の完成ならびに共通善であった。また、能力も意志と理性であり、人間が自由であるために、いわば価値のあることを実現しようとするれば実

現しようとしてできる状態を実現するために、外的環境を整備することが公共政策によって求められることはすでに明らかにしたとおりである。センもグリーンと同じように論じていると言えるのか。先行研究ではグリーンにおける価値のあることもふまえ、センとグリーンの思想を検討しているとは言えない。それを検討した上で、両者の思想の類似性や相違点が浮かび上がってくると言える。

本章では、センにおいて自由とはどのようなものなのか、センにおける人間のケイパビリティの捉え方、自由やケイパビリティ、正義に基づき正当化される政策規範と開発を通じてセンの公共政策思想の構想、これらを明らかにした上でグリーンとセンの思想を対比させ、グリーンのケイパビリティ・アプローチの先駆者とされ得る点を明らかにする。次節では、センの自由について、自由と達成・帰結の区別、自由における機会の側面、何を以ってある状態が他の状態よりも機会の自由に適っているのかについて明らかにする。第3節では、何を達成できる機会について論じるのかに関連してウェルビーイングとエージェンシーについて、そして、それを捉える情報尺度としての機能とケイパビリティについて明らかにする。第4節では、これらの内容をもとにセンが途上国の貧困や開発についてどのように捉えていたのか、また公共政策の哲学的基礎となる正義の実現についてどのように捉えていたのかを通じて、彼の公共政策思想がどのようなものなのかを明らかにする。第5節では、2、3、4節で明らかにした内容を1、2章で扱ったグリーンの思想を対比させながら、センのケイパビリティ・アプローチを手掛かりに、グリーンの思想のケイパビリティ・アプローチの先駆者としての側面を明らかにする。

2. センの自由論：機会面での自由

本節では、センの自由の捉え方について検討する。開発経済学者でもあるセンは、開発において自由の意義を強調する。それは以下のような論述からも見て取れる。

開発は、私たちが送る生活と私たちが享受する自由を向上させることにもっと関心を持たなければならない。私たちが価値を認めるに足る自由を拡大することは、私たちの生活をより豊かで自由なものにするだけでなく、私たちがより充実した成人となり、自らの意思を行使し、私たちの住む世界と関わり、影響を及ぼすことを可能にする。(Sen 1999, 14-15 [訳 13 頁])

開発をセンが論じる時、それは自由の実現と密接に関係するものである。それでは、彼が言う私たちが価値を認めるに足る自由とはどのようなものなのか。センの開発を明らかにするためには、自由が意味することについて明らかにする必要がある。

センにおいて自由という表現が用いられる時、それは何かを達成した成果ないし帰結と区別されて用いられる。なぜセンは自由と成果ないし帰結を区別するのか。それを明らかにした上で、自由を論じる際にセンは、それを機会の側面とプロセスの側面から評価しようとする。両者は密接に関係するものであるが、とりわけ、前者の側面が人間のケイパビリティの評価に関わってくる。

2. 1. 自由と帰結

センにおいてまず問題となるのが、なぜ自由に着目する必要があるのかということである。センは、人間の社会的位置づけ（Social Arrangement）は、実際に達成した帰結を指す実際の達成（achievement）と、行う価値があることを達成するために与えられた機会を指すその達成への自由（freedom）に関係しており、この区別が社会的評価において中心的意味を持つものだとする（Sen 1993, 32 [訳 47 頁]）。ここで扱う自由は、何かを達成する機会を有しているという意味での自由である。

その上で、個人の優位性や社会評価のアプローチではこれまで達成のみが扱われてきたとする。功利主義、新厚生経済学におけるバークソン=サミュエルソン型社会厚生関数、アロー（Kenneth Joseph Arrow 1921-2017）の社会選択理論、顕示選好理論などにおいては、自由は達成の手段にすぎず、あくまでそれらで焦点が当てられるべきとされていたのは帰結だったことを指摘する（Sen 1993, 32, 37 [訳 48, 52 頁]）。

経済学を含め、何かを達成した帰結に焦点を当てるアプローチが数多く存在する中で、センはそれらと同じように帰結にのみ着目するのではなく、何かを達成する機会を享受している自由に焦点を当てるアプローチを構築することを試みた。なぜ達成だけではなく、達成への自由を考慮する必要があるのか。それは、センが以下のような例を挙げ、達成だけでは十分に考慮できないケースを示していることから明らかである。

ある人が家にいようと自ら決めて実際に家で過ごすこと（シナリオ A）、ある人が家にいようと決めてそうしようとしていたら、暴漢がやってきて無理やり家の外に追

い出されたこと（シナリオ B）、ある人が家にいようとしたら暴漢がやってきて「家から絶対に出られないようにした。もし、出ようものならひどい目に遭わせるぞ」と強制的に家に居させられること（シナリオ C）。シナリオ A とシナリオ B を比べると、シナリオ B はある人が家にいようとしていたのに、明らかにそれが妨げられている。シナリオ A とシナリオ C を比べると、これらを帰結のみで捉えると A も C も家にいようとして実際に家にいるという帰結で同じになる。ある人が与えられた選択肢の中からどのような帰結に至ったのかということで捉えると、C は家にいるしか選択できなくなってしまっており、ある人の選択肢が不当に狭められているにもかかわらず、A も C も所与の選択肢の中で家にいるという帰結を選択している以上、与えられた選択肢の内容は違えども、所与の選択肢から帰結に至ったとして同じように扱われることになる。しかしセンは、C では A のように、選択可能な選択肢から家にいようと自由に選択する機会や、たとえある人が自ら家にいようと決めるとしても自らどのように過ごすかを選択するプロセスが与えられておらず、自由が害されていると論じる（Sen 2009, 229-230 [訳 332-334 頁]）。単にどのような帰結かというのではなく、どのような選択肢の下でどのように最終的帰結に至ったのかをも捉えようとセンはしている。

A では、友人に会うために外出するなどの取り得るさまざまな選択肢をある人がとり得る中で、家にいるという選択を行ったものの、B では、ある人の判断が尊重されずに、自分自身による意思決定が妨げられたことになる。C では、暴漢がいようがいまいが家にいると選択するのだが、外出したり庭の手入れをしたりするなどの他に取れ得るさまざまな選択肢が剥奪されてしまい、家におらざるを得なくなっていることになる。人間が何かを選択して実現しようとする時、単にその帰結のみに着目するのでは、当事者がどのような状況におかれていたのかという論点が見失われかねない。ある人が自ら選択することだけではなく、A と C がそのような帰結とそれを選択するに至った背景として、どのような選択肢が与えられ、そこからどのように各人が自ら選択を行っていたのかを考慮することもまた必要だとセンは考えていたことになる。ここで自由には二つの側面が見出される。一つが様々に選択できることを指す自由における機会の側面であり、もう一つが自ら決めるということを指す自由におけるプロセスの側面である。センは、自由には多くの側面があるが、少なくとも機会の側面とプロセスの側面から自由は価値あるものだとする。

機会の側面とは、自由が、価値があると思う理由のあることを達成する機会を与えること（Sen 2002, 506, 585 [訳下巻 135, 213 頁]）を指す。プロセスの側面とは、選択に関する決定の自律性ならびに、他者による選択への介入からの免除権（immunity）である（Sen 2002, 508 [訳下巻 138 頁]）。これらより、価値があると思う理由のあることを実際に達成する機会を享受できるので、自由は価値のあることになる。自由においては、他者からの干渉を受けずに自律的に選択を決定することもまた価値のあることになると言える。これらの双方の側面が自由にとり重要であるとセンは捉えていた。センは機会の側面とプロセスの側面の双方の区分について、これらの側面は明確に区別されるものであるが、交わる部分もあり、これらの区別は必要だが相互依存の面もあるとする（Sen 2002, 587 [下巻 215 頁]）。

本章は、自由、ウェルビーイング、ケイパビリティの関連から開発や正義論を通じて彼の公共政策規範を明らかにすることを目的とする。センはケイパビリティのアイデアは機会面での自由と結びつくものだとしている（Sen 2005, 156, 2009, 295-296 [訳 423 頁]）ので、本章の目的と照らし合わせ、以下ではセンが機会面での自由をどのように捉えていたのかを明らかにする。

2. 2. 機会面での自由

機会面での自由について検討する際に問題とするのが、どのような基準で機会をあらわす達成集合を評価するのかである。センは、機会の自由を評価するにあたって、選好や選択がどのように関係するのかを明らかにしようとする。

Arrow（1951）で展開された選好の考え方、つまり、本人の価値観に基づき、選択を決定し合理的に説明する順序付けとしての選好の考え方に基づいてセンは、機会の側面から捉えた自由の程度は、各人の価値観や選好とは無関係には判断できないので、選択肢の数でその程度を図ることは望ましくないとする（Sen 2002, 514-515 [訳下巻 143-144 頁]）。以下、センが達成の不確実性が存在しない下で、達成集合間の比較をどのように捉えていたのか、いわば、ある選択肢集合が他の達成枝集合よりも機会面で自由であるという時に、ある選択肢集合が他の選択肢集合よりも機会の自由に適っているとされる十分条件と必要条件を明らかにする。

どのような状況ならば、ある集合が他の集合よりも機会面での自由を表しているのか。より機会面での自由であることの十分条件についてセンは、選択肢集合 A の

ある部分集合 A^* のあらゆる要素が、別の選択肢集合 B の対応する要素の間で一対一対応がつけられるならば、 A と B は少なくとも同程度の機会面での自由は表されていると言え、その時に、 A^* のあらゆる要素が対応する B の要素よりも厳密に選好されているのであれば、集合 A は厳密に集合 B より多くの機会の自由を表しているとする (Sen 2002, 515-516 [訳下巻 145-146 頁])。二つの選択肢集合において、両者が少なくとも同等の自由は表されている時に、一方の集合の要素がもう一方の集合の対応する要素よりも厳密に望ましいならば、厳密に望ましい要素を含む集合はより機会面で自由だということができる。

ある集合が他の集合よりも機会面での自由を表しているならば、それはどのような状況なのか。より機会面での自由であることの必要条件についてセンは、選択肢集合 A が選択肢集合 B よりも、より機会面での自由を享受できるのならば、集合 B のあらゆる要素より選好される、あるいは少なくとも同等である要素が、集合 A に存在しなければならないとする。これによって、よりよい選択肢を得る機会が存在しないならば、機会面での自由の拡張はできないことになる。集合 A が集合 B よりも機会の自由を享受できるのならば、集合 B のあらゆる要素より少なくとも同等で選好される要素が、集合 A に存在がすることが十分条件とはならない理由について、自由の増大のためには、より選好される選択肢の存在は必要だが、例えば、 x, y, z の順に選択肢が好ましいとされる時に、選択肢集合 $\{x\}$ と選択肢集合 $\{y, z\}$ を比べた時に、必ずしも $\{x\}$ の方が機会面での自由として優位であるわけではないように、より好まれる選択肢が選択肢集合に含まれているからということだけで、自由が増大されることが保障されるわけではないからだとする (Sen 2002, 516-517 [訳下巻 146-147 頁])。

例えば、ある人が、家の中にいること、家の庭の手入れをすること、外出すること、この順に好む時、(1) 前の例と同様に暴漢の脅迫によって家の中におらざるを得ない場合、(2) 家族から殺虫燻煙剤を使用したいとの相談を受け、ある人はそれを使用することに同意し、家の中にいることができなくなり、庭の手入れか外出するかのみが選択肢として与えられている場合、この二つの場合を考えると、ある人にとって最も望ましい選択肢が含まれているからと言って、(2) と比べて (1) の方が、必ずしも機会面での自由がより享受されている状態というわけではない。センは選択肢、いわば機能が追加されるからといって、その選択肢が必ずしもその人にとり、もとの

選択肢と同水準もしくはそれよりも魅力的であるわけではないので、選択肢の追加が自由の拡張となるわけでもないとする (Sen 2002, 518 [訳下巻 147-148 頁])。単に選択肢の数が多いからと、その人がより自由であると言えるわけでもなく³、各人の選好においてより望まれる選択肢が追加されることによって、より機会面での自由が達成されるということになる。このようにセンは機会面での自由について、どのような状態がより自由であるかということを選好で捉えるが、それは個人的厚生によって機会面での自由を捉えるわけではなく、財所有によって機会面での自由を捉えるわけでもないと言える。

2. 3. 本節のまとめ

センは、物事やある人の状態を帰結では十分に捉えきれない場合もあるので、自由をふまえた分析を行おうとする。その時、自由の機会面、いわばある人にどのような機会が与えられ、帰結に至るのかについて捉えようとする。ある人が所与の選択機会の中からどのように帰結に至ったのかだけを分析しようとするのではなく、どのような機会が与えられているのかをふまえた上で、どのように帰結に至ったのかを分析しようとする。そのような機会は、個人の選好と密接に関係するものであり、そこである機会が他の機会よりも自由であると言えるのはどのような時なのかが問題となる。

センは、同等な自由の二つの機会の集合のうち一方の部分集合が、他方の機会の集合の全ての要素よりも好ましいのであれば、ある機会の集合は、他方よりも機会面での自由を享受できるものだとする。ある機会の集合が他のものよりも機会面での自由を享受できるのは、その集合の全ての要素が他のものの全ての要素よりもより好ましい時だとされる。このように機会面での自由は選好に基づくものであるから、単に選択肢が増えるほど機会面で自由であるというわけではなく、各人にとってより好ましい選択肢が増えるほど機会面で自由である。

次に問題となるのが、どのような尺度でその達成機会を測るのかということである。センは、機会を単に厚生あるいは効用で捉えようとするわけではない。また、どのような財・資源を所有しているかによって機会を捉えようとするわけでもない。その時

³ この議論については、Arneson (1989) pp.90-92 に詳しい。また、セン的平等主義の立場だとどのような機能が重要なかが示されないことについては Anderson (1999) pp.316-321。これらの研究の指摘は、どの機能が重要かということにセンが答えていないことにつながる。

にどのように捉えるのかで中心となるのが、機能とケイパビリティである。次節では、各人が何かを達成しようとする時の目的となるウェルビーイングとエージェンシーについて、彼の自由の捉え方の核となる機能とケイパビリティについて検討していく。

3. センにおけるウェルビーイングとケイパビリティ

センは、さまざまな研究で人々のウェルビーイングや生活水準を分析する際に、尺度として効用を用いることが必ずしも妥当ではないことを論じてきた（Sen 1980, 1985b, 1987: Lecture 1, 1988: Ch.2）。機会面の自由についても効用も用いることが必ずしも妥当ではないとされ、ここではセンが機会面の自由を選好に基づき、ケイパビリティをどのように導出したのかを明らかにする。そこで重要になるのが、何を達成しようとしているのかを考える時にウェルビーイングとエージェンシー⁴の区分をもうけることである。その上で、センがなぜ、どのようにして、効用ないし個人的厚生によって自由を捉えることが必ずしも妥当ではない、そして、財や資源の所有によって自由を捉えることが必ずしも妥当ではないと捉えていたのかを明らかにする。これは、次節におけるセンの正義の構想とも関連する。

3. 1. 何の機会か：ウェルビーイングとエージェンシー⁵

ここでは、センの自由の機会の側面において、何かを達成する機会について論じる際、何を達成しようとするものを捉えようとしていたのを検討する。それは、自由における機会の側面とは、価値があると思う理由のあることを達成する機会を与えること（Sen 2002, 506, 585 [訳下巻 135, 213 頁]）としていることから、価値があると思う理由のあることとはセンにおいて何を意味しているのかについて考察することにな

⁴ 翻訳では、well-being を「福祉」と訳すもの（池本・野上・佐藤訳 1999, 石塚訳 2000, 池本訳 2011, 玉手・児島訳 2021）「豊かな生」と訳すもの（徳永・松本・青山訳 2016）があり、agency を「エージェンシー」あるいは「エイジェンシー」と訳すもの（池本・野上・佐藤訳 1999, 石塚訳 2000, 池本訳 2011）、「行為主体性」と訳すもの（玉手・児島訳 2021, 徳永・松本・青山訳 2016。ただし、後者は節見出しの「行為主体性」のルビを「エージェンシー」としている。徳永・松本・青山訳 2016, 66 頁）がある。本稿では、前者はウェルビーイングという表現がわが国でも一般的に用いられる表現となっていることから「ウェルビーイング」、後者は翻訳でもそう用いられていることとウェルビーイングの表記に合わせ、「エージェンシー」とする。

⁵ 以下のウェルビーイングとエージェンシーの説明は、Sen（1985b, 1987, 1992, 1993, 2009）における説明を参考にした。

る。それについてセンは、ウェルビーイングとエージェンシーの区分を設ける。

ウェルビーイングとは、人の存在（being）の良さ（well）に関わる（Sen 1985a, 5 [訳 15 頁] , 1992, 40 [訳 59 頁]）ので、自由は、人の状態をより良くすることを達成する機会が与えられるという意味で価値のあることになる。人々の状態をより良くすることに関する選好によって、機会面での自由が捉えられることになる。しかしセンは、人間は必ずしも常にウェルビーイングのみを追求するわけではないとする。そのため、人間はより良くなろうとするかどうかにかかわらず、主観的に価値があるとみなすことも達成しようとする機会が与えられていることを意味するエージェンシーからも、自由は価値があることだとみなされる。

以上のように、自由において価値があると思う理由のあることには、ウェルビーイングとエージェンシーの2つの区分がある。前者は、自らの状態をより良くすることを達成する機会が与えられていることを指す。この場合、機会には行為主体が主観的に価値のあることだと思っていなくても、その達成によってその人自身の生活をより良くしようとするものが含まれる。そのため、客観的に価値のあることを達成する機会だと言える。後者は、自らにとって良いと見なされることを達成する機会が与えられていることを指す。この場合、機会には主観的に価値のあることを達成する機会が含まれる。センは、このような区分を導入することによって、人間をウェルビーイングのみを追求しようとする存在、そして何かを実現しようとする機会とその達成を同一と捉える視点から離れようとする。

センは、ウェルビーイングとエージェンシーのうち、どちらが重要なのかは文脈によるものの、社会保障や公共政策の評価の際には、ウェルビーイングの側面が重要になるとする（Sen 1992, 73 [訳 105 頁] , Sen 2009, 288-289 [訳 413-414 頁]）。これをふまえると、公共政策を規範的に考える際にはウェルビーイングに着目する点から、政策には、政策対象である市民が主観的に価値のあることだと思っていないことでも、より良い状態を達成することができる機会を提供することが求められることになる。そして、政策には、人々の状態を直接的により良くするのではなく、人々にそのような生活を実現できる選択の機会を与えることが求められる。何を選好することができるようになっていくべきか、機会面での自由を表す集合に要素として含まれるべきものが何かを示すのが、ウェルビーイングである。このようにセンは、選択機会に焦点を当てるので、ウェルビーイングにおいても前節で示したように自由と帰結を区分す

る。ウェルビーイングの自由 (well-being freedom) は、ある人が自らのウェルビーイング達成のための自由であり、「その人自身のウェルビーイングを促進する自由」(Sen 2009, 288-289 [訳 414 頁]) である。このような自由が与えられた上で、各人が実際に選択肢を達成することによってウェルビーイングの達成に至る。

前節では、センが機会面での自由を選好に基づいて規定しようとしていることを明らかにした。それでは、これらウェルビーイングも選好によって規定されることになるが、ウェルビーイングとは一体どのように捉えられるのかが問題となる。ここで問題となるのが、ウェルビーイングを効用と同一視することは妥当なのか⁶、そもそも効用とは何かということである。センは、一般的に効用は選択、幸福 (happiness)、欲求充足の三つのいずれかの観点から捉えられているとした上で、それぞれの観点からウェルビーイングとして捉える妥当性を検討している (Sen 1985b, 187)。

選択についてセンは、人間の行動選択の直接的目的となるのは常に効用というわけではない以上、ウェルビーイングを効用として採用することには基本的に問題だと批判する⁷。幸福についてセンは、功利主義の伝統でも認められるように、幸福は人間の精神的状態なのでこれに依拠すると、これ以外の状態 (非精神的状態や幸福以外の精神的状態) を考慮できないので、それがウェルビーイングと密接な関係にあるとしても、それがウェルビーイングを完全に表象するわけではないとする。欲求充足についてセンは、欲するから価値があることは正当化できないとしても、価値があるから欲するということは一般に受け入れられており、この面で考えると人間は客観的に価値のあるウェルビーイングと主観的に価値のあるエージェンシーの二つの観点から行動するため、何を欲するかもこの二つに区分される。それゆえ、欲求の対象にウェ

⁶ ここで効用ないし厚生を取り上げるのは、厚生経済学でも用いられる功利主義の厚生主義的側面、いわば道徳的評価の指標として個人の効用のみを用いる (べきだ) という事、そして、人間はその効用を唯一の目的とし、それを最大化するように行動する存在とみなすことであって、この考え方に基づく効用ないし厚生をウェルビーイングとして採用することが妥当かどうかということである。それゆえ、ミクロ経済学の消費者理論のように、ある選択肢を他の選択肢より同等もしくはそれ以上に望ましいとして選択した時に、ある選択肢と他の選択肢の選好関係を効用関数によって定義することの妥当性を問うものではない。前節の内容をふまえると、センは、人間は効用のみを目的とするわけではない存在とみなした上で、効用のみを指標として用いることが妥当ではないため、功利主義的な効用と経済学の選好関係を切り離して考えようとしていると言える。センは効用に依拠することには批判的であっても、人間は現実にあれかこれかと選択をしながら生活する以上、選好に依拠することに対して批判的ではない。

⁷ この観点から、センは機会面での自由を選好と結びつくものだとする時に、それを効用に基礎づけよう

ルビーイングが包含されるとしても、それと同値ではないとする (Sen 1985b, 187-192)。このようにして、センはウェルビーイングとして効用を適用することは必ずしも妥当ではないとする。

センは、選択の結果として得られる財・商品の所有によってウェルビーイングを測ることもできないとする (Sen 1987, 14-17 [訳 32-36 頁])。例えば、ある人と下半身が不自由な人に対して自転車を与えられたとする。ある人は自転車に乗ることができるようになる練習を行えば、自転車に乗ることができるようになる。しかし、下半身が不自由な人は、ある人と同じ程度の練習で自転車に乗ることができるようになるのは困難で、より練習が必要になるか、自転車に乗ることがそもそも不可能な可能性もある。このように、財を所有しているからと言っても、それを利用するには大変な困難が伴ったり、そもそも利用できなかったりする。それによって人々が財や商品を有するだけでウェルビーイングを常に享受できるとは限らない。それゆえ、財を所有していることでウェルビーイングを享受できるとすることは妥当ではない。

所得についてもセンは、身体的特徴など個人的異質性、気候条件などの外的自然条件に関する物的環境の多様性、公衆衛生や教育などに関する社会的風土の多様性、恥じることなく人前にでるための消費水準は貧しい社会よりも豊かな社会の方が大きくなるなど他者に対する相対的地位の違い、これらから人々が所得を活用する際の違いが表れるとする (Sen 1990, 333n)。それゆえ、以上の条件の違いによって、その大きさがただちにウェルビーイングを反映するわけではないことになる。それではセンはウェルビーイングをどのように捉えようとするのか。

3. 2. 機能とケイパビリティ⁸

センは、既に論じたように効用や財の所有を通じてウェルビーイングを捉えるのは適切ではないとした上で、ウェルビーイングの特徴は、人が達成できる機能 (functionings) のベクトルにあるとする (Sen 1985b, 197-198)。機能とは、ある状態になったり、何かをしたりすることを意味する生活の構成要素である。機能の集合が機能ベクトルとなる。さらに、達成可能な機能ベクトルの集合がケイパビリティとし

とするわけではないと言える。

⁸ 以下のセンにおける機能とケイパビリティの意味と性質についての説明は、Sen (1984, 1985a, 1985b, 1987, 1990, 1992, 1993, 1997, 1999, 2005, 2006, 2009) における説明を参考にした。

て位置づけられる。ウェルビーイングを実現するために、さまざまな機能（選択肢）が与えられ、その中から実際にどのように生きるのか、いわば機能ベクトルを選択できる状態を捉えるものがケイパビリティである。このようにして、ケイパビリティはウェルビーイングを実現する機会を捉えようとするものだと言える。

何かになったり、何かをしたりする選択機会を有しており、それを追求できるかどうかをケイパビリティは示しているので、積極的自由を反映している。センは、積極的自由の伝統的見解を本質的に解釈すると、それは機能へのケイパビリティであり、それによって人が何をすることができる（できない）のか、何になることができる（できない）のかを特定するものだとしている（Sen 1984, 316-318）。センにおける積極的自由とは、各人に与えられたケイパビリティ、つまり機会面での自由ということになる。何かになったり何かをしたりする諸要素（機能）の選択肢から実際にウェルビーイングに適った生き方を選択し、それによってウェルビーイングを達成する機会が表現されることになる。

ケイパビリティは機会として捉えられるので、それは帰結ではなく、選択を達成する機会を享受しているかどうかに着目すると言える。ケイパビリティを享受できていること、つまり、主観的に価値があるわけではなくても、生活やその人の存在をより良いものにすることを実現する機会を享受できていることが、ウェルビーイングを達成する機会の面における自由になる。帰結ではなく機会面での自由について捉えようとするのは、以下の例からもうかがえる。

たとえば、ある時点において、Aさんは貧しいために食糧を調達できず、かつ食糧不足の環境下にあるので飢えており、Bさんは経済的に豊かで、食料を調達しようと思えばすぐに調達できる環境下にあるものの、信仰上の信念から、必ずしも行う必要はない特殊な修行を行っている関係で食事をとらずに飢えた状態にあるとする。AさんとBさんは共に飢えた状況にあるものの、Aさんはそもそも飢えから脱する選択肢が無くそのような状況を選択せざるを得ず、Bさんはあくまで食事を行うという選択を行うことが可能であるが、彼の選好は特殊な修行を行って飢えることを好み、飢えた状況にある。

このようにして両者の選択機会をふまえると、両者は必ずしも同じ状況にあるわけではない。ケイパビリティにおいては、前節で示したように、自由と帰結ないし達成の区分が重要となる。仮に、飢えずに生活できる状態が人間のウェルビーイングに

適っているとした時、そのような状態を選好して実現することはウェルビーイングの達成につながる。しかし、この例では A さんはそのような状態を達成する機会が与えられていないのに対して、B さんにウェルビーイングの達成機会は与えられていた。そのような意味で、B さんにはウェルビーイングの自由が与えられていたことになる。それゆえ、ウェルビーイングを達成してはいないが、それを実現しようと思えば B さんは実現できた状態にあったことになるので、A さんと同じように捉えることが必ずしも妥当ではないことになる (Sen 1985b, 200-202, 2009, 236-237)。

ケイパビリティの考え方は、機会に着目するものであるが、その機会は行為主体によって達成されることが出来る機能のみに着目するものではない⁹。既に言及したように、センは、ケイパビリティは必ずしも自由のプロセス面、いわば自律的選択と選択に対する外的強制の欠如を反映するものではないとする。ケイパビリティには、他者の手助けによって達成できるような選択肢を享受できるようになる機能（ベクトル）も含まれ、他者からの手助けの下で達成が可能になる機能がある人も、機会面での自由を享受できていることになる。

これについてセンは、帰結を実現し得るという観点で自由を捉えているので、共和主義的自由¹⁰とケイパビリティ・アプローチの自由の違いを以下のような例から明らかにしている。ある人が身体的障害を有しているので外出できないこと（ケース 1）、ある人が障害を有しているものの、社会保障制度により提供されるヘルパーあるいは善意のボランティアに常に助けられ、外出したい時にはいつでも外出できること（ケース 2）、ある人が障害を有しているものの、料金を自力で用意して召使を雇い、その助けを借りて望む時にはいつでも外出できること（ケース 3）のこれら三つのケースを考えた時、ケース 1 は共和主義でもケイパビリティの観点でもある人は自由ではない。ケース 3 ではどちらの観点でもある人は自由である。ケース 2 で二つの立場で考え方が異なる。共和主義的自由では、この時には障害のある人が制度や善意に依存する状態にあるので自由ではないとされる。しかし、ケイパビリティの観点からは、ケース 2 と 3 は共に外出することができるケイパビリティを有しているので、障害を有する人は自由であるということになる。センは、捉えようとしているのは何

⁹ センのケイパビリティに関して、自由だけではなく機能に着目する必要があるについては Fleurbaey (2006)。

¹⁰ この考え方で自由とは、国家を含む他者から等しく保護されていることを意識しながら、人々が享受する地位を平等にすること (Pettit 2010, 110)、そのような市民の地位としての自由を指す。

ができるかであって、この観点が政策立案で認識されるべき重要な視点だとする (Sen 2009, 306-307 [訳 437-439 頁])。それゆえ、ケイパビリティの観点では、第三者によってよりよい生活を達成できるような選択肢を提供すること、その実現を手助けすることもまた、市民の自由の実現に寄与することになると言える。政策などによって各人にとって好ましい機能を実現可能にするよう手助けすることは、自由の実現につながる。そのような意味で、ケイパビリティ・アプローチにおいて、何かになったり、何かをしたりできることを実際に達成するということは、本人が望んでいるものの、障碍などの理由で実現できない場合に、第三者がその達成を手助けすることも含めて自由を捉えようとする。

以上のような道徳的情報に基づく分析手法が、ケイパビリティ・アプローチである。センは、ケイパビリティ・アプローチをケイパビリティの使用方法について具体的な方式を提案しないものだとする (Sen 2009, 232 [訳 336 頁])。後述するような貧困を評価することにケイパビリティは用いられても、このアプローチによって貧困をどのように解決すべきかまでは提案されない。あくまでこのアプローチが関心を持つのは、手段への着目を正し、追求したいと考える目的に着目することである (Sen 1999, 90 [訳 102 頁], Sen 2009, 234 [訳 339 頁])。ロールズの基本財アプローチ、ドゥウォーキン (Ronald Myles Dworkin, 1931-2013) の資源アプローチ、GDP を含む実質所得アプローチなど、ウェルビーイングを達成する手段や自由のための手段に基づくアプローチと異なる点が強調される。

例えば、高所得ではあるが、病気になりやすい体質や身体障碍のある人は、症状を緩和する薬や障碍による不利を補う器具など、生活を送る上で必要な補助への出費が必要となる。そのため、それらへの出費が極めて高額であることによって、自身のウェルビーイングの実現には低所得な健常者よりも必ずしも優位ではない可能性がある。そのような人々が健常者と同じ所得、同じだけの手段を与えられただけでは不十分だということをケイパビリティ・アプローチでは明らかにし得る。あるいは、問題として扱い得ることになる。

それゆえ、センは、基本財や資源、所得そのものに着目せず、それらを用いて人間がどのようなになったり、何をしたりすることができるのかという観点に着目する。ケイパビリティはまた、効用に基づく帰結のみで判断する功利主義と違い、様々な行為や状態を重要とする余地があるとする (Sen 1992, 44-45 [訳 63 頁])。このように、

ケイパビリティは人々が最終的にどうなるか、何を有しているかということに直接着目するのではなく、人々が何をすることが、あるいは何になることができる（できない）のかにも着目するアプローチであると言える。そして、その達成について行為主体によってのみなされるものを捉えようとするのではなく、手助けを受けることによって達成できるようになることも含まれる。そのような意味で、このアプローチに基づく自由においては、ある人が自らの努力のみでは実現不可能な状態であるものの、政府の政策や第三者の手助けなどによって実現可能になるような選択肢もまたケイパビリティでは考慮される。

3. 3. 本節のまとめ

センは、自由によって達成されることには客観的に価値のあることを実現できるウェルビーイングの側面と、主観的に価値のあることを実現できるエージェンシーの側面があるとする。次章にも関わることだが、そのうち、公共政策を考えるにあたっては、前者の側面に着目しようとする。ウェルビーイングは、効用（選択、幸福、あるいは欲求充足）や基本財（primary goods）、資源、商品や財を所有すること、所得や富を得ていることによって規定されるものではないとする。ウェルビーイングは、人々が何をすることができるか、何になることができるのかに着目する機能によって規定され、さまざまな機能からなるケイパビリティによって捉えられる。これに基づくことによって当事者がどのような状況におかれているか、他者の助けを借りることによって何を実現できるようになるのかが明らかになる。

実際、この捉え方ではプロセス面での自由（自律的選択や強制の欠如）を十分には捉えていないので、何かの機能を達成することそれ自体は、行為主体によってなされることを必ずしも想定していない。そのため、自分一人では実現不可能なことを各人が実現することを望んでいても、政策や第三者の手助けによってそれを実現可能にすることは、機会面での自由の促進、いわばケイパビリティを拡張することとなる。このケイパビリティに基づく分析手法がケイパビリティ・アプローチであり、これは政策が具体的に何をすべきかを示すものではなく、ケイパビリティの尺度から現実を分析しようとするものである。これによって何かを実現する手段に、たとえば所得や基本財、資源にのみ注意を払う視点を払しょくしようとする。

4. センの公共政策規範

前節まででセンの自由、ウェルビーイング、そして機能とケイパビリティについて、彼のケイパビリティ・アプローチを検討してきた。センはどのように公共政策規範を構想したのか、前節までの内容もふまえながら本節では明らかにする。それにあたって、次の二点に焦点を当てる。

第一に、センは正義の実現をどのように捉えていたのか。つまり、ケイパビリティ・アプローチの観点から政策規範をどのように構想したのか。この正義論を明らかにすることを通じて、正義の観点から公共政策にはどのような役割が求められるのか、センの公共政策規範を明らかにする。第二に、現実の社会経済問題にどのように取り組もうとしたのか。センの正義論や開発論を通じて、彼の現実の社会経済問題への取り組みを明らかにする。

4. 1. 比較論アプローチ：不正義の是正と状態間比較¹¹

現実の社会経済問題を考えるにあたってセンは、どのように問題を検討する必要があると考えたのか。ここで問題となるのが、正義論に基づく政策規範についての考え方である。この考え方においてセンは、「比較論的アプローチ」の立場をとる。このアプローチは、制度や行動原理だけではなく、人々が実際に送ることができる生活に直接関心を持つものである（Sen 2012, 103）。状態を比較するということは、現状としてどのように生きているか、そして、どのような選択機会が与えられているのかを明らかにするものである。

このアプローチに対して、ロールズらは「先験論的アプローチ」というアプローチをとる。これは、完全な正義の追求、正義に完全に適った社会とその下での制度に関心を向けるものである。センは、現代正義論の代表的アプローチであるこのアプローチが現実の社会に焦点を当てないことを問題視する（Sen 2009, 5-7 [訳 37-38 頁]）。センは両者のアプローチを全く異なるものであり、一方が他方を包含するようなもの

¹¹ この点について、本小節では必ずしもケイパビリティの問題は出てこないため、センの正義論は必ずしもケイパビリティと結びつくわけではないことを明らかにすることに焦点を当てた研究としては Baujard and Gilardone (2017)、センの非理想理論（比較論アプローチ）は不正義の決定を利己的にする恐れ、不正義が何かをこのアプローチ内では示さないこと、このアプローチに基づく、社会選択によって状態の比較を行うのは専門家のみであって、社会がテクノクラートのなり得ると指摘されている研究に Meshelski (2019)

ではないとする。

センは、自身のアプローチがロールズらのアプローチと異なる点として、第一に、不正義であると合意されるような明確な事例を特定すること、第二に、制度のあり方を超えて人々が送ることのできる生活の本質を検討すること、第三に、特定の国家内の議論に留まらず、世界中のあらゆる人々の間の議論となり得ること（Sen 2012, 103, 2017b, 17-19）、これらを挙げる。正義に完全に適った社会を特定し、その下での制度のあり方、社会契約に基づく国家のあり方を構想するという視点からセンのアプローチは離れることになる。

その上でセンは、ロールズらのアプローチは公正な社会がどのようなものなのかを明らかにすることができるとしても、それ自体で正義をどのように推進するか、より公正な社会をどのように実現するかを示すことはできないと指摘する。そして、自身のアプローチとロールズらのアプローチは全く異なるものだと指摘する。そこでセンは、正義の超越論的アプローチが比較論的アプローチの十分条件あるいは必要条件ではないことを示す。十分条件ではない、つまり、正義に適った社会を特定した上でそれからどの程度離れているかによって二つの状態を比較するとしても、それは比較論的アプローチとなるのではない理由についてセンは以下を挙げる。

第一に比較論的アプローチは現状を分析した上で、二つの状態を比較するものであって、超越論的アプローチとは出発点が異なるから。第二に、ロールズのようなアプローチに基づいたとしても、正義に適った理想的な社会から離れているのは、それが自由に反するからなのか、基本財分配の衡平性に反するからなのか、格差原理に反するからなのか、これらのように、正義からどの程度離れているのか、何を以って離れているとするのかの基準が多様であるが、それらの間の評価に対処する手段を構築していないから（Sen 2006, 218-220, 2009, 98-101 [訳 160-163]）。これに関連してセンは、超越論的アプローチに基づいたとしても、基準が多様な中でどのように正義に至るのかという方法もさまざまだから、このアプローチは必ずしも有益ではないと指摘する（Sen 2017a, 267-268）。

必要条件ではない、つまり、比較論的アプローチをとるならば、正義に適った社会を特定した上でそれからどの程度離れているかによって二つの状態を比較するのではない理由についてセンは、二つの正義に完全に適っているわけではない状態を比較する際に、完全に正義に適った社会を引き合いに出すこと、あるいはあらかじめそれ

を特定することを明らかにすることは必要ではないからだとする (Sen 2006, 221-222, 2009, 101-102 [訳 163-164])。センの例を具体的な事例に即して考えると、六甲山と摩耶山のどちらの山の標高がより高いのかを考える時に、日本で一番標高が高い山が富士山であることを引き合いに出す必要はないし、仮に日本一高い山が何かが分かっているとしてもそれを明らかにする必要もない。比較論アプローチは、正義に完全に適った状態を必ずしも明らかにするわけではないので、超越論的アプローチは必要条件とならない。

しかし、このアプローチでも摩耶山 (702 m) よりも六甲山 (931 m) が、六甲山よりも・・・、富士山 (3776 m) の方が高く、富士山よりも高い山は日本国内に存在しないので、富士山が日本で最も高いというように、比較を続けることによって超越論的アプローチで明らかにしようとする状態を明らかにすることが可能かもしれないことになる。センはこれに対して、このように評価できるということは、評価順序が完備的であるが、現実においては評価尺度の多様性かつその中から尺度を決定する困難さから、現実は必ずしも完備的ではないとする。

たとえば、子ども A, B, C がおもちゃの笛一本の取り合いをしている時に、A は三人の中で唯一笛を吹くことができ、かつそれを B, C も認めており、B は三人の中で唯一貧困で全くおもちゃを持っておらず、A と C は同等に裕福で B の状況に同情しており、C は笛の作者でありかつそれを A も B も認めているならば、誰に分配するのが最も好ましいのか、功利主義者、平等主義者、リバタリアンによって答えが変わるように、また、それらを超える普遍的な分配基準の決定も困難であるように、同じ基準を以って正義に適った社会を導き出すまでの比較順序を示すことは困難だとする (Sen 2006, 223-224, 2009, 102-105 [訳 164-168 頁])。

センはそのような状況であっても、比較論的アプローチでは特定の基準に基づいてある状態の不正義を緩和し、より正義に適った状態を実現するという部分的な比較順序を明らかにすることによって、より正義に適った社会を実現することは可能であるからこそ、比較論的アプローチを採用する。正義への前進や不正義の是正への適用は可能であるから、比較論アプローチは政策規範として適用する十分条件となるとする。そして、正義に適った社会に向けて諸制度が必要な時、現実の諸制度においては、制度の欠如や欠陥によって完全に正義に適った社会を直ちに実現することは困難になり得るとして先験論的アプローチを採らない (Sen 2006, 225)。

これらをふまえると、政策に求められる役割は、完全に正義に適った社会像を構想し、それを実現することではなく、何らかの道徳的情報を情報尺度として現状がどのように望ましくないかを明らかにした上で、一般的に合意される自明な不正義を是正することに焦点が当てられる。現実の問題の解決を考える際に完全な正義の特定は十分でも必要でもない（Sen 2009, 15-16 [訳 50-51 頁]）ので、正義論の課題を明らかにひどい不正義の防止（Sen 2009, 21 [訳 58 頁]）だとする。そのような不正義としてみなされるのが、貧困であり、それを是正することが開発として位置づけられるので、次にそれらについて検討する。

4. 2. ケイパビリティから見た貧困と自由のための開発

センが政策を論じる際に重視する自由とは、人が状態や存在をより良いものにするために、実際になったりしたりできることの集合、つまり、ケイパビリティから機能ベクトルを選択し、それを達成する機会が与えられていることである。そして、二つの状態を比較し、より不正義である状態の防止・是正が公共政策に求められることになる。これをもとに、ケイパビリティの観点から捉えた貧困や、公共政策を含む自由のための開発をここでは検討する。

センは、ケイパビリティ・アプローチに基づき貧困を分析することは、所得に基づき貧困を否定するものではなく、次のようなことを意味するものだとする。

第一に、貧困をケイパビリティの窮乏と定義することは理に適っており、所得の低さと貧困の関連は手段的なものに過ぎないことを明らかにすること。第二に、ケイパビリティの窮乏は低所得以外の要因も影響を与えること。第三に、低所得と低ケイパビリティの間の手段的關係は、さまざまな共同体や家族・個人間で変化すること（Sen 1997, 211 [訳 236]）。所得の低いことは手段的な意味合いであり、ケイパビリティによって所得以外の窮乏の状況を捉えようとし、そして所得とケイパビリティの關係も様々な条件によって変化することが明らかになることを分析しようと試みる。

貧困を所得ではなくケイパビリティによって捉えることで、所得とケイパビリティの關係が年齢や性別、社会環境で異なること、その違いからハンディキャップが所得を得る能力に影響を与えること、所得に基づく相対的貧困がもたらすケイパビリティの絶対的貧困、これらは明らかだとする（Sen 1992, 116 [訳 179 頁] , 1997, 211 [訳 236] , 1999, 88-89 [訳 100-102]）。それゆえ、人々が窮乏した状況におかれた時、所

得に基づいて考察しても、それを活用して為し得ることが諸要因によって異なりかねない。そのような意味では、同程度に窮乏した状況においても、同じように所得を保障しても、その人たちがどのような環境で過ごしているのかによって、所得によって何ができるようになるかは大きく異なる。女性の窮乏に対して所得を保障しても、教育や就労条件が改善されないおそれがある。また先進国と途上国の貧困を比べた時、所得で見ると前者の貧困は後者の貧困よりも大きくましな状況と判断されかねない。しかし、先進国と途上国では物価や生活必需品の消費に必要な支出額などが大きく異なり、たとえ先進国における貧困の基準が所得ベースでは途上国よりはましであっても、実際にはさまざまな選択機会を逸することで、同じような窮乏状況におかれている可能性もあり得る。そのような状況を分析するためにセンは、何になったり何をしたりできるのかに直接着目するためにケイパビリティを用いる。

このようなケイパビリティの観点から、経済的手段の不足によりウェルビーイングを追求できない状態（Sen 1999, 111 [訳 173 頁]）、必要最低限の基礎的なケイパビリティ（Basic Capabilities）¹²の欠如した状態を貧困は意味する（Sen 1992, 112 [訳 173 頁] , 1999, 87 [訳 99 頁]）。ウェルビーイングを達成するために最低限必要なケイパビリティが欠如していることによって、ウェルビーイングを達成できない状態、ウェルビーイングを達成する機会が与えられていない状態として、機会を享受できずに不自由であることが貧困になる。センは、基礎的なケイパビリティの例として、体を動かして移動する、栄養補給の必要量の摂取、衣服をまとい風雨を凌ぐ手段を得る、共同社会への参加などを例として挙げる（Sen 1982, 367-368 [訳 253 頁]）。このような問題を是正するため、公共政策も含まれる開発（Development）が必要になる。

開発とは、不自由の原因を取り除き、我々の生活や自由をより豊かにすることである（Sen 1999, 3,14-15 [訳 1,13 頁]）。開発は、より良い生活を送るためのケイパビリティの拡大に焦点を当てられる。その拡大は公共政策によって向上され得る（Sen 1984, 511-512, 528-529, 1999, 18 [訳 16-17 頁]）が、センは、人間は自らの運命を切り開く機会を与えられ、積極的に関与する存在なので、国家と社会は、ケイパビリティを強化し、保護するために支援を行うものであるとして位置づけられる（Sen 1999, 53 [訳 57 頁]）。開発を通じて公共政策に求められることは、ケイパビリティの拡

¹² 基礎的なケイパビリティの議論については、玉手（2011）。

大・強化・支援なので、公共政策の役割とは、より良い生活や状態の達成を実現できるようにする機会を人々に提供すること、他者の手助け無しではそのような達成が不可能な場合には達成を手助けすることだと言える。ただし、このような開発は、市場、行政、議会、政党、非政府組織、司法、メディア、地域社会などの様々な社会制度が、個人の自由を高め維持する効果を通じて、開発のプロセスに寄与する（Sen 1999, 284, 297 [訳 328, 342 頁]）とし、センは開発の担い手を必ずしも国家に限定しない。中間組織や市場経済などさまざまな主体によって開発は実現されることになる。

既に示したように、人々の状態をより良くする機会、つまり、人々が自らの状態や生活を客観的により良いものにできる様々な選択肢から生き方を選択し、それを達成できる機会、これを人々に提供することが貧困を是正する政策に求められる。それと同時に、あくまで公共政策の役割は、特定の機能を実現させることではなく、機能ベクトル選択の機会、つまり、ケイパビリティを拡張し、各人が達成し得るものを選択する機会を増やすことにある。これらを鑑みると、センにおける自由には人間が様々なものになったり、したり選択できる機会が与えられていることが求められる。

4. 3. 本節のまとめ

センにおいて自由とは、何かをしたり何かになったりすることで生活をよくする様々な選択肢（ケイパビリティ）から、実際に達成するもの（機能ベクトル）を選択し、達成できる機会が与えられていることである。そのような機会やウェルビーイングを達成するために最低限必要な基礎的なケイパビリティが欠如し、ウェルビーイングを追求できず、不自由であることが貧困である。それを是正し、ウェルビーイングを達成するために必要な基礎的なケイパビリティを実現し、人々の生活を豊かにしようと社会全体でなされるのが開発である。その担い手の一つである国家が開発を実現するために公共政策を行う。その役割は、人々に生き方の選択機会を提供すること、その機会を実現するために最低限度必要な基礎的なケイパビリティを保障することである。政策の手助けを受け、人々は選択できる機能ベクトルが増え、ケイパビリティが拡張され、自由になることができる。人間が自由であるためには、そのようなケイパビリティが実現されていることが前提となっていると言える。このような政策規範においてセンは、正義に適った社会を明らかにする立場をとらず、特定の尺度から状態を比較し、より不正義な状態を明らかにしてそれを是正する立場をとる。

5. グリーンの思想とセンの思想の比較

グリーンは、理想的な生である人格の完成の達成に向け、(ケイパビリティ・アプローチの訳語とは捉えているものが全く異なる) 潜在能力を実現するために必要な理性と意志を有することを自由とした。それによって、自らが実現しようとする行為の中で何が善いかを人間は理解できる。そして、潜在能力を実現できるような状態や環境を国家が保障することが、自由の前提条件になる。そのため、健康や衛生などの条件を整えることが政策の役割となることは、既に第1章から第2章で確認したとおりである。

センは、人間の生活を構成する実際になり得るものや、為し得ることの諸要素(機能ベクトル)からなるケイパビリティから、人間が何かを選択し、達成しようとする機会が与えられていることを自由だとした。そのような機会が実現されておらず、不自由な状態が貧困である。それを是正し、人々の生活を豊かにしようと社会全体でなされるのが開発である。その担い手の一つが国家であり、開発の手段として公共政策が位置づけられることが明らかになった。それでは、両者の思想を比べると、類似点や差異はどのように位置づけられるのか。また、センの思想からグリーンの思想はどのように捉えられ、新たな知見をひきだすことができるか。

5. 1. 自由とケイパビリティについて

自由の捉え方について、両者は共に何かを実現できることに焦点を当てた積極的自由の観点に立つ点で共通する。また、両者は何かを実現しようと思えばできることに焦点を当てているので、何かが達成されることを捉えようとするものではない。さらに、各主体が実現しようとする際に、誰がその実現に携わるのかそれ自体も問題ではない。他者の援助を借りて何かを実現しようとすることも自由とする点で共通する。

グリーンの自由は、人間が客観的に価値ある共通善である人格の完成を善いと認識でき、それを達成しようとすることができる内的能力を有することである。その前提条件として、人々が潜在能力を実現するために必要な能力を習得できたり、自らの能力や才能を発揮できたり、それを阻害されなかったりする必要がある。人格の完成に向けてより善き生を実現していく文脈の中で論じられる。より善き生の実現方法は多様なので、どのように実現するかを決定できることが自由になる。センの自由は、

人間がなり得るものや、為し得ることから、自らの生活を客観的により善いものにする選択肢（機能ベクトル）を選択する機会（ケイパビリティ）が与えられていることである。生活をより良くする選択肢が与えられているかどうかの文脈で論じられる。自らの生活を改善する諸選択肢が与えられていることが自由である。

それゆえ、自由の内実をめぐり両者は、何が価値あるものか、ケイパビリティとその実現の視点が大きく異なる。グリーンにおける潜在能力とは、人格の完成の達成を実現するものであり、それが具体的にどのようなものか明言できなくても、より善い生を実現しようと完成に向かっていくことができる理想的な生における能力である。センにおけるケイパビリティとは、人間の生活を構成する機能ベクトルの集合であり、人はそれらから選択し、達成することができることである。グリーンの場合、ケイパビリティは実現すべき人間の理想像、センの場合は実現可能な選択肢集合である。

センの観点から見れば、グリーンの自由は、客観的に善いとされる機能（ベクトル）を十分に実現する機会が与えられていることを意味すると解釈することもできる。人間の機能は様々で、例えば、芸術家と文筆家ではケイパビリティを実現する手段が異なるように、その手段も様々だ（Green 1886b, 527）とする。グリーンのそのような観点をふまえると、人格の完成や共通善に適った生き方は多様であると言える。そうすると、どのようにして価値のあることを実現するかもまた、さまざまな選択肢の中からなされるものだと考えられる。センのケイパビリティの考え方をふまえ、その中に人間のあるべき姿に適っている機能（ベクトル）を構想することができると考えられる。芸術家や文人、スポーツ選手、サラリーマンなど、それぞれの具体的なあるべき姿は異なってくる。しかし、それらは人格の完成という尺度に適っているということとで共通することになるものだと捉えられる。このようなかたちで、ケイパビリティに着目する卓越主義的なケイパビリティ・アプローチを構想する可能性が示唆されるので、グリーンがケイパビリティ・アプローチの先駆者として位置づけられ得ると言える。

グリーンの立場も、機能の多様性を認めているが、特定の生に基づくというよりも、人格の完成を善いとした上で、それに適った機能の中から選択するということになる。センのケイパビリティ・アプローチにおいて、どのような機能がより重要かが明確でないと批判されるものの（Arneson 1989, Anderson 1999）、グリーンのような視点を取り入れることによって、諸機能ベクトルの中でどのような生を善いとするか評

価値ということとは可能であると考えられる。その時、どのような道徳的情報に基づいて評価するかは、何になったり何をしたり出来るかを通じて、どのような人間になるべきかに着目するグリーンを含む卓越主義リベラリズムのような立場が有効なものとなり得ると考えられる。

このように、両者の思想には差異が見出される。その上で両者の自由をどのように位置づけるか、これがまた論点となる。しかし、少なくとも先行研究（Basu and Lopez-Calva 2011, Weinstein 2016, Siani 2017, Hamilton 2019）のように、両者が価値あることを実現できる積極的自由を強調した点に加え、本稿では、それだけではなく、両者の自由ならびに、先行研究では十分に考察されなかった価値のあることの意味が大きく異なることも明らかに出来たと言える。グリーンはあるべき生の実現を実現するための能力を有すること、センはウェルビーイングを実現する機会として捉えられる。このように、両者の間で自由の内実は大きく異なる。しかし、グリーン思想において、センのアプローチのような捉え方を含意することができる可能性からグリーンはケイパビリティ・アプローチの先駆者として位置づけることが妥当であり、センのアプローチにおいて、グリーンのような視点を含意することができる可能性があると言える。

5. 2. 公共政策思想について

次に、公共政策思想の観点から考察する。両者は公共政策について共に、現実がどのようなになっているのかに焦点を当て、望ましくない現状を明らかにした上でその改善を図ろうとする非理想理論に重点を置く。

グリーンは、自由やケイパビリティでは人間の内的側面に着目したが、自由の観点から政策を論じる際は、価値のあることを実際に実現できる外的条件の整備に着目した。そのような条件を整えること、それを享受することを阻害する障がい除去することが政策に求められた。センにおいても、人間が自由であるためには、あらかじめウェルビーイングを達成する機会が与えられていなければならない。基礎的ケイパビリティの欠如などにより人々が不自由になる状態を是正し、人々の生き方の選択機会を開くことが政策の役割となる。これらのように、人間が何を實現できるかという観点から、何らかの阻害が現実が生じていることを明らかにし、その是正を政策の役割とした点で両者は共通する。

グリーンが自由の外的側面から政策を論じたことによって、人格の完成や共通善を実現できないこと、その実現を阻害する要因が存在すること、これらに焦点が当てられた。この点でグリーンは、何かになったり何かをしたりできる観点で政策を基礎づけようとするケイパビリティ・アプローチと親和的なものになったと考えられる。この時、自由の内的側面の捉え方や既に示した自由の目的とすることは何かということ、いわば価値のあることについて、両者の間に思想の差異がみられることから、それが政策規範にも違いを生み出していると言える。

非理想理論的側面についての考え方は類似しても、国家の考え方や不正義をどのように捉えるのかについて、いわば理想理論的側面について両者の姿勢は大きく異なる。グリーンは、国家を人格の完成の観点から基礎付け、いわば特定の包括的教説に基づき国家を展開した卓越主義リベラリズムとして位置づけられる。そのような意味で、グリーンの理想主義的方法は、理想理論的基礎を持った上で非理想理論を展開したと言える。センの立場は必ずしもそうではない。センは、グリーンのようにそのような生を特定するようなアプローチをとらない。不正義の捉え方についてでも、両者の考え方は異なってくる。グリーンはあるべき社会（各人が人格の完成を実現できる社会）を想定した上で、それと現実を対比するが、センにおいてはそのような理想理論的な、いわば先験論的なアプローチは現実の問題を検討するにあたっては、必要でも十分でもないとして、先験論的アプローチを採用しない。そして、比較論的アプローチの方が好ましいとして、そのアプローチを採る。現実の社会経済問題の解消を目指す時に、先験論的なアプローチは必要でも十分でもなくとも、必ずしも比較論的アプローチにのみ焦点を当てればよいというわけでもない場合があり得る。それについては、第6章で検討する。

以上のようなグリーンとセンの間の違いが政策規範の立場において何をもたらすのか。両者において現状を分析することが重視されるという点で共通している。しかし、ある現状が望ましくない、あるいは是正しなければならない根拠や方法の考え方で異なってくる。グリーンの場合は、客観的に価値あるとされる理念と現実を対比し、理念を実現できない現状を是正することを政策の役割とする。政策はあるべき生やあるべき社会を実現するための手段である。政策規範研究を行ったり、政策を構想したりするためには現状だけではなく、あるべき社会像、あるいは、その全体像でなくとも、それを構成する要件が予め明らかになっている必要がある。センの場合は、ある

二つの状態をケイパビリティという尺度によって比較し、より不正義、あるいはケイパビリティの観点からより貧困とされる状態を是正することが政策に求められる。そのため、必ずしも究極的に望ましい状態を予め明らかにする必要はない。政策規範研究を行ったり、政策を構想したりするためには、二つの状態を明らかにした上で、それらを特定の価値尺度ケイパビリティに基づいて比較し、より望ましい状態がどちらなのかを明らかにしてそれを実現すればよいことになる。

6. 本章のまとめ

本章では、トーマス・ヒル・グリーンとアマルティア・センの思想を比較した。従来の研究では、両者が共に価値のあることを実現できることとして自由を論じたとして、両者の思想は親和的であるとされてきた。本研究では、価値のあることの内実を明らかにすることを通じて、グリーンとセンの思想の関係を再検討した。

先行研究で指摘されてきた両者の価値のあること、そしてそれを軸とした積極的自由について、グリーンとセンの間で価値のあることの捉え方は異なっている。グリーンは価値のあることを実現するための内的能力を有することとして捉えており、センはさまざまな生き方を実現できる機会が与えられているかどうかで捉えている。グリーンもセンも何かを実現しようとするという観点から自由について捉えている点では共通である。このような自由の観点から諸政策を正当化した点でグリーンは、ケイパビリティ・アプローチの先駆者として位置づけられることになると言える。そのような意味で、グリーンがケイパビリティ・アプローチの先駆者に位置づけられるのは、彼の自由の内的側面や彼の言う潜在能力の観点ではなく、あるまじき生やあるべき生の外的条件を阻害する要因を排除し、人々が何かを実現し得る、何かになり得ることなど自由の外的側面に特に着目していたからだということを本章で明らかにした。

センの観点からグリーンの自由を捉えると、自由であるということは、ウェルビーイングに適ったあらゆる機能（ベクトル）をケイパビリティから選択できる機会が与えられていることだと言える。この時、人間にはどのような機能がより善いのかを理解するための能力を人間が有していることが前提となる。しかし、これは特定の生を善いとするものの妥当性が問題となる。また、センの観点からグリーンの方法を捉えると、あるべき社会を予め特定しようとする必要はなく、二つの状態を比較してより望ましい状態を明らかにするので良いと指摘できる。あくまで比較

は特定の理念と現実の比較ではなく、現状間の比較である。

グリーンの観点からセンの自由を捉えると、各々に合致した具体的なあるべき生に向かい、自らの生を実現する特定の善い機能（ベクトル）を選択できることが自由だと言える。ただし、実際にどの機能が善いのかは、人格の完成や共通善の実現は単一の方法でなされるものではないため、人によってさまざまな形態をとる。また、センの自由は選好によって規定されるものの、必ずしも各人の主観的価値を反映するものではないウェルビーイングに立脚するケイパビリティの性質を考えると、各人の選好というよりもむしろ理想的選好の立場、いわば各人が好むべきことが想定されることが必要とされ得る。つまり、どのような機能を人は実現すべきなのかという、Arneson（1989）や Anderson（1999）で指摘されるようなセンが持ち合わせていなかった考え方として、どの機能が善いのかの尺度が必要となり得る。この時、そのような理想的選好の立場として、グリーンのような方法に基づくあるべき生の考え方がそれを解決し得ると考えられる。これは政策規範にも通じる問題となる。政策のあり方や正当性を考えると、予め必ずしも主観的に価値のあることとは合致しないような、客観的にあるべき生やあるべき社会の状態を明らかにする必要がある場合もあり得る。それは政策によって干渉すべき対象や政策の正当性が明らかにできるようにする。

センのようにあらゆる機能を捉えるべきか、グリーンのようにあらゆる機能の中から特定の価値尺度に従って、特定の機能を善い機能として捉えるべきか、ケイパビリティとあるべき生について検討が必要である。これによって、政策がさまざまな生き方を等しく保障するものなのか、特定の価値理念に適った生き方を保障するものなのか、政策の役割やその方策が異なってくる。そのようにあるべき生とケイパビリティ・アプローチの関係について検討するためには、ケイパビリティ・アプローチと卓越主義リベラリズムとの関係が明らかにされる必要がある。グリーンは、人間のあるべき生に基づき政策や国家を構想した卓越主義リベラリズムあるいは包括的リベラリズムの思想家と言える。センは特定の生や機能を善いとしておらず、ヌスバウムはケイパビリティ・アプローチを政治的リベラリズムに基づくとする。卓越主義リベラリズムとケイパビリティ・アプローチの関係をいかに捉えるか、両立可能なのかについても問題となる。この点を考察するためには、ケイパビリティの観点から、ヌスバウムとグリーンを思想を通じて、政治的リベラリズムと卓越主義リベラリズムの比較を次章で行う。

第5章 ケイパビリティ・卓越主義・リスト

ーグリーンとヌスバウムの構想の比較ー

1. はじめに

本章の目的は、マーサ・ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチ¹を通じて、ヌスバウムがケイパビリティ・アプローチの先駆者として高く評価したトーマス・ヒル・グリーンの先駆者としての位置づけについて、ヌスバウムが評価した論点をグリーンが実際にはどのように論じたのかを検討した上で明らかにすることである。

ケイパビリティ・アプローチは、アマルティア・センやヌスバウムによって 1980 年代以降に途上国の人間の生活の質の捉え方を構想する中で、生活の質に関する経済学的な比較アプローチとしてのセンのケイパビリティ・アプローチと、正義の最低条件の構想に関する哲学的なアプローチとしてのヌスバウムのケイパビリティ・アプローチが構築された。これらのアプローチの考え方は、この時に新しく生み出されたものではなく、2020 年に刊行された“*The Cambridge Handbook of the Capability Approach*”の Part I の 1 章から 5 章がケイパビリティ・アプローチの先駆者に関する章となっているように、さまざまな思想家の影響を受けて構想されたものである。一般的には、アリストテレス（Aristotle B.C.384-B.C.322）やアダム・スミス（Adam Smith 1723-1790）、カント（Immanuel Kant 1724-1804）、J.S.ミル、カール・マルクスらがその構築に影響を与えた先駆者として挙げられる（Nussbaum 2011a, 124, Robeyns and Byskov 2021）。

既に示したようにそのような先駆者の一人としてグリーンも挙げられる。ただし、ケイパビリティ・アプローチを構築したセンは、グリーンを積極的自由論者として言及した程度にとどまっていた。そのような中でグリーンをケイパビリティ・アプローチの先駆者として肯定的に評価したのはヌスバウムである。本章で明らかにしていくようにヌスバウムは、ケイパビリティ・アプローチやアリストテレス主義的社会民主制を構想した後にグリーンを思想を知り、自らの思想との親和性を見出したとする（Nussbaum 2000b, 105, 2011a, 124）。京都賞の授賞式においても、グリーンを思想から

¹ ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチやリベラリズムについての議論は、神谷（2013, 2015 第五章, 2018, p.164-172）に詳しい。

インプリケーションが得られたと演説している。グリーンは、ケイパビリティ・アプローチの構築に直接影響を与えたわけではないが、ヌスバウムが後からケイパビリティ・アプローチと近い思想として見出し、グリーンを高く評価したと言える。その一方でヌスバウムは、自身の政治的リベラリズムの立場から、グリーンのような卓越主義リベラリズムに批判的である（Nussbaum 2000b, 105, 2000d, 76）。

ヌスバウムから肯定的にも否定的にもグリーンが評価されているが、それらの評価をふまえた上でヌスバウムの思想の上でグリーンがどのように位置づけられるのか。また、その評価は妥当なのか。ヌスバウムのグリーン評価について先行研究では、ヌスバウムにおいて思想史研究は、過去の思想家と自身の思想との親和性を見出し、自らの思想の正当性を強めようとするものだと指摘され、グリーンはヌスバウムが親和性を見出した過去の思想家として位置づけられている（Weinstein 2020, 85）。先行研究で明らかにされたのは、ヌスバウムによるグリーン評価は、ヌスバウム自身の思想の正当性を強めるために持ち出されたことである。ヌスバウムが強く主張したいことに応じ、グリーンを肯定的に評価したり、否定的に評価したりすることになる。

本章は、ヌスバウムがグリーン評価で持ち出した論拠の妥当性をグリーンは思想と照らし合わせ、ヌスバウムのグリーン評価を再検討する。ヌスバウムが直接グリーンから影響を受けていない以上、ヌスバウムによるグリーンは思想評価とそれらをグリーンがどのように論じているのかをふまえ、グリーンはケイパビリティ・アプローチにおける位置づけを明らかにできる。それによって明らかになったことを通じて、卓越主義リベラリズムに基づくようなケイパビリティ・アプローチの可能性も示す。

本章の構成は以下のとおりである。次節では、ヌスバウムがどのような論点からグリーンを評価したのかについて検討する。グリーンは国家の干渉から保護される自由の領域を定義し、それに基づき政策実践を行った思想家として肯定的に評価していることをヌスバウムは肯定的に評価する。第3節では、グリーンがヌスバウムによって肯定的に評価された自由をどのように論じていたのかを検討する。第4節では、ヌスバウムの卓越主義リベラリズム批判がグリーンにも当てはまるのかを検討する。第5節では、自由について検討し、グリーンとヌスバウムで何を善いとするのかでリベラリズムの立場が異なることを明らかにする。ヌスバウムの政治的リベラリズムの立場と卓越主義リベラリズム批判を検討する。

2. ヌスバウムによるグリーン評価の論点

本節では、ヌスバウムがグリーンを評価する際に、どのような観点から評価しようとしたのかを明らかにする。ヌスバウムがケイパビリティ・アプローチを確立した後、グリーン思想のどのような点を肯定的に評価し、何に対して批判的だったのか、次節以降で着目する論点を明らかにする。

ヌスバウムはケイパビリティ・アプローチの考えを発展させる際、また、アリストテレス主義的社会民主制を構想する際、グリーンについて知らなかったものの、アプローチの類似性を発見して啓発された（Nussbaum 2011a, 124）と述べている。ヌスバウムが類似性を見出したのは、グリーンがアリストテレスの思想を批判的に継承し、思想に基づき政策課題にも取り組んだ思想家という点である。

2. 1. アリストテレスの思想の継承者としてのグリーン

ヌスバウムはアリストテレス研究者でもあるので、ヌスバウムがケイパビリティ・アプローチに基づき正義を構想する際、その哲学的基礎となったのがアリストテレスであることは広く知られている。ヌスバウムは、アリストテレスを出発点に、正義を構想する際に焦点となるのはケイパビリティと機能であること、また、それが今日のリベラリズムに適うこと、あるいはヌスバウム自身のアリストテレスの思想に基づく構想とカントの思想に基づくロールズのリベラリズムとの関係を明らかにしようと試みた（例えば Nussbaum 1988, 1990）。ヌスバウムの思想はアリストテレスの思想を継承し、現代のリベラリズムの上で再構成しようとしたものだと言える。

その中でヌスバウムは、人間は能力がある（capable）と同時に脆弱な（vulnerable）存在であり、豊かで多様な生活を必要としているというアリストテレスの思想が、福祉（welfare）と開発に関する現代の考え方と共鳴しているとする（Nussbaum 2001, xviii）。そのような点でヌスバウムは、アリストテレスの思想の現代的意義を探ろうとしていた。そして、それを検討するにあたり、ヌスバウムは自身を含むアリストテレスの思想を引き継いだ新アリストテレス主義者たちは目を向けることになる。

新アリストテレス主義者に共通するのは、アリストテレスの思想から、政治の適切な目標は、それぞれで異なる豊かな人間生活の多元性を支えることであり、それぞれがそれ自体で価値があり、富はそのような生活のための手段であることを見出したこと（Nussbaum 2000c, 105-106）だとする。さらに、政治の目標を一人ひとりがどう

なっているかを問うことだと主張し、一部の社会構成員の状態が極端に悪くなっても社会全体が繁栄することはないとし、功利主義などにみられる総和主義的な形態にも反対する (Nussbaum 2000c, 106)。一人一人に着目し、各人がそれぞれで生活を送ることができる社会に新アリストテレス主義者たちは着目していたと言える。

そのような共通点を有しながらも、アリストテレスの思想を人間の機能とケイパビリティの観点から再構成する試みについてヌスバウムは、19世紀後半以降さまざまなグループによってなされてきたとする。そのような試みを図るグループがさまざまなになった理由について、アリストテレスの政治思想が時には相反する複数のルートを通じて実践的な政治に影響を及ぼし、また、アリストテレスの思想はさまざまに言及しながらも時に一貫性のないものであることによってさまざまな解釈が生まれたからだとする (Nussbaum 2000b, 104-105, 2000c, 478-479, 2001, xviii-xix)。そのようにアリストテレスの思想を継承した諸グループの中で、ヌスバウムは自身のアプローチと最も近いグループとしてグリーンが属するイギリスのリベラルな卓越主義的社会民主主義のグループを挙げる (Nussbaum 2000b, 105, 2000c, 478, 2001, xix, 2011a, 142)²。

彼らの思想とヌスバウムのアプローチに近いのは、アリストテレスの考え方を継承しているからというだけではない。アリストテレスの思想は完全ではなく、何らかの問題が存在する点も新アリストテレス主義者に共通しているとする (Nussbaum 2001, xviii)。ヌスバウムはとりわけ、グリーンらのグループが以下の2つのアリストテレスの思想における欠点の修正を試みたとして評価した。

第一に、アリストテレスは、人間の価値と尊厳が平等であると考えていないこと。第二に、アリストテレスには、国家が干渉してはならない自由の保護領域に関する確固とした概念が欠けていること (Nussbaum 2001, xx-xxi) である。ヌスバウム自身、アリストテレスの精神を受け継ぎながらも、多くの点でアリストテレスから離れ、自身の見解を展開することを目指してきたとする (Nussbaum 2001, xix)。

² このようなグループとしてヌスバウムは、グリーンらのグループの他に、ジャック・マリタン (Jacques Maritain 1882-1973) を中心とするカトリック社会民主主義思想、ジョン・フィニス (John Mitchell Finnis) を中心とするカトリック保守主義思想、アラスデア・マッキンタイア (Alasdair MacIntyre) を中心とするカトリック共同体主義思想、初期のマルクス思想とその継承者たちのグループを新アリストテレス主義者として挙げている (Nussbaum 2001, xviii-xix)。このうち、グリーンらと共にマリタンのグループを自らの思想と近いものとする。

2. 2. グリーンについての肯定的評価

グリーンが全ての人に平等に教育を行う必要を説いた点を通じて、彼が人間の平等を主張した点についてもヌスバウムはグリーンを肯定的に評価する。グリーンは、階級や富に関係なく、国民に無料の公教育を義務づけることを公に主張する偉大な人物の一人であり、アリストテレスが認めた人間の不平等（たとえば、性別・身分・出身による差別や排除）を否定し、教育費を負担できない人を排除するのではなく、全ての市民に教育を助成し、市民として必要なものを得ることができる機会を実現することを提唱した。ヌスバウムはグリーンを、義務教育の無償化、職場の安全規制、労働時間の制限、児童労働の禁止、地主領主と小作人との契約の種類の制限などの立法を支持し、契約の自由に対するこれらの制限を「市民社会が確保すべき目的である、社会構成員が自分自身を最大限に活用する一般的な自由」（Green 1888d, 373）に訴えて擁護できると主張した人物として挙げた（Nussbaum 2007, 2009, 2011a, 142）。そのような点で、グリーンはアリストテレス主義として正しい立場をとり、アリストテレスよりもアリストテレス主義的だったと、ヌスバウムは評価する（Nussbaum 2000c, 112-113）。既に第1、2章で示したように、グリーンは自由は特定の階級や人種、性別に限って自由を論じるものではないので、そこからグリーンが全ての人を対象として議論をしていると言える³。

以上のような自由に基づく政策の正当化は、既に第2章で論じたようなグリーンが『リベラルな立法と契約の自由』の中で論じた諸問題から正当化あるいは必要性を説いた政策だと言え、そこからグリーンが哲学的構想をしつつ、それに基づいて当時の政策課題の解決にも取り組んだ思想家だったと言える。とりわけヌスバウムは、グリーンが教育政策に力を入れたことを評価する。

グリーンにおける平等の問題は、自由にもつながる。また、ヌスバウムはグリーンは自由論も高く評価する。アリストテレスの機能とケイパビリティの構想を援用した思想史上の諸アプローチの中で、自由についてリベラルな思想の名でアリストテレ

³ グリーンの思想において、人を奴隷のように扱うことは認められない（Green 1886, 448-459）。また、グリーンは女性教育に力を入れるなどした点で評価される。しかし、性別によって人間の機能は異なり得るとするなどしており（Green 1883, 219）、このような機能をふまえても、必ずしもグリーンをフェミニズムの観点から全面的に肯定的評価ができる思想家と言えるわけではない可能性がある。

スを批判することの重要性を強調しているグリーンの見解と、ヌスバウム自身の見解は密接に関連する（Nussbaum 2000b, 105）とする。また、アリストテレス主義の立場から、人間の自由を守る正しい方法を、あらゆる人々が社会から十分に保護されて、さまざまな選択を可能にする条件を作り出すこと、契約の自由に対する諸政策は社会構成員が自らを最大限に活用する一般的自由によって擁護されるとグリーンが主張したことをヌスバウムは肯定的に評価する（Nussbaum 2011a, 142）。このように、人間の自由について、その条件とその実現のための政策について論じた点を評価する。

ヌスバウムは、アリストテレスの思想には国家が干渉してはならない自由の保護領域に関する確固とした概念が欠けている（Nussbaum 2001, xx-xxi）として、これを問題視している。グリーンにおいて、アリストテレスの思想に依拠しながらも、そこでは論じられていなかった自由の保護領域についてグリーンが論じている点をヌスバウムは評価していると言える。グリーンは、能力を有する各主体が価値あることを実現する機会の平等が求められた。ヌスバウムは、アリストテレスの思想の「最も顕著な欠陥は、普遍的な人間の尊厳という感覚がなく、人間の価値と尊厳が平等であるという考えもないことだ。...（中略）...アリストテレスの倫理的、政治的著作には、女性は男性に従属し、奴隷は主人に従属するという、人間の明確な順位付けがみられることは認めざるを得ない」（Nussbaum 2001, xx）とする。この面でもグリーンが、ヌスバウムの言うアリストテレスの欠陥を克服する面が垣間見られ、グリーンとヌスバウムの考え方が類似すると言える。

これに加えてヌスバウムは、グリーンが政治と経済に関するヒューマニズムの見解を形成する試みを進め、政治の実践に直接的な影響を与えようとする点でも自身のアプローチと近いと論じている。哲学的知識と経験的議論の両方を用いて、基本的な政治原理の基礎を時には抽象的に時には極めて具体的な提案を行う哲学者としてグリーンを肯定的に評価する（Nussbaum 2000c, 479）。ヌスバウムはグリーンを、哲学的構想をしつつそれに基づき政策課題の解決にも取り組んだ思想家として肯定的に評価したと言える。

2. 3. グリーンの立場との相違

グリーンはアリストテレスのケイパビリティの思想を継承し、人間の平等を前提とした価値あることを実現するための自由に基づき、国家による干渉の範囲を限定す

ることで、ヌスバウムがアリストテレスの思想の欠点とした点を克服しようとした。それと同時に、その哲学を実践面でも活用しようとした思想家であった。これらの点が、ヌスバウムから自身の思想と緊密だとして肯定的に評価されたと言える。しかし、ヌスバウムによるグリーン評価は、肯定的なものだけではない。

以上のようにグリーンを肯定的に評価する一方でヌスバウムは、さまざまな包括的教義を尊重する立場として政治的リベラリズムに立つ点で、自身がグリーンらの卓越主義者たちとは一線を画しているともする（Nussbaum 2000c, 76, 2011b, 21）。この観点からヌスバウムはグリーンと立場が異なる。ヌスバウムは政治的リベラリズムの立場から卓越主義リベラリズムに対して批判的であるが、その批判はグリーンにも当てはまるものなのだろうか。そのような批判がなされているにもかかわらず、ヌスバウムがグリーンを肯定的に評価するのにはどのような意味があるのか。

肯定的評価と否定的評価の双方をふまえながら、グリーンはヌスバウムの思想上でどのように位置づけられるのか。これらをふまえ、本稿では、アリストテレスの思想を批判的に継承した新アリストテレス主義者の側面、政策実践に取り組んだ思想家の側面、リベラリズムの立場の側面、これらからヌスバウムにおけるグリーン評価について検討する。

3. グリーンとヌスバウムの自由・リベラリズム

本節では、ヌスバウムがグリーンと立場が異なるとした両者のリベラリズムについて検討する。それを明らかにするために、まず、両者の自由の捉え方について検討する。その上で、両者のリベラリズムの立場—政治的リベラリズムと卓越主義リベラリズム—の違いを検討する。

3. 1. ヌスバウムとグリーンの自由の親和性と相違

前節で示したようにグリーンは、人格の完成を実現するための人間の内的能力の側面と、その実現を阻害しない外的側面の観点から自由を論じた。ヌスバウムの立場からはこの自由をどのように捉えられるのかを明らかにし、両者の親和的な点と相違点を明らかにする。ヌスバウムは、自由についてケイパビリティの観点から次のように論じている。

それ（ケイパビリティ：括弧内引用者補足）は、単に人の内部に存在する能力（ability）だけではなく、個人の能力と政治的、社会的、経済的環境の組み合わせにより生み出される自由あるいは機会でもある（Nussbaum 2011a, 20-21）。

ケイパビリティとは、各人の能力や外的環境によって生み出し得る諸機能（Functionings）からなる選択肢集合を反映している。そのような諸機能からなる集合によって各人が何かをしたり、何かになったりできるようになることが機会となり、それが自由を意味する。このような意味で、センとヌスバウムのケイパビリティの捉え方は同じものである。しかしヌスバウムは、何かをしたり、何かになったりすることができるケイパビリティとしての自由を論じる時、センとは異なる区分として各人の能力と外的環境を区分する。

各人の能力とは、内的ケイパビリティ（Internal Capabilities）を指す。これは、適切な状況下でよく選択し、よく行動できるような知性、性格などを身につけていることであり、人が適切な状況におかれ、機能 A を選択できる場合のみ、機能 A の内的ケイパビリティを有している（Nussbaum 1988, 160）と定義される。このケイパビリティは機能を実現するための十分条件となる、その人自身の発達した状態だとする。そして、この状態の準備には時間と身体の成熟が必要な場合もあると同時に、多くの場合、周囲の環境からのサポートがあって初めて発達する。（Nussbaum 2000a, 84）。そのような意味で、このケイパビリティには外的な条件も求められる（Nusbaum 2000a, 84）だとする。人間は社会生活の中で身に付けた知性などの内的な能力によって、さまざまな機能を実現できるようになる。その上で、各人が特定の機能を実現するためには、その実現を妨げる要因がないことも必要とされる。

外的環境として外的ケイパビリティ（External Capabilities）は、機能 A の外的ケイパビリティを有するのは、その人が機能 A の内的ケイパビリティを持ち、かつ機能 A の行使を妨げたり阻止したりする状況が存在しない場合に限られること（Nussbaum 1988, 164）だと定義される。これは後に、結合的ケイパビリティ（Combined Capabilities）とも呼ばれ、機能を発揮するための外的な条件だとする（Nussbaum 2000a, 85）。各人が実際に何らかの機能を実現しようとする時、そのような機能を実現するための素質とあわせ、それを阻害するような要因が存在しないこと

も必要である。ヌスバウムは両者の関係を、前者のケイパビリティは、後者の（結合的）ケイパビリティを発達させるために必要とすること、また、後に示すケイパビリティのリストは、内的ケイパビリティの訓練とその実現の双方が重要なので、結合的ケイパビリティから構成されるものだとする（Nussbaum 2000a, 85-86）。

以上から、ヌスバウムは自由において、何かになったり何かをしたりできることを内的側面と外的側面から論じたと言える。これは、グリーンが自由において二つの側面があったことにも通じるものと言える。ヌスバウムは言及していないものの、何かをしたり何かになったりすることを捉える際に、このような区分を用いることは、ヌスバウムとグリーンが自由の捉え方について共通していると言える。しかし、両者の間で価値のあることの捉え方が大きく異なる。グリーンはそれを人格の完成とし、これによって自由が定義され、政策の役割も導き出された。ヌスバウムはそのような立場ではない。両者のそのような論点について明らかにするため、それぞれのリベラリズムの立場の違いに着目する。

3. 2. ヌスバウムの政治的リベラリズム

ここでは、上述のグリーンとヌスバウムの違い、ヌスバウムがグリーンに対して必ずしも肯定的ではない評価をしている論点、つまり、グリーンの卓越主義リベラリズムとヌスバウムの政治的リベラリズムの違いについて検討する。そのために、ヌスバウムが自身の立場であり、かつ、ケイパビリティ・アプローチの基礎とする政治的リベラリズムをどのようなものだと捉えたのかを検討する。ヌスバウムは、ケイパビリティ・アプローチを基礎づける政治的リベラリズムについて以下のように論じている。

私は、基本的な社会的最低限度の正義の考え方に対する最良のアプローチは、人間のケイパビリティ、すなわち、人間の尊厳にふさわしい生についての直観的な考え方に基づく方法で、実際に何ができるか、何になれるかということに焦点を当てたアプローチによってもたらされると主張する。私は人間の中心的なケイパビリティを挙げ、それらを政治的リベラリズムの文脈に位置づけ、特に政治的な目標とし、特定の形而上学的根拠を排除した形で提示する（Nussbaum 2006, 70）。

ヌスバウムは、正義に最低限度適った条件を構想するのに適しているのが、人間の尊厳に適った生き方に焦点を当てるケイパビリティだとし、それによって最低限度として提示されるのが、中心的ケイパビリティのリストである。ヌスバウムが政治的リベラリズムという表現を用いる時、それは特定の倫理的な包括的教義や形而上学的教義など、価値に関するいかなる包括的教義を用いないリベラリズムということを指す（Nussbaum 2000a, 5, 2000b, 124, 2006, 70, 2011a, 19）。多様な包括的教義の下で、さまざまな包括的教義の人々からも受け入れられる重なり合うコンセンサスの対象となる政治的構想（Nussbaum 2006, 6）としてリストを位置づけた⁴。リストを予め定めることがヌスバウムの政策規範につながるが、これについては次節で検討する。

特定の教義に基づくことのないようにするためにヌスバウムは、リストを包括的教義の多様性を尊重する政治的リベラリズムに基礎づけ、それがさまざまな考え方からも受け入れられるものとして位置づけた⁵。リストだけではなく、ヌスバウムはケイパビリティ・アプローチ自体を政治的リベラリズムの一形態のアプローチだとする。

ある機能を追求するかしないかについての選択の余地を与えるために、実際の機能ではなく、ケイパビリティの促進に限定されるべきであると主張する。さらに、これさえも、宗教や他の包括的な生活の形態の複数の選択のための

⁴ ヌスバウムのリストの内容についての議論は、佐々木（2019a, 2019b）を参照。

⁵ ヌスバウムがケイパビリティのリストを構想した1990年代前半において、中心的ケイパビリティのリストを提示する時、ヌスバウムのケイパビリティのリストは卓越主義的傾向があると指摘されている。人間の最も重要な機能の観点から生活を定義するためにヌスバウムは、善の厚く曖昧な理論（thick vague theory of the good）として人間の基本的な機能のリストを提示する（Nussbaum 1992, 214-215）。アリストテレス主義的構想にしたがい、人間の生活様式の全体像や内容、目的に関心を持ち、漠然と正しい方が良いとしてリストを意図的に曖昧にし、宗教的、文化的、形而上学的な溝を越えるよう可能な限り普遍的であることを目指すこと、時間や場所の違いを超え、他者を人間として認識し、その欠如が人間という生命としての終焉を意味することとして、普遍的本質主義的な観点から構想されている（Nussbaum 1992, 215）。それゆえ、重なり合うコンセンサスに従うわけではないものの、普遍的かつ人間という存在がどのようなものかを考察した上であらゆる考え方や立場から合意されるものとして当初のリストは構想された。今日のヌスバウムのリストは政治的リベラリズムに基づいているものの、構想初期にはアリストテレス主義を下敷きにした人間の客観的善に基づくケイパビリティの構想であったこと、リストの各項目は卓越主義的基礎を背景とすること、このリストの各項目の実現は、政府の義務であるという点で機能であることから、卓越主義リベラリズムに近い立場であったと指摘されている（Deneulin 2002, 504-507, 509）。

余地を残す方法で行われるべきである。言い換えれば、私のアリストテレス主義的見解は、...（中略）...「政治的リベラリズム」の一形態である（Nussbaum 2001, xix-xx）。

ケイパビリティを論点とすることは、機能の実現は各人に判断が委ねられる。さまざまな生き方を選択できることに着目するという意味でヌスバウムは自由に焦点を当て、それは多様な包括的教義の生き方を選択できるようにするものである。それゆえ、ケイパビリティ・アプローチは政治的リベラリズムに基づくことになる⁶。このような政治的リベラリズムの立場のヌスバウムは、多様な価値観の存在する社会において、政治に適切な目標を与えるものとして人間の善の包括的理論を提唱するいかなる見解にも反対する（Nussbaum 2000b, 128）として、特定の包括的教義に基づく構想に反対する。

3. 3. ヌスバウムによる卓越主義リベラリズム批判

特定の包括的教義に基づく政策構想を行うリベラリズムの立場としてヌスバウムは、卓越主義リベラリズムを挙げる。それは、政治原則を人間の行動全般をカバーする人間生活に関する包括的教義に基礎づけられた包括的リベラリズム（Comprehensive Liberalism）と呼ばれる見解のうち、卓越性に基礎づけられたリベラリズムである（Nussbaum 2011b, 5）。そのような意味で卓越主義リベラリズムとは、人間生活全般、いわば人間がいかにあるべきか、ということから、政策はどのような基礎付けによって構想されるべきか、に至るまでをカバーする特定の包括的教義として卓越性に基礎づけられたリベラリズムだと言える。

ヌスバウムは自身のアプローチがパターナリズムになる⁷という批判への反論とし

⁶ ケイパビリティ・アプローチが政治的リベラリズムではなく、卓越主義リベラリズムに基づく可能性を指摘する研究もまた存在する。とりわけ、特定の機能の達成が重視される場合もあるのではないかという指摘については Arneson（2000, 2020）を参照。Robeyns（2016）は、ヌスバウムのケイパビリティのリストが必ずしも政治的リベラリズムに基づいているとは言えないとする。その根拠として、リストの項目が多すぎる点、リストの内容が本当に重なり合うコンセンサスの対象となるのか（例えば、人工妊娠中絶）を指摘する（Robeyns 2016, 409-410）。

⁷ ケイパビリティ・アプローチとパターナリズムに関する議論については、Carter（2014）、Classen（2014）に詳しい。これらは、次章で触れるような特定の機能に関する議論についてパターナリズムがあり得ることを指摘するものにも通じる。

て、ケイパビリティ・アプローチが、他者の自由の価値を等しく保護することによって設定された制限の範囲内で、人々が独自の価値観を追求する自由を十分に認める普遍的な規範的説明を好むものであり、一人ひとりの自由と機会を、一つずつ、それぞれを目的として尊重しながら維持するものでなければならない (Nussbaum 2000a, 55) ことを挙げた上で、それによって「我々は包括的リベラリズムよりも政治的リベラリズムへ、(中略) 言い換えれば、専制的ではなく促進的な普遍性を求め、人々を望ましい機能の全体的な様式に引きずり込むのではなく、選択のための空間を作り出す方へ駆り立てられる」(Nussbaum 2000a, 59) とする。このことから、ヌスバウムはケイパビリティ・アプローチの促進的な普遍性と選択のための空間としてのケイパビリティに重きを置く観点から、包括的リベラリズムの立場を、人々を専制的に望ましい機能を実現することに重きをおく立場として捉えていたと言える。卓越主義リベラリズムは包括的リベラリズムの一種であるから、これは卓越主義リベラリズムにも当てはまることになる。

そのような立場がヌスバウムの反対するリベラリズムである。ヌスバウムの捉え方に従うと、卓越主義リベラリズムに基づくケイパビリティ・アプローチの立場は、卓越性に照らし合わせてさまざまな機能の中で特定の機能を善いとし、ケイパビリティではなく特定の機能の実現に着目することになる。そうすると、あるべき生き方が多様なこと(ケイパビリティ)を捉え切れなくなる。ヌスバウムは、さまざまな生き方を尊重する政治的リベラリズムに基づくケイパビリティ・アプローチの立場から、卓越主義リベラリズムの立場が、さまざまな生き方の中から選択することを尊重せずに特定の機能を善いとし、その実現に特化しかねないことを問題視したと言える⁸。また、自律性などを重視しつつ多様な生を尊重するのであれば、それは包括的な生ではなく、あらゆる生の価値を認めており、それはもはや卓越主義リベラリズムの立場を放棄していると指摘されている (Nussbaum 2011b, 35-36)。

卓越主義リベラリズムの問題点を指摘するヌスバウムは、リベラリズムの姿勢に関して、自身の思想が多元主義を尊重していることを強調する点で、グリーンやバー

⁸ ヌスバウムは、卓越主義そのものを否定するわけではない。「さまざまな形態の卓越主義は、市民が持ち得る妥当な包括的価値観の一つであると考えたい。したがって、我々は、政治的目的のために、彼らの価値観の追求を可能にするケイパビリティを支持する必要がある」(Nussbaum 2000b, 128) とし、包括的教義との一つでありその価値観の追求が尊重されるべきものとして捉えられている。

カーの卓越主義者たちと自らは一線を画しているとする (Nussbaum 2000c, 105)。また、グリーンに対して、「T・H・グリーンのヘーゲル主義的／アリストテレス主義的な卓越主義リベラリズムも、多様な包括的教義を尊重する方向への身振りを見せていない」(Nussbaum 2011b, 21) としてグリーンらが政治的リベラリズムの方向に向かわなかったのは、それが宗教に取って代わるような特定の包括的教義を構築しようとしてきたからだとし (Nussbaum 2011b, 21), 政治的リベラリズムに立つヌスバウムは卓越主義リベラリズムを否定的に評価する。第1, 2章で示したように、グリーンは人格の完成に基礎づけられたリベラリズムを展開した。人格の完成という卓越性、また、その背景には神の存在を想定する。それゆえ、グリーンのリベラリズムは特定の教義に基づく。そのような意味で、卓越主義リベラリズムと位置づけられる。

ヌスバウムの政治的リベラリズムとグリーンを含む卓越主義リベラリズムの立場の違いをケイパビリティ・アプローチに即して考えると、それは、特定の包括的教義に基づくことによって特定の機能を善いとするものの妥当性、特定の包括的教義に適った生き方の実現を重視することの妥当性の捉え方の違いである。これらは、特定の包括的教義に基づいてリベラリズムを構想することの妥当性とも言える。しかし、既にみてきたようにグリーンは必ずしも特定の機能を善いとする立場をとるわけではない。そこで次に、特定の機能を善いとするものの妥当性について確かめる必要がある。この問題もまた次のように分けて捉える。

第一に、ヌスバウムの立場が特定の機能の実現に特化するようなことはないのか。つまり、政治的リベラリズムに基づくケイパビリティ・アプローチにおいても、例外的な位置づけではあるが、特定の機能の実現に特化する場合があるのではないか。ヌスバウムのリストやヌスバウムのアプローチに立脚しても特定の機能を善いとはしないまでも、ケイパビリティではなく特定の機能の実現を重視する場合があることを示す。第二に、卓越主義リベラリズムが特定の機能の実現を善いとするも、その実現に特化しないような場合はないのか。つまり、卓越主義リベラリズムが特定の価値尺度に立脚するとしても、それがその価値尺度に適ったただ一つの生き方としての機能の実現に必ずしも特化しているわけではないのではないか。

グリーンの卓越主義リベラリズムは必ずしも特定の機能の実現を重視するアプローチではないことを示す。ただし、人格の完成を前提としている以上、ヌスバウムのケイパビリティと捉え方は異なる上に、重視される機能についても、ヌスバウムが機

能の実現を重視する場合と照らし合わせて検討を進めると、グリーンとヌスバウムにおいてそのような機能の捉え方が異なっていることを示す。

4. ケイパビリティ・アプローチと特定の機能の実現

4. 1. ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチは特定の機能を重視しないのか

ここでは、ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチにおける機能の実現を重視する場合があります得るのかを検討する。ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチに対する評価に関する研究を取り上げる。

中心的ケイパビリティのリストについて橋本（2021）では、ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチにおけるリストは、ケイパビリティを高めることを大切だとしつつも、機能を優先するものだとする。ケイパビリティのリストは人間の尊厳によって規定されるので、そのような尊厳に基づく善き生をおくる機能が発現されていなければ有意義ではなく、常に機能している状態で特徴づけられなければならないとされる（橋本 2021, 120-121）。それゆえ、ヌスバウムの立場を「人間的な善き生を可能にする機能を実現することを規定的な目標とした上で、その機能を活用しない自由をオプションとして認める立場」（橋本 2021, 122）だとする。

人間の尊厳にも適っているものとして重なり合うコンセンサスの対象となっている以上、中心的ケイパビリティのリストの各項目となる機能が実現されることは前提と言える。各人が判断するのは、各機能を活用しない選択をとるかかどうかである。そのため、自由にも適っており、必ずしも特定の機能を実現することに特化せずケイパビリティに基づいているものである。しかし、このリストの機能が実現されていることが前提となっている以上、特定の機能の実現が重視されているとも言える。ヌスバウムもまた自由に重きを置いている以上、ヌスバウムの解釈としてこれが適切かどうかは議論の余地があるものの、このような解釈に基づけば、ヌスバウムのアプローチにおいても機能を重視する場合があります得ると言える。

リストに関係なくケイパビリティ・アプローチが特定の機能を重視する場合に着目できるのかについて Robeyns（2016）は、ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチに立脚した上で、かつ、ケイパビリティ・アプローチ全体においても機能を重視することが合意されているような、子どもや重度の認知障害者を対象とする場合を除いたとしても、機能に着目する場合があるとする。ケイパビリティを与えるだけでは大

人であっても、行動経済学で示されているような心理的要因などによって望ましい選択ができない場合があるので、特定の機能が望ましいのであれば、それを直接保障する必要があること（人間性からの理由）。福祉国家などの諸制度においては、その一員であるためには一定の機能（例えば、その国で用いられる文字を読み書きできたり、公用語を話せたりするなど）を保障することが必要となること（制度的理由）。これらから、たとえ子どもなどではなくてもヌスバウムのケイパビリティ・アプローチからも機能に焦点が当てられ、その実現が問われる場合が存在すると指摘する（Robeyns 2016, 400-401）。子どもや障害者を対象とする場合だけではなく、心理的要因によって望ましい機能を実現できないのであれば、特定の機能の実現を保障すること。社会の一員であるためには特定の機能が求められること。これらのような場合において特定の機能の実現が重視されることが指摘された。ただし、これらの理由に対しては、そのような心理的要因を緩和するような仕掛け、例えばナッジのような取り組みで望ましい選択ができない状態をなくすような施策を行うなど、必ずしも特定の機能を実現させる必要はない場合があり得る。

以上より政治的リベラリズムに基づくケイパビリティ・アプローチでも機能が重視される場合があることが示された。リストの諸機能は予めその達成が前提となっており、人々が選択の自由に直面するのは、そのような機能を選択しないかどうかを決定すること。子どもや障害者が対象である場合、心理的要因によって、望ましい機能が選択できない場合、特定の社会の一員として必要な機能が存在する場合、これらの場合は特定の機能の実現に特化すること。特定の機能を善いとする観点はヌスbaumにも見出される。

本章のテーマはヌスbaumのケイパビリティ・アプローチにおけるグリーンの位置づけである以上、このような立場をグリーンの思想からはどのように捉えられるのか。そして、グリーンは卓越主義リベラリズムに基づき特定の機能を善いとし、その実現を重視するアプローチであると言えるのかについて検討する必要がある。

4. 2. グリーンは特定の機能の実現を重視しているのか

ここでは、グリーンの人格の完成の実現の考え方について検討することを通じて、グリーンが特定の包括的教義に基づきながらも必ずしも特定の機能の実現を善いとしたわけではないことが示唆されることを明らかにする。ただし、理性や意志といった

能力や健康、教育などは前提となっており、それらは機能として位置づけられる。その機能については、ヌスバウムのリストで許容され得るものであることを示す。ヌスバウムが批判するように、グリーンが特定の機能の実現を善いとしているかどうかを検討する。グリーンは、人格の完成の実現は社会においてなされることについて、以下のように論じている。

人間の精神は各人の中でしか発揮、実現することができないこと、それは社会を通じてのみ可能であること、これらは同様に真実である。ただし、人格の成長は社会の機能であり、社会における人間精神の実現は、機能が満たされる度合いに従ってのみ達成され得る。それによって全ての人が同じように成長しなければならないということにはならない (Green 1883, 219)。

グリーンにおいて、人格の完成に向けた自己実現がなされるとしても、それは各人が必ずしも同じような道を辿って人格の完成に向かって進んでいかなければならないことを意味するわけではない。グリーンは、各人が人格の完成を実現しようとする時に、人格の完成として人々が同一の機能を目指さなければならないとするわけではないことが伺える。

グリーンは、人格の完成の方法を多様なものとして捉えている。「アリストテレスから学べるように、個人の社会的機能は多様であり、その遂行に必要な手段も多様である」 (Green 1886b, 529) とする。また、既に示したように、グリーンにおける人格の完成ないし共通善は何らかの素養を有した上で各人が実現すべきものである。グリーンがそのような素養として挙げるのが徳である。それは「社会的善に貢献する何らかの方法で、積極的に行使しようとする気質であり、そのように行役することができるために、社会が人間に確保すべき力」 (Green 1886b, 550) である。そのような徳の原理や目的となる共通善への関心は人によって異なる方向をとる (Green 1886b, 551) ものだとする。

社会的機能によって、社会において人々の人格の完成に向けた生き方は多様なものとなる。また、各人の人格の完成ないし共通善を目指す方法への関心はさまざまなので、各人においてもそれを実現する方法はさまざまである。これらをふまえると、グリーンにおいては、各人は具体的に同一な生としての人格の完成や共通善を目指す

わけではない。社会においても皆が同じように実現しようとしているわけではない。人格の完成や共通善の実現は各人の道徳的義務であるから、特定の目指し方を強制することも認められない。グリーンが人格の完成や共通善に着目するということは、それらを実現するさまざまな機能の中から特定の機能を善いとした上で機能に着目するのではなく、人格の完成を実現し得る諸機能からなるケイパビリティに着目することになると言える。これらより、グリーンの卓越主義リベラリズムは必ずしも現実において単一の生の実現を標榜するのではなく、特定の価値理念を実現する諸選択肢ないし機会としてのケイパビリティを重視するものだと言える。

しかし、グリーンはケイパビリティのみを重視したわけではない。グリーンにおいて、自由であるということには、意志と理性を有する自律的主体であること、人格の完成を実際に実現しようとすることを妨げられないことが求められる。そのような意味で、人格の完成ないし共通善に適っており、それらを実際に実現する際の諸機能からなるケイパビリティは、意志や理性を有していること、健康面や教育面が整備された環境で生きていること、という特定の機能が実現されていることが前提となっていると言える。これらの機能が実現された上で、どのように人格の完成を実現するか、諸機能の集合（ケイパビリティ）の中から人格の完成を各々が実現していくということになる。つまり、グリーンの思想に基づけば、人格の完成をどのように実現するのかということに関する議論においてはケイパビリティを、人格の完成を実現する条件に関する議論においては特定の機能の実現に重きがおかれたことになる。このようにグリーンの思想にも機能の実現に着目している側面が見出される。これらはヌスバウムのアプローチに基づく機能重視が許容される場合と整合的なのか。つまり、グリーンにおける諸機能の議論は、ヌスバウムにおいて論じられるような予め実現されるべき機能に該当し得るのか。また、そのような機能はヌスバウムの議論におけるケイパビリティではなく機能が実現されるべき理由となるものに該当するのか。

4. 3. グリーンとヌスバウムが特定の機能の実現を重視する場合

グリーンの機能の実現を重視する場合を、ヌスバウムにおいて機能の実現が重視され得る場合と照らし合わせて検討する。ヌスバウムにおいて、人間の実践理性や連帯、健康などが中心的ケイパビリティとして位置づけられている（Nussbaum 2000a, 78-80, 2006, 76-78）。このリストも人間の内的側面と外的側面の二つから捉えられてい

ると言える。とりわけヌスバウムは、これらのリストの中で、実践理性と連帯は他の全てのケイパビリティを組織化し、充足させ、その追求を真に人間らしいものにしてくれるので重要だとする (Nussbaum 2000a, 82)。

ヌスバウムにおいて実践理性は「善の観念を形成し、自己の人生設計について批判的な考察を行うことができること」であり、連帯は「他者と共に、また他者に向かって生きることができ、他の人間を認識し、関心を示し、さまざまな形の社会的相互作用を行うことができ、他者の状況を想像し、その状況を思いやることができ、正義と友情の両方の能力を有すること」でありかつ「自尊心と非謙遜の社会的基盤を持ち、他者と同等の価値を持つ尊厳ある存在として扱われること」(Nussbaum 2000a, 79-80, 2006, 77-78) を意味するグリーンの意志と理性の議論は、人格の完成あるいは共通善という客観的に善いことの実現を、自我の満足という主観的に善いことと一致させることである。そのような作用の中で人は人格の完成を実現しようとし、そして、理性の働きならびに自由の意味するところから、それは他者との連帯あるいは他者への援助が必要となる。これらの意味を照らし合わせると、グリーンの自由における内的側面は、これらヌスバウムの実践理性や連帯の議論に含意され得るものだと言える。また、感覚、想像力、思考という「感覚を働かせ、想像し、考え、推論することができること。」「真に人間らしい」方法で行うことができること。... (中略) ...政治的、芸術的な言論の自由、宗教的な活動の自由が保障された中で、自分の頭脳を働かせることができること。人生の究極の意味を自分なりに探求することができること」(Nussbaum 2000a, 79, 2006, 77), これにも該当し得る。それゆえ、グリーンにおける意志と理性という機能の実現がヌスバウムの議論においても許容されるものだと考えられる。

グリーンの自由の前提条件となる外的側面、健康面や教育面もまたこのリストに該当し得る機能だと言える。「個人の健康に対するあらゆる被害は、それが及ぶ限り、公共の被害である」(Green 1888d, 373), 「労働時間を超えて働けば、その結果、明らかに身体的な衰えが生じ、同様に、社会の道徳的な力を低下させることになる」(Green 1888d, 373), 「不健全な住居の購入や賃借も、(労働時間と：括弧部引用者) 同じ原則に基づいて適切に禁止される」(Green 1888d, 373), 「ある種の初歩的な芸術や「知識」を身につけなければ、現代社会の個人は、手足を失ったり、体を崩したりした場合と同様に、思考的にも不自由な状態に陥る」(Green 1888d, 373), としてグリ

ーンは諸政策の正当性を主張した。

これらの機能は、ヌスバウムのケイパビリティのリストにおける、良好な健康状態、十分な栄養、適切な住居を有することを意味する「身体的健康」、暴行に対して安全であることを意味する「身体的保全性」、「感覚、想像力、思考」とも重なるものだと言える（Nussbaum 2000a, 79, 2006, 77）。グリーンの場合は、自由の前提条件を特定したわけではないものの、グリーンが教育や健康面の機能を重視しており、その実現されていないことを問題視していたことを考えれば、これらの機能はグリーンにおける自由を実現する必要条件であり、ヌスバウムの機能にも適ったものだと言える。ただし、これらはグリーンが論じている範囲から明らかなものを取り上げたのであって、必ずしも、グリーンに思想に立脚すれば、グリーンが機能の実現を重視する全ての機能がヌスbaumによっても許容されることを明らかにしたものではない。

橋本の議論に従えば、ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチにおいて中心的ケイパビリティにおける機能の実現が尊重されるのは、それが政治的リベラリズムの観点からどんな立場であっても人間の尊厳のために必要だからである。グリーンの場合、リベラリズムの立場の違いからヌスbaumとはその目的が異なるものの、人格の完成を実現する自由の必要条件として各機能が必要となる。そのため、自由のためには、それらをヌスbaumのように予め実現することも許容され得ると言える。

それらの機能は目的ならびに正当化の根拠は異なるものの、ヌスbaumのリストに適い得ることは上述のとおりである。そのような機能の実現が心理的要因によって実現し得ないものになってしまっている場合、不自由を是正することが求められるので、そのような心理的要因を取り除き、望ましい機能を実現できるようにする必要があると言える。特定の社会構成員であるためには特定の機能が必要である場合については、それ自体が目的となるわけではないが、識字能力などが教育面で求められていることを考えれば、この観点からもグリーンに機能はヌスbaumから許容され得るものである。それをふまえると、グリーンに議論は特定の価値理念に適ったケイパビリティ、ヌスbaumが論じた機能の達成があらかじめ求められる特定の価値理念に適った生き方を可能とする機能の達成に基づくものとして位置づけられる。このようなアプローチとして、グリーンはケイパビリティ・アプローチの考え方と共通した捉え方をしており、その先駆者として位置づけられると言える。

4. 4. 本節のまとめ

以上のように、ヌスバウムがケイパビリティの観点から批判する卓越主義リベラリズムが特定の機能の実現を重視する立場であるということに対して、卓越主義リベラリズムであってもグリーンには必ずしも妥当ではない。なぜならグリーンのリベラリズムは、卓越性を実際に実現する方法が社会においても各人においても多様であり、特定の生き方を実現することは強制されるべきではなくそのようにもできず、各人の自律的判断に委ねられるものだからである。これらによって、人格の完成ないし共通善を目指す諸機能からなるケイパビリティがグリーンにおいても重視される。

グリーンにおいても機能の実現を重視する場合があるものの、それらはヌスバウムにおいても許容されるものであることが示された。そのような意味で、グリーンの卓越主義リベラリズムが、特定の機能の実現を重視するという批判も必ずしもグリーンには当てはまらないことが示されたと言える。ただし、依然として特定の価値尺度に基づいてどのような機能が善いのかを予め定めることの妥当性については、グリーンとヌスバウムの間で見解が異なっていると言える。とはいえ、卓越主義リベラリズムへの批判が必ずしもグリーンには当てはまらないということは、特定の包括的教義に基づくということが、特定の機能を善い、あるいはその実現を重視するということを、必ずしも意味するわけではないので、リベラリズムの立場が違うからケイパビリティ・アプローチの先駆者ではない、あるいは否定的に評価されるということには必ずしもならないということを示唆するものだと言える。ただし、だからと言って卓越主義リベラリズムの立場は特定の包括的教義に依拠していることに変わりないことは言うまでもない。さらに、卓越主義リベラリズムの中でもグリーンとは異なり、特定の機能の実現を重視する場合は依然としてあり得る。

価値あるものを実現できる能力を有しており、かつ人格の完成を実際に実現しようとしてそれを阻害する外的要因が存在しないこととしてのグリーンにおける自由と、諸機能の中から適切なものを選択するケイパビリティを有し、かつそれを実現することが妨げられないケイパビリティのもとにあることとしてのヌスバウムにおける自由は共に、何かができたり何かになったりすることができるための論点として、さまざまな選択肢（機能）が与えられていることを重視している。それらは、自由における内的側面と外的側面の捉え方だけではなく、ケイパビリティに焦点を当てる点でも類似する立場だと言える。

しかし、人格の完成に基づいてこのようなケイパビリティの捉え方を構想する以上、多様な生き方も人格の完成に適っていることが前提である。その点では、ヌスバウムのような政治的リベラリズムの立場からは卓越主義リベラリズムが批判を受けることになる。とはいえ、ヌスバウムにおいてもグリーンにおいても、特定の機能を重視する場合があります。ヌスバウムにおいては、中心的ケイパビリティのリストとしての機能、心理的要因によって機能を実現できない場合、社会構成員であるために特定の機能（特定の国においてその国の公用語を読んだり話したりできることなど）が必要な場合である。グリーンにおいては、理性や意志のような能力、社会で生きていくために必要な教育や技能などがそれにあたる。これらの機能については、グリーンが機能を重視する場合にも含意されるものであることが示された。

グリーンが機能の実現を重視する場合、その諸機能は少なくともヌスバウムの政治的リベラリズムにおいても認められる機能であり得る。そのようになると、グリーンに対しては特定の機能を持ち出すことによって批判することが妥当ではなくなる。第3節以降示してきたように、ヌスバウムは多様な包括的教義が存在する現代社会において、特定の包括的教義に基づいて特定の生き方（機能）を善いとすることに同意しない。そのような教義に基づいて政策を構想する点に否定的である。グリーンはヌスバウムと違い、人格の完成という卓越性に基づいている以上、包括的リベラリズムの立場となる。両者の違いは、特定の包括的教義に依拠することの妥当性に限られる。次節では、以上のような違いが政策にどのような含意を与えるのかについて検討する。

5. 哲学に基づく政策実践に取り組むグリーンとヌスバウム

哲学的知見を活用し、政策実践に取り組んだ点でもグリーンとヌスバウムは共通することは既に示したとおりである。ただし、その活用の仕方は両者で異なる。両者はどのように政策実践に取り組んだのかを本節で明らかにしていく。

第1、2章で明らかにしてきたような、グリーンが自身の哲学に基づいて社会改革などの政策実践に力を入れていたこともまた、ヌスバウムがグリーンをケイパビリティ・アプローチの先駆者として肯定的に評価することにつながったと言える。ヌスバウムは、哲学と政策実践の関係やその意義について論じる際にグリーンについても言及しており、以下のように述べている。

私自身の見解とアマルティア・センの見解は—グリーンとバーカー（Ernest Barker）に最も近いと思うが—アリストテレスの中心的概念を用いて、政治と経済に関するヒューマニズム的見解を形成する試みを進めている。哲学者が行っていることについての見解も、どちらかといえばアリストテレス的なものであるといえる。グリーンは、自らを、その著作を通じて政治実践に直接影響を与える理論家であると考えていた。…（中略）…私とセンは、現代の哲学者に、アリストテレス（やグリーンとロールズ）が行ったこと、つまり、哲学的知識と経験的議論の両方を用いてできる限りのことを考え、基本的な政治原理の基礎について考えつつ、時に抽象的に、時に極めて具体的に提案することを望むことは可能のように思えます（Nussbaum 2000d, 479）。

ヌスバウムは、哲学的な原理の構想と現実の社会経済問題の解決の両方に取り組むことを哲学者に求めていたと言える、そして、その先駆者の一人としてグリーンが挙げられる。

既に示したように、グリーンにおいて価値のあることである人格の完成や共通善の実現は、各人が自らなすべきものであるから強制できない。そのため、国家の役割は、人格の完成や共通善の実現を可能にするためのそれらへの障害の除去（Green 1886b, 515）、それ無しでは人間の能力の自由な行使が不可能であるような条件を維持すること（Green 1888d, 374）になり、政策に求められるのは人々が価値のあることを実現することを可能にする外的な条件を整えることである。それが、人間が自由であるための外的な条件の実現の役割を担っている。グリーンの政策思想において、特定の生を善き生とし、それを強制的に実現することは求められていない。グリーンが政策に求めたのは、現実を分析した上で明らかになった現実の社会に存在する人格の完成や共通善に明らかに適っていなかったり、それを阻害したりするような社会問題を是正することである。

グリーンは自身の哲学的知識を用いながら、そして人々が自由を実現しようとしてきた事実とその背後にある究極的目的を考えながら、諸政策の哲学的基礎を考えてきた。以上で示した国家の役割などに基づいて、義務教育、労働環境、公衆衛生、土地取引などの政策に対する古典的自由主義者らからの批判は妥当ではないことを主張してきた。その上で、諸政策は上述した自由を全ての人々に実現するために必要なも

のだとした。このような点は、哲学の観点から政策実践に取り組む必要性を説くと同時に、自身も途上国の女性のおかれた状況の改善や、そもそもセンとケイパビリティ・アプローチを構想する出発点となった途上国における生活の質の構想などのような根底にはアリストテレスの思想があった上で、哲学の実践に携わってきたヌスバウムの実践的な考え方とも合致する。

しかし、どのようにして実践を図るのかという点では両者の考えに違いがみられる。グリーンにおいては、政策に求められるのが人格の完成に対する外的な障害の是正だった。これは、現実の経済社会を分析し、現実の状況がどのようなものなのかを明らかにした上で、そこで生じている問題を是正することを政策に求めたというものである。この時、人格の完成とはどのようなものなのかということを明確にせず、その実現が明らかに阻害されている状況を是正しようとするものである。

これは、中心的なケイパビリティのリスト化を行おうとするヌスバウムによる正義に適った社会を実現するために最低限必要な条件を実現するような、何らかの最低条件を実現しようとするもの（Nussbaum 2000a, 74-75, 2006, 75, 2011b, 4）とは異なっていると言える。ヌスバウムは、正義の最低条件を予め特定しようとする。政策の役割を、中心的ケイパビリティのリストを基礎とした正義のための社会的最低限度の達成だとする。これは、さまざまな包括的教義の人々も受け入れられる重なり合うコンセンサスの対象となる政治的構想（Nussbaum 2006, 6）であり、生命、身体的健康、身体的保全、感覚・想像力・思考、感情、実践理性、連帯、自然との共生、遊び、環境のコントロール（Nussbaum 2000a, 78-80, 2006, 76-78, 2011a, 33-34）が挙げられている。さまざまな思想的立場から合意されるものとして位置づけられるのがこのリストである。ただし、ヌスバウムはこれを固定されたものとはみなさず、変更の余地があるものだとする。このようなリストを予め設定することで、ヌスバウムは理想理論的手法を取り入れている。ただし、ヌスバウムにおいては、完全な正義を探求するのではなく、正義に適った社会であるための最低条件を提示しようとする試みという点では完全に理想理論というわけではない。このようなリストの内容と現実を照らし合わせ、そのリストに適っていない状態であれば、それによって是正しなければならない状態を明らかにできるものとして位置づけられる。

グリーンの立場からすれば、最低条件はあらかじめ決められるようなものではなく、時代や環境によって異なるものであるから、（それを決めなければならないのだ

とすれば) それに応じて決定されなければならないとされると考えられる。グリーン
の立場とは違う観点で、リスト化に反対するのがセンである。センにとってヌスバウ
ムのリスト化に反対する理由は手続き的問題である。つまり、重なり合うコンセンサ
スによってそれを予め自明としてしまえば、何をリストの項目にするべきかという議
論が不可能になり、民主的決定が不可能になりかねないとする (Sen 2004, 2006)。セ
ンは、リスト化そのものに反対するのではなく、リストを予め民主的決定のプロセス
など無く決めてしまうことに反対する⁹。

ここまで明らかにしてきたようなグリーンとヌスバウムのリベラリズムや政策規
範の立場の違いは、どのような意味を持つのか。グリーンの場合は前章でも指摘した
ように、客観的に価値あるとされる理念と現実を対比し、理念を実現できない現状を
是正することを政策の役割とする。政策はあるべき生やあるべき社会を実現するた
めの手段である。政策規範研究を行ったり、政策を構想したりするためには現状だけ
ではなく、あるべき社会像、あるいは、その全体像でなくとも、それを構成する要件が
予め明らかになっている必要がある。

ヌスバウムの場合は、グリーンのような方法に基づきつつも、あるべき生やある
べき社会を必ずしも構想しない。なぜなら、それは特定の包括的教義に依拠するもの
となってしまうので、現代のさまざまな教義を尊重しようとする考えとそぐわないか
らである。そこでヌスバウムは、さまざまな教義の間でも合意し得る、正義に適った
社会を実現するために最低限必要な事項を予め決定しようとする。それをリスト化し、
それと現実の状態を照らし合わせ、その内容が実現されていなければ、それを実現し
ようとするのが求められる。そのリストは、Nussbaum (1988) など 2000 年代
以前は普遍的な本質主義という立場から、いわば Deneulin (2002) で卓越主義リベラ
リズムに近い立場と指摘されたような立場から規定されたものだった。しかし、同じ
内容が 2000 年代以降には政治的リベラリズムに基づいて規定された。

グリーンの場合では、予めあるべき生やあるべき社会を構想した上で、現実の状
況においてどのような点が理念に適っていないのか、ヌスバウムの場合は予め正義の
最低条件を構想した上で、現実の状況においてどのような点が理念に適っていないの
かを明らかにするもの。現実とどのような理念を対比するのかでの違いが生じる。

⁹ これらのような反対がある中で、ヌスバウムのリスト化を擁護する議論として Classen (2011) がある。

6. 本章のまとめ

本章では、ヌスバウムによるグリーン評価を通じて、グリーンがケイパビリティ・アプローチの思想史上でどのように位置づけられるかを検討してきた。そこから明らかになったのは、グリーンとヌスバウムでは、平等をふまえた自由の捉え方や公共政策規範の方法や実践的態度について共通する点がみられることが明らかになった。グリーンはアリストテレスの思想の課題を克服し、平等な市民における価値あることを実現する自由を位置づけた。そして、その実現は人間の内的能力に関わるので各人に委ねられ、国家に求められるのはその外的条件の整備や外的な障がいのは正であった。

このように、人間の自由には内的側面と外的側面があるとグリーンは位置づけたが、ヌスバウムのケイパビリティにも同様の構想がみられる。グリーンが論じている潜在能力とは、まさにヌスバウムの内的なケイパビリティを意味するものだと言える。そして、グリーンが論じた自由のうち、実際に人格の完成を達成しようとする際の外的な障害のない状態は、ヌスバウムの外的なケイパビリティを意味するものだと言える。両者は、このような点からも思想に親和性を見出すことができる。これらの点において、グリーンはケイパビリティ・アプローチの先駆者として位置づけられると言える。

両者の間で親和性や近似性が見出される一方で、両者の間でリベラリズムの考え方で大きな隔たりがある。具体的にさまざまな生がこの世界には存在し、それを支える教義もまた同様にさまざまであることは認められるものの、グリーンはそれらを単一の価値尺度に通約可能だとし、その基準が卓越主義となる。そのため、さまざまな生き方が人格の完成や共通善の実現という観点から捉えられることになり、諸政策もこれに基礎づけられることになる。

しかし、ヌスバウムは様々な生き方やさまざまな教義をそのまま尊重する枠組みとしての重なり合うコンセンサスの観点から論じており、両者で立場が異なる。政治的リベラリズムに立つヌスバウムは、グリーンを含む卓越主義リベラリズムに対して否定的である。この時、ヌスバウムは卓越主義リベラリズムを特定の包括的教義に基づいて特定の機能の実現を重視する立場として捉えるが、本章ではグリーンの立場は必ずしもそうではないことを明らかにした。さらに、グリーンが実現を重視する機能は、ヌスバウムにおいても機能としてその実現が重視されるものである可能性を指摘した。このような点でもグリーンはケイパビリティ・アプローチの先駆者として位置

づけられ得ると言える。この時に問題となるのが、特定の包括的教義に依拠する立場の違いである。

グリーンとヌスバウムの違いは、両者の公共政策規範における現実と比較の対象となる理念の捉え方の違いを生み出すこととなる。グリーンが政策に求めたのは、国家の役割の位置づけから現実を分析した上で、それを人格の完成や共通善の実現という観点としての理念と照らし合わせ、それに適っていないことから見出される不正義を是正することである。ヌスバウムにおいては、さまざまな教義から尊重される具体的要件から構成される中心的ケイパビリティのリストに基づき、正義に適った社会を実現するための社会的最小限度の要件を特定し、それと現実を照らし合わせてその実現を図ろうとする。グリーンは、そのような理念が具体的な形では時代や環境によって大きく異なるものだとして、ヌスバウムにおけるケイパビリティのリストのようなものを提示しない。政策規範を考えるにあたって、抽象的にあるべき生やあるべき社会（についての包括的教義）を予め構想し、現実を分析した上で、それが理念の実現を阻害するかどうかを検討するというのがグリーンの方法となる。一方で、具体的に正義に適った最低条件を構成する生き方を予め構想し、現実を分析した上で、それが理念の実現を阻害するかどうか検討するというのがヌスバウムの公共政策規範の方法となる。これらの違いは、予め想定する理念と、現実には多様な包括的教義が存在することの捉え方の違いである。とはいえ、グリーンもヌスバウムも何らかの理念を現実と照らし合わせて現実の諸問題を明らかにし、それを是背しようとする立場にある。そのような方法をとっているという点では、グリーンはヌスバウムのケイパビリティ・アプローチの先駆者として位置づけられると言える。

ヌスバウムとグリーンの間では、多様な生き方を尊重している点でも共通である。両者で論点が異なり、ヌスバウムがグリーンを否定的に捉えるのは、人間生活全体をカバーするような特定の価値尺度—グリーンにおいては人格の完成—に、あらゆる機能ないし生き方は通約可能か、そうすることが妥当かどうかという点にある。グリーンは、それを可能として捉えていると解釈できる。そのような生き方は人格の完成や共通善の実現という観点から捉えられるものであるのに対し、ヌスバウムは、そのようなことを必ずしも可能という立場をとらない。あくまでヌスバウムは、さまざまな立場の間で合意可能な正義の最低条件を具体的に明らかにしてリスト化しようとするものである。

ここで問題となるのが、そもそも正義の最低条件としてのケイパビリティのリストは予め決定しなければならないのかということである。これはつまり、正義の最低条件に着目すること、そして、リストのように条件を具体的にすること、この二つが問われることになる。次章では、これらについてセンとヌスバウムの政策規範の方法を比較し、両者の課題を見出した上で、現実の社会経済問題を考える時に、どのような方法があり得るのかを検討する。

第6章 卓越主義リベラリズムとケイパビリティ・リスト・比較論 —公共政策の規範理論の構想に向けて—

1. 本論文のまとめ

本章では、まずは本稿で明らかにしてきたことをまとめていく。

第1－3章にかけて、オックスフォード・アプローチやイギリス福祉国家と密接にかかわる理想主義的な立場を卓越主義リベラリズムの立場に立つものとして検討してきた。ここに共通するのは、自由とは神を背景とした人格の完成を実現するための能力を有しているということである。この前提として、他者にとってもその実現は善いことであり、それが権利として尊重されること、また、その実現を阻害する外的障がいが存在しないことが位置づけられた。これに基づき公共政策規範を構想する際、まず行われるのは現状の分析である。それによって明らかになったことを、人格の完成や共通善の実現という理念と照らし合わせ、何が問題となっているのかを示し、その是正を図ることによってより望ましい状態を実現しようとするものである。その担い手は、基本的には国家であるが、国家以外の協同組合などとの違いとなると、国家は物質的条件の確保や外的障害の除去がその役割だが、協同組合には自発性や連帯といった、各人の精神的条件の実現が求められる。

第4、5章ではグリーンのケイパビリティ・アプローチの側面を明らかにすることを試みた。それにあたっては、センやヌスバウムがグリーンのどのような点を肯定的に評価したのかを通じて明らかにした。第4章では、アマルティア・センの立場について検討し、グリーンの立場と比較した。センにおいて自由とは、各人が好ましいとするさまざまな選択肢が与えられている状態であり、そのうちウェルビーイングに適っている機能からなる選択肢集合がケイパビリティであり、これによって積極的自由が捉えられる。このような自由は、何かを実現できる観点から積極的自由を捉えようとする点でグリーンと共通するものの、価値あることを実現するための能力を有する状態として位置づけられたグリーンの自由とは大きく異なる。センの公共政策規範は、比較論アプローチをとるもので、現状を把握した上で、二つの状態を比較して自明な不正義を是正しようとする。これは、現実の改善に焦点を当てるという意味ではグリーンとセンに共通する点が見出されるものの、センはあくまで比較には正義を特

定する必要があるという立場をとる。あくまでケイパビリティという尺度を用いて、状態を比較するものである。これに対してグリーンの立場は、いかにあるべきかを特定し、現実をそれと照らし合わせて問題点を明らかにし、その改善を図ろうとする。そのような意味で、センのアプローチを通じてグリーンの先駆者としての位置付けを明らかにできたとしては、積極的自由を重視したことと、政策の規範では現実の問題の是正に焦点を当てていたことが挙げられる。

第5章では、マーサ・ヌスバウムの立場について検討し、グリーンの立場と比較した。ヌスバウムは平等を考慮した自由を論じ、これらに基づいて諸政策を唱えたグリーンを高く評価する。このような自由の観点からヌスバウムはケイパビリティを内的と外的の二つに区分する。これは、グリーンにおける自由の二つの側面に対応するものである。そのような意味で、ヌスバウムの区分はグリーンに通じるものがある。しかし、両者でリベラリズムの立場に違いがある。あるべき生に基づき各人のあり方から社会・政策のあり方までをカバーする卓越主義リベラリズムと、あるべき生き方についての多様な考えを尊重し、それらの間でなされる合意に基づいて政策を構想しようとする政治的リベラリズムで立場が異なる。グリーンは前者に、ヌスバウムは後者の立場に立つ。公共政策規範の方法的態度でも両者に違いがみられる。グリーンは、現状を分析した上で、あるべき社会・人間像と現状を照らし合わせ、それが望ましくないと判断されれば、それが是正される必要が出てくるという立場である。ヌスバウムは、予め重なり合うコンセンサスに適った正義の最低条件となるケイパビリティのリストを決定し、その達成を図ろうとするものである。両者の間で異なるのは、現状と照らし合わせる理念にどのようなものを設定するのかという点である。

このように政策規範は違えども、ヌスバウムは自由と平等の観点でグリーンが教育など諸政策を展開した点を高く評価する。これらをふまえた上で、グリーンがケイパビリティ・アプローチの先駆者と呼ばれる所以は、積極的自由の外的側面によって全ての人の自由の機会をふまえていること、政策的立場として現状を分析し、より望ましい社会を実現しようと試みる点、自由と平等に基づき政策を構想した点、これらが挙げられる。

本章では、これらのまとめもふまえた上で以下について取り上げるセンの公共政策規範とヌスバウムの公共政策規範に焦点を当て、両者の規範のアプローチの関係性について最後に検討する。両者の取り組みはどのような関係にあるのか。それを通じ

て、両者のアプローチにどのような課題があるのかを検討する。そして、その課題を調停する手法としてグリーンの方法の可能性があり得ることを探る。

2. センの政策規範か、ヌスバウムの政策規範か

センとヌスバウムの公共政策規範のアプローチを比較し、両者の関係を検討する。まず、センのアプローチに基づけば、ヌスバウムのアプローチで目指したものが実現されるのか、あるいは、ヌスバウムのアプローチに基づけば、センのアプローチで目指したものが実現されるのかを明らかにする。そして、両者のアプローチに課題が見出されるのであれば、一方のアプローチが他方のアプローチを受け入れることによって改善可能なのかを検討する。さらに、重なり合うコンセンサスを用いた防ぎの捉え方について検討する。

2. 1. センとヌスバウムのアプローチの関係について

2. 1. 1. センのアプローチの論点

センのアプローチは必ずしもヌスバウムのアプローチの条件を達成するとは限らない。なぜなら、たしかにセンのアプローチに立てば、明らかな不正義におかれた現状が是正されるので、不正義を是正することによって達成される社会は、正義に適っていないわけではない社会を実現するための最低限度の条件が実現されると言える。そのため、ヌスバウムのようにリストを具体的かつ明確に提示せずとも、正義に適った社会を実現するための最低限度の条件は実現し得ると一見考えられる。

しかし、センのアプローチは、特定の理念に現状を照らし合わせるものではなく、二つの現実の状態を比較するものである。ある二つの状態がどちらも正義の最低条件を下回っている場合、たとえば、ある人が飲用水を利用できない場合と、ある人が利用できる飲用水が命に別状はない程度の感染症にかかるリスクのあるものしか選択できない場合を考える。両方の状況が、正義に適っているとは言えないことは明らかである。センの比較アプローチでは、よりましな方を実現しようとするものなので、あくまで自明な不正義はより不正義が深刻な方を指す。つまり、これらの状況を考えた時、あくまで前者の場合は生命の危機に直面する恐れがあるので、後者の場合の方がまだ水へのアクセスが確保されており、よりましだから、そちらが実現されることになる。それは、ヌスバウムのアプローチのように、二つの状態は共に問題だから是正

されなければならないとする議論を行うアプローチが、正義の最低条件と同等もしくはそれを上回る場合が考慮されなければ見出されないし、そのような場合を明らかにする基準を必ずしも持っているわけではない。それゆえ、ヌスバウムのアプローチは必ずしもセンのアプローチの必要条件ではない。

センのアプローチにおいては、より不正義な状態を論じる際、どのような二つの状態を持ち出すのが問題となる。より望ましいと思われる状態、例えば上述の例では、ある人が公衆衛生の整った環境で飲用水を利用できる場合を持ち出してくる必要があることになる。このように、予めより望ましいと思われる状態を持ち出してくる必要があるのならば、それは、センの議論からは必ずしも導出されない。というのも、センは社会のあるべき像についての考察を不要としている以上、社会のあり方をケイパビリティに基づいて分析するということが言えるにすぎないから、そのようなあり方を導出する基準が必ずしも明確ではないからである。

仮に、センのアプローチに基づいて、両方の状態が望ましくないので、より正義に適った状態を実現しないといけないと指摘する必要があるのであれば、それは単純な状態の比較ではなく、そもそも状態としてある状態が是正されなければならないのは自明であり、それよりも望ましいとされる状態が明確に想定されて、それが比較の対象として持ち出されなければならない。もしくは、人間が構想し得る、あるいは現状としてあり得る全ての状態が完備的であり、実現可能な中でどのような状態がより望ましいか予め明確でなければならない。そのためには、何らかの理念に適った社会をあらかじめ想定する必要がある。この理念としてヌスバウムのアプローチを採択することは可能なのだろうか。

センやグリーンから導かれるのは、我々が政策を規範的に論じるにあたっては、政策の対象は不正義の観点から決まるということである。グリーンの場合は、人格の完成や共通善の実現という理念に適っていない状態（不正義）を是正することが求められる。センの場合は、二つの状態を比較して一方がより望ましくない状態なのであれば、もう一方のより望ましい状態を実現することによって不正義を是正しようとすることになる。それらが共に望ましくない場合はどうするのか。そのような規範理論を考えるにあたり、ヌスバウムの思想からこの知見を取り入れることができるだろうか。その前に、ヌスバウムのアプローチはセンのアプローチを達成するのか検討する。

2. 1. 2. ヌスバウムのアプローチの論点

仮に、ケイパビリティのリストを不正義の理解に用いたとすれば、つまり、このリストに適っていない状態かどうかによって現状を比較し、それに適っていないより望ましくない状態としての不正義の状態が許容できない生き方であり、是正されなければならないとしたら、そこから明らかにされる不正義は、彼女が標榜する政治的リベラリズムとしては、十分なものとは言えないと考えられる¹。というのも、あくまでケイパビリティのリストは、政治的リベラリズムに基づく重なり合うコンセンサスに基づいている（Nussbaum 2000a, 76）。つまり、相対立する宗教的原理や形而上学的原理には基礎付けされず、人間の生き方について特定の見解を受け入れないリベラリズム（Nussbaum 2000a, 76, 2006, 8）に基づき、相対立する原理の全てが、それらの原則、理想、基準において立憲デモクラシー社会を支える正義の政治概念を支持しており（Rawls 1997, 801）、宗教・形而上学的原理が異なる人どうしても受け入れられる政治的構想（Nussbaum 2006, 8）に適った指標に基づいている。そうである以上、現実の特定の生がそのリストに適っていないということは、あらゆる包括的教義の間で合意し得る生き方を実現するための機会が必ずしも与えられていないことを意味することになる。この詳細については次に検討する。

このような理念は、センのアプローチと重なるものなのかということと必ずしもそうではない。ヌスバウムの定義に従うと、それが議論の対象とするのは現実の状態が正義の最低条件に適っているかどうかであって、正義の最低条件を超えるものは必ずしも議論の対象とはならない。センの議論の場合、二つの現実の状態比較で、どちらもが正義の最低条件を上回った場合でも、どちらの方がより望ましいのか、より正義に適った状態を実現するという議論がなされることになる。センのアプローチが最低水準を上回る水準でも論じられ得るものだとすれば、ヌスバウムの議論では必ずしもそうではない。正義の最低条件を超えたところにおいて、より不正義である状態を是正することを論じる術がこのアプローチでは見出されない。ただし、ヌスバウムのアプローチでは、正義の最低条件としてのリストは固定されたものではなく、時代や環境に

¹ さらに、リストが現状の比較の基準としても用いることができないことについては Robeyns（2008）を参照。例えば、さまざまなケイパビリティが同等に保障されている時、教育の機能が優れたケイパビリティと、健康の機能が優れたケイパビリティのどちらが望ましいのかをヌスバウムの枠組みでは明らかにできないとされる。

応じて変化するものとして位置づけられているので、仮に現在のリストの諸項目が全て達成されたとしても、新たなリスト項目が生じることによって、最低条件が変わることが考えられる。このように、センのアプローチは必ずしもヌスバウムのアプローチの必要条件ではない。

これらを通じて、センのアプローチとヌスバウムのアプローチは必ずしも互いに必要でも十分条件でもないことが明らかにされた。それは、センのアプローチではどちらも正義（やその最低条件）に適っている、あるいは適っていない状態を比較することにも用いられるからであり、ヌスバウムのアプローチに即して考えれば、それが焦点を当てているのは重なり合うコンセンサスに基づく正義の最低条件を満たしているかどうかであって、正義の最低条件を上回る状態の議論はこの政策規範論からは必ずしも導出されない。

これらから、センのアプローチとヌスバウムのアプローチはそれぞれが必ずしも同じような議論に用いられるわけではない。センにおいては、ケイパビリティとは、二つの状態を比較する際の基準となる情動的尺度であるが、状態比較にのみ焦点を当て、あるべき社会像を見出さないアプローチであり、ヌスバウムのアプローチの枠組みによって、二つの状態の客観的基準、つまり比較の対象は、ある人が飲用水を利用できない場合と、ある人が利用できる飲用水が命に別状はない程度の感染症にかかるリスクのあるものしか選択できない場合ではなく、これらの一方とある人が公衆衛生の整った環境で飲用水を利用できる場合という事を示す基準として、重なり合うコンセンサスや正義の最低条件を利用できるのかを検討する必要がある。

ヌスバウムには正義の最低条件に基づくことによってそれを超えた水準を論じられない問題がある。ここで簡単に述べるにとどまるが、そもそもセンやヌスバウムは、開発を論じるにあたって、効用や所得をベースに議論を進めると、それで捉えようとしていない状態が重要だった場合に抜け落ちる可能性があることを指摘し、ケイパビリティの視点を構想してきたが、ケイパビリティのリストもそれに陥る恐れがある。この場合、リストに該当しないけれども人間にとって重要な機能が存在すれば、それが抜け落ちかねない。その都度リストの項目を再検討することになるが、リスト化もまた問題をはらんでいる可能性がある。さらに、第4、5章で示したように、ヌスバウムの政策規範においてケイパビリティ（のリスト）とは、現実と照らし合わせる理念の働きを持っている。両者の間ではケイパビリティの位置づけも異なっていると言

える。ヌスバウムのアプローチで正義の最低条件を超えた状態を捉えられるということは、どのような基準で現実と照らし合わせるのかということを変更するものであり、必ずしもセンのアプローチを導入することで解消されるものではない。そのため、次にセンのアプローチに、いわば事実を相対的に比較するのではなく、絶対的基準によって予め比較する場合に重なり合うコンセンサスを基準として用いることができるのか、いわば、何が望ましくないのかという不正義について重なり合うコンセンサスを援用することができるのかを検討する。

2. 2. 重なり合うコンセンサスと政策規範

ヌスバウムのアプローチは重なり合うコンセンサスに基づいて正義の最低条件を明らかにするものであり、それによって正義の最低条件に焦点が当てられるアプローチとなるため、センのアプローチとは異なる視点となったことを明らかにした。

ここでは、ヌスバウムのアプローチにおける重なり合うコンセンサスについて検討する。ヌスバウムは、重なり合うコンセンサスに基づく生き方に適っているかどうかで不正義かどうかを明らかにするが、これは望ましいのか。重なり合うコンセンサスに基づく不正義の是正に焦点を当てる政策規範論について検討する。その際、ここではそれによって生じ得る問題について簡単に検討する。

重なり合うコンセンサスに基づいて不正義を導出するということは、あらゆる包括的教義の間で合意される（あるいは、合意できる）生き方を享受できない時、それは不正義であるということになる。この時、そのような状態には次の二つのような生き方が含まれることになる。

第一に、あらゆる包括的教義において許容できない生き方である。どんな宗教的・政治的・道徳的立場をとる包括的教義であろうと、その違いを超えて到底容認できない生き方である。このような生き方の場合、全ての教義においてそれは是正されなければならない生き方として認められるから、それは直ちに政策などによって直ちに是正され得る。つまり、重なり合うコンセンサスに基づく生き方すら送ることができない状態であるから問題として認知されることになる。こちらの場合、教義の違いを超えてその生き方は是正されなければならないと合意され得るものである。そのような意味で、こちらの状態もまた重なり合うコンセンサスのように、相対立する宗教的原理や形而上学的原理には基礎付けされず、人間の生き方について特定の見解を受

け入れないリベラリズムに基づいて、立憲デモクラシー社会を支える正義の政治概念を支持し、宗教・形而上学的原理が異なる人どうしても受け入れられる政治的構想に適ったコンセンサスを形成可能である。この場合、全ての包括的教義から許容できないとして不正義の是正が正当化され、(少なくとも)重なり合うコンセンサスに基づく生き方は送ることができるようにされることが求められる。

第二に、少なくとも一つの包括的教義においては許容できる生き方である。ある宗教的・政治的・道徳的立場をとる包括的教義においては、その生き方を送ることが認められ、他の教義からすれば、そういった生き方を許容する信条を持つことは仮に認められたとしても、そのような生き方を送ることは到底認められないような場合である。この場合、そのような生き方を是正しなければならないかどうかについて、コンセンサスが必ずしも形成できるわけではない。政策によってそれを是正するとなれば、必ずしもある教義を否定しているわけではなかったとしても、特定の教義の生き方の制約につながり得る。

例えば、(1)人工妊娠中絶を完全に尊重すべきとする教義、(2)人工妊娠中絶がやむを得ないと客観的に判断される場合にのみ例外的に可能とすべきとする教義、(3)人工妊娠中絶を完全に禁止すべきとする教義が存在したとする。(1)から見れば、他の教義は妊娠した者の選択を阻害するものだと批判され、(2)から見れば(1)は胎児の権利を軽んじている場合が含まれ、(3)は望まない妊娠などへの対策を考慮できていないと批判され、(3)の教義から見れば二つの教義は人工妊娠中絶というどんな場合でも禁止されるべきルールを犯しているとして批判され得る。

このような場合において、たとえばある社会において、(1)と(2)の教義のみが存在したとする。この時に人工妊娠中絶が完全に禁止されていたとすれば、どちらの教義によっても望ましくない生き方しか実現できない状態であることから、それが是正されることは正当化される。ただし、その是正によってどのような状態が実現されるのか、実現されるべきかまでは明らかではない。つまり、例外的な状態を認めるかどうかで二つの教義の間で意見が異なることになる。(2)と(3)の下での人工妊娠中絶の全面自由のもとにおいても同様に是正が正当化され得ると言える。いわば、必ずしも相対立するわけではない生き方どうしの共存であれば、何らかの是正が正当化され得る。ただし、相対立する側面を含む教義どうしでは、どの程度まで例外などが認められるのかで意見の対立が生じ得る。

それに対して、(1)と(3)のように完全に相対立する考え方どうしが含まれる社会では、以上のような是正の正当化すらできない。ある立場からすれば認められる生き方であっても、他の立場からすれば認められないことになる。つまり、ある事実が問題であるかどうかで意見の対立が生じ得る。常に相対立するわけではない包括的教義どうしの間でも、相対立する場合であればコンセンサスの形成が不可能となってしまう。第4章でセンが示したように、ある状態の望ましさは立場によって異なり、必ずしもどちらがより望ましいのかは完備的ではない場合がある。このような場合は不正義と言え、政策によって是正することを正当化することができるのか。

本稿では、重なり合うコンセンサスに基づき不正義を構想する際に含まれる第二の状態の問題に対して明確な回答を持ち得ないが、少なくとも以上の議論から以下のような点を明らかにできたと言える。

第一に、政策によって是正されるべき不正義を重なり合うコンセンサスに適っているかどうかで判断すると、相対立する教義についての是正の問題に直面する場合があります。必ずしも有効なコンセンサスを形成できるものではない。そのため、政策によって是正されるべき不正義を政治的リベラリズムの立場から構想するのであれば、それは、コンセンサスを形成し得る、あらゆる包括的教義において許容できない状態が不正義として位置づけられることが望ましいということである。このような状態もまた、重なり合うコンセンサスと同様にコンセンサスを形成することが可能であると言える。現実と照らし合わせる理念として、あらゆる包括的教義から許容できない生き方であるかどうかの観点から照らし合わせることで、不正義がより明らかにできる。

第二に、何を問題とするのかという視点と何を実現するのかという視点である。センのアプローチの場合、完備的な二つの状態をケイパビリティの観点から比較し、より望ましくない状態を是正してより望ましい状態をするというアプローチであった。この中では、より望ましくない状態が不正義となり、その是正が正当化されてより望ましくない状態が実現される。

それに対して、グリーンやヌスバウムのアプローチは、理念と現実を照らし合わせて現実が望ましくないことを明らかにし、干渉によって是正することを正当化するアプローチであった。この時、グリーンの場合は第2章でも触れたように、『自由立法と契約の自由』が既に行われている諸政策の正当化に主眼があった。実際にグリーンのアプローチから政策を構想するとなれば、教育、土地やプロレタリアートの問題

ように望ましくない状態を引き起こしている原因を断ち切る策が提唱されたことになる。ヌスバウムのアプローチは、正義の最低条件であり重なり合うコンセンサスに基づく生き方に現実が適っていなければそれが是正されることが正当化される。それによって重なり合うコンセンサスに適った生き方を送るケイパビリティを実現するというものである。この場合、部分的に相対立する考えの相違が存在する場合、何が是正されなければならないのかについてはコンセンサスを形成できるものの、政策は何を実現しなければならないのかが明確ではない。また、完全に相対立する考えの相違があれば、何が是正されなければならないのかについてすらコンセンサスの形成は困難である。本章では、重なり合うコンセンサスに基づく生き方を実現するケイパビリティを有していないことを根拠とし、あらゆる包括的教義において許容できない生き方しか送れない状態を不正義とみなす可能性を示した。

しかし、その時に問題となるのが「あらゆる包括的教義」という時に、全ての教義の体裁を持ったものならどんなものであれ認められるのか、あるいは一つの包括的教義として認められる教義となる条件やルールなどがあるのかということである。本稿ではこの点について、とりわけ政治的リベラリズムの提唱者であるロールズの議論を検討すべきであるが十分に検討できていないし、本稿の範疇を超えるものであるから、これ以上は立ち入らずに今後の課題としたい。

3. おわりに

本章では、センとヌスバウムのアプローチの関係が必要でも十分でもないことを明らかにした。ヌスバウムのアプローチからセンのアプローチを捉えれば、センのアプローチの状態比較が、二つの状態が共に不正義であればどうするのか、予め現状と比較され得る状態となる基準を設ける必要性、あるいは可能性を指摘した。

あるべき生についての包括的教義に基づくさまざまな生き方を尊重する政治的リベラリズムに基づいて不正義を構想するのであれば、重なり合うコンセンサスのようにあらゆる教義においても尊重される生き方を送れない状態として不正義を捉えようとすることになる。その枠組みでは、相対立する側面がある包括的教義同士の対立が生じている状態が不正義に含まれ、是正されなければならないとなるが、何を実現しなければならないのか、そしてそもそもある立場では許容されるのに不正義とみなすことが妥当なのかななどの問題が生じる。これを是正すべきとしても、どのような状態

を実現するのが望ましいのかは明確に、そして直ちに結論付けられるものではない。特定の場合の実現の尊重は、他の場合の教義の否定にもつながり得る。どのように生きるかということは各人にゆだねられ、そしてそうすべきだとしても、政策がこのような領域に立ち入ることで政策を実施すると、生き方そのものではなく（重なり合うコンセンサスにおいて尊重されるに値する）特定の教義を否定になり得る。

そのため、本章ではあらゆる包括的教義において許容し得ないかどうかで不正義を判別する必要があると考えられることを示した。あらゆる包括的教義の間で合意し得るのは、重なり合うコンセンサスに基づき、全ての教義で許容し得る生き方の条件だけではない。それによって、重なり合うコンセンサスに基づく生き方を実現しようとすることができるアプローチの可能性もまた存在し得る。それによって何を実現していく必要があるのかは議論の余地があるとしても、それによって少なくとも、どのような教義を信条とするのかの選択の機会も含め、重なり合うコンセンサスに適った生き方を実現できるようにすることは、正当化され得る。ここでは、簡単に議論の方向性を整理したに過ぎず、重なり合うコンセンサスに基づく政策規範論や不正義の捉え方については、より詳細に検討する必要がある。

これらの議論において、グリーンを含む卓越主義リベラリズムの観点からはどのように論じることができるのか。ヌスバウムの批判でグリーンにも適用されたのは、特定の善き生に依拠することの妥当性である。グリーンの潜在能力は、人格の完成に適っている限りにおいてケイパビリティである。卓越主義リベラリズムに基づくケイパビリティの考え方がグリーンにはみられることを明らかにしたものの、全ての卓越主義リベラリズムが必ずしもこのような立場をとるとは限らない。ケイパビリティの観点から見れば、必ずしも批判されるわけではないものの、当然批判の対象となり得る卓越主義リベラリズムもあり得ることは言うまでもない。卓越主義リベラリズムに基づけば、そもそもこれは具体的にこうあるべきと特定するものではない以上、各人が何らかの協議の下であるべき生き方を実現しようとすることを捉えたものとして位置づけられ得る。そうすると、卓越主義リベラリズムが論じているのは、包括的教義として認められる諸教義を普遍的に理解し、その条件が何なのかを明らかにしようとするものとして位置づけられるのではないかと考えられる。

以上のような可能性が今後できる可能性はありつつも、本研究で行ってきたのは以上のようなリベラリズムについてだけではなく、理念に基づき現実を捉えて不正義

を明らかにし、よりあるべき社会を実現しようとする理想主義的観点について、思想史や政策規範についても研究してきた。思想史的側面では、グリーンやトインビーに焦点を当てることで、現代の視点から捉えれば卓越主義リベラリズムに基づいてどのように福祉の実践が図られてきたのかを明らかにしてきた。政策規範の側面では、ケイパビリティ・アプローチの先駆者としてのグリーンの位置づけをふまえながら、センとヌスバウムのケイパビリティ・アプローチの違いについても明らかにしてきた。重なり合うコンセンサスの捉え方の再検討もまた、ある種の理想主義的方法に基づく政策規範としての理念の再検討として捉えることができる。本研究では、そもそもの理想主義的方法の正当性や妥当性などには十分踏み込めていない。しかし、グリーン以来の理想主義を明らかにし、その立場を構想することは、以下の藤原保信氏の問いにおける理想主義を、イギリス観念論を指すものではなく、本研究で用いた理想主義に即して捉えなおしても、今なおこの研究、そしてこの研究の方向性に根差したものとして当てはまるものではないだろうかと考えられる。

環境破壊、公害（それ自身が科学とテクノロジーの所産であった）、精神の荒廃という地球大の人類史的危機を背景として、いま一度理想主義一宇宙の本質とそこにおける人間の位置についての統一的理論を根底におきながら、しかもリベラルなその一再興を企てるのは時代錯誤であろうか（藤原 2005c, 202）

一アプローチとして、グリーン以来の理想主義は現代においても有効なものとなり得る可能性があるものの、それ自体の意義も問われなければならない。

以上のような問題だけではなく、公衆衛生や自然災害などのさまざまな問題が現代社会でも生じている。福祉国家で論じられてきたような問題だけではなく、人びとの生活に影響する問題がよりさまざまなものとなってきている。そのような中で、このような理想主義がどのように応じることができるのか。実証研究の成果や政策実践もふまえた上で問われなければならない。

終章

前章において、本稿のまとめや本研究から見出される課題から、今後の研究の方向性としてとられる公共政策規範論については示したので、ここでは思想史研究において、本稿で踏み込めなかった点や課題について言及する。

第一に、オックスフォード・アプローチという枠組みについて。塩野谷祐一氏がこの枠組みを提唱しているが、この枠組みは果たして妥当なのか。グリーン、ラスキン、トインビーらがこれに含まれるとしても、他のイギリス理想主義者や他のイギリス歴史学派、ニューリベラリズム、フェビアン主義などこの枠組みについての経済思想史研究の必要性があると考えられる。また、理想主義という枠組みもどこまで妥当なのか。マーシャルやシジウィックにも理想主義的な考え方があったことには変わらないので、これらの枠組みに照らし合わせて、福祉国家や社会政策の思想史的観点から再検討する必要がある。ただし、本稿で焦点を当てたグリーンとトインビーは、人間関係でも思想面でも密にあったことは先行研究でも、本研究でも示したとおりで、これらの枠組みが不確定でも、本研究の価値が損なわれるわけではない。

第二に、グリーンの権利論について。相互承認に基づくグリーンの権利論であるが、この相互承認は権利の必要条件なのか。それとも、権利とはそのような相互承認によるものとして定義されるのか。これらの解釈について本研究では十分に踏み込めていない。しかし、本稿では、権利における相互承認の性質に関しては、人格の完成や共通善の実現という意識からなされ、その実現を問題とする範疇で論じており、これを詳細に明らかにすることは本研究の範囲を超えるものである。

第三に、ケイパビリティ・アプローチの先駆者としてのグリーンとトインビーについて。後者はセンもヌスバウムも言及していないので、彼を先駆者とするならば、ケイパビリティの観点から彼の思想を位置づけなおす必要がある。また、グリーンについてもイギリスの自由主義思想史上のケイパビリティ・アプローチの先駆者としてスミスやミル、同時代であればマルクスなどが先駆者として挙げられ、ケイパビリティ・アプローチの構想に直接的に影響を与えてきた。その中で、グリーンが評価されるグリーンに固有の意義とは何か。彼らの思想とグリーンをケイパビリティの観点から捉えなおす必要がある。本研究は、それらを明らかにする出発点とも言える。

初出一覧

最後に、本稿の初出は以下のとおりである。掲載をご快諾いただいたことを御礼申し上げます。なお、本稿への掲載にあたり、これらに大幅な加筆修正を加えたことを明記します。ただし、その加筆修正は、初出の論旨から変更が加わったものではありません。なお、[1]の第1,2節は第1章に、第3節は第2章に掲載されています。[2]の第2節のうち、2.1.は第1章、2.2., 2.3.は第2章に、他は第4章に掲載されています。

- [1] 竹口隼人. 2021「T.H.グリーンの社会改革思想—人格完成のための政策を正当化する「自由」—」『経済社会学会年報』Vol. 43, pp. 89-100. (第1,2章)
- [2] —. 2022「ケイパビリティに基づく自由と公共政策の構想—トーマス・ヒル・グリーンとアマルティア・センの構想の比較」『経済社会学会年報』Vol.44, pp.74-87. (第1,2,4章)
- [3] 竹口隼人・鈴木純. 2022「社会改革の経済思想—アーノルド・トインビーの協同組合論—」,『国民経済雑誌』,Vol.226, No.6. pp.67-81. (第3章)

また、以下の学会報告原稿も本稿の内容となっています。

- [4] 「トーマス・ヒル・グリーンとマーサ・ヌスバウム—卓越性とケイパビリティ」, 経済社会学会第58回全国大会（於オンライン開催）, 2022年9月4日（第5章, 第6章）
- [5] 「ケイパビリティ・アプローチの哲学的基礎としてのリベラリズム」, 六甲フォーラム（於神戸大学）, 2022年9月7日（第6章第3節）
- [6] 「マーサ・ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチにおけるトーマス・ヒル・グリーン的位置づけについて」, 社会思想史学会第47回全国大会（於専修大学）, 2022年10月16日（第5章）

参考文献

- Akkerman, T. 1998. Liberalism and feminism in late nineteenth-century Britain. In Akkerman, T. and Stuurman, S. (Eds.), *Perspectives on Feminist Political Thought in European History: From the Middle Ages to the Present*. p.168-185. London: Routledge.
- Anderson, E. S. 1999. What Is the Point of Equality? *Ethics*, Vol.109, No.2, pp.287–337.
- Anderson, O. 1991. The Feminism of T.H. Green: A Late-Victorian Success Story? *History of Political Thought*, Vol.12, No.4. pp.671–693.
- Arneson, R. 1989. Equality and Equal Opportunity for Welfare. *Philosophical Studies: An International Journal for Philosophy in the Analytic Tradition*, Vol.56, No.1, pp.77–93.
- . 2000. Perfectionism and Politics. *Ethics*, Vol.111, No.1, pp.37-63.
- . 2020. The Capabilities Approach and Political Liberalism. In Chiappero, E., Martinetti, Osmani, S., and Qizilbash, M. (Eds.), *The Cambridge Handbook of the Capability Approach*, pp.165-187. Cambridge UK: Cambridge University Press.
- Arrow, K. J. 1951. *Social Choice and Individual Values*. NY: J. Wiley.
- Baujard, A. and Gilardone, M. 2017. Sen is not a Capability Theorist, *Journal of Economic Methodology*, Vol.24, No.1, pp.1-19.
- Basu, K. and Lopez-Calva, L. 2011. Functionings and Capabilities. In Arrow, K. J., Sen, A. K. and Suzumura, K. (Eds.), *Handbook of Social Choice and Welfare*, vol.2, pp.153-187. Amsterdam: Elsevier.
- Barker, E. 1914. *Political thought in England: from Herbert Spencer to the present day*. London: Williams and Norgate. 堀豊彦・杉正夫訳. 1954. 『イギリス政治思想Ⅳ：H.スペンサーから 1914 年まで』 岩波書店.
- Bosanquet, B. 1910. Charity Organization and the Majority Report. *International Journal of Ethics*, Vol. 20, No.4, 395-408.
- Brink, D. O. 2006. Self-realization and the Common Good: Themes in T.H.Green. In Dimova-Cookson, M. and Mander, W. J. (Eds.), *T.H.Green: Ethics, Metaphysics, and Political Philosophy*. pp.17-46. Oxford UK: Oxford University Press.
- Carlyle, T. 1890. *Past and Present*. NY: Belford, Clarke and Co.
- Carter, I. 2014. Is the Capability Approach Paternalist? *Economics and Philosophy*, Vol.30, No.1,

pp.75-98.

Clarke, Peter. 1978. *Liberals and Social Democrats*. Cambridge UK: Cambridge University Press.

Classen, R. 2011. Making Capability Lists: Philosophy versus Democracy. *Political Studies*, Vol.59, pp.491-508.

—.2014. Capability Paternalism. *Economics and Philosophy*, Vol.30, No.1, pp.57-73.

Cole, G. D. H. 1944. *A Century of Co-operation*. London: George Allen & Unwin Ltd.

Collini, S. 1975. Idealism and 'Cambridge Idealism'. *The Historical Journal*. Vol.18, No.1, pp. 171-177.

—.1979. *Liberalism and Sociology: L.T.Hobhouse and Political Argument in England 1880-1914*. Cambridge UK: Cambridge University Press

Deneulin, S. 2002. Perfectionism, Paternalism and Liberalism in Sen and Nussbaum's Capability Approach. *Review of Political Economy*, Vol.14, No.4, pp.497-518

Dimova-Cookson, M. 2003. A New Scheme of Positive and Negative Freedom: Reconstructing T. H. Green on Freedom. *Political Theory*, Vol.31, No.4, pp.508-532

Fleurbaey, M. 2006. Capabilities, Functionings and Refined Functionings, *Journal of Human Development*, Vol.7, No.3, pp.299-310.

Freeden, M. 1978. *The New Liberalisms. an Ideology of Social Reform*. NY: Oxford University Press.

—.1991. *Right*. Buckingham UK: Open University Press. 玉置英敏・平井亮輔訳. 1992『権利』昭和堂.

—.1996. *Ideologies and Political Theory: A Conceptual Approach*. Oxford UK: Oxford University Press.

—.2015. *Liberalism: A Very Short Introduction*. Oxford UK: Oxford University Press. 山岡龍一監訳, 寺尾範野・森達也訳. 2021『リベラリズムとは何か』筑摩書房.

Garland, D. 2016. *The Welfare State: A Very Short Introduction*. Oxford UK: Oxford University Press. 小田透訳. 2021『福祉国家：救貧法の時代からポスト工業社会へ』白水社.

Gaus, G. F. 2006. Rights and Bind: T.H.Green on Rights and Community. In Dimova-Cookson, M. and Mander, W. J. (Eds.) , *T.H.Green: Ethics, Metaphysics, and Political Philosophy*. pp.209-235. Oxford UK: Oxford University Press.

- George, V. 2010. *Major Thinkers in Welfare: Contemporary Issues in Historical Perspective*. Bristol UK: Policy Press.
- Gordon, P. and White, J. 1979. *Philosophers as Educational Reformers: The Influence of Idealism on British Educational Thought and Practice*. London: Routledge and Kegan Paul.
- Green, T.H. 1883. *Prolegomena to Ethics*, Oxford UK: The Clarendon Press.
- . 1886a. On the different senses of 'Freedom' as applied to Will and Moral Progress of Man. In Nettleship, R. (Ed.) , *Works of Thomas Hill Green*, vol. 2. pp. 307-333. London: Longmans Green.
- .1886b. Lectures on the Principles of Political Obligation. In Nettleship, R. (Ed.) , *Works of Thomas Hill Green*, vol. 2. p.354-553. London: Longmans Green.
- .1888a. Fragment of an Address on the Text 'The Word is Nigh Thee.' In Nettleship, R. (Ed.) , *Works of Thomas Hill Green*, vol.3. p.221-229. London: Longmans Green.
- .1888b. The Witness of God. In Nettleship, R. (Ed.) , *Works of Thomas Hill Green*, vol.3. p.230-252. London: Longmans Green.
- .1888c. Faith. In Nettleship, R. (Ed.) , *Works of Thomas Hill Green*, vol.3. p.253-276. London: Longmans Green.
- .1888d. Lecture on 'Liberal Legislation and Freedom of Contract'. In Nettleship, R. (Ed.) , *Works of Thomas Hill Green*, vol.3. p.365-386. London: Longmans Green.
- .1888e. Two Lectures on the Elementary School System of England, In Nettleship, R. (Ed.) , *Works of Thomas Hill Green* vol.3. London: Longmans, Green. p.418-455.
- Hamilton, L. 2019. *Amartya Sen*. Cambridge UK: Polity Press. 神島裕子訳. 2021 『アマルティア・センの思想 政治的リアリズムからの批判的考察』 みすず書房
- Harris, J. 1992. Political Thought and the Welfare State 1870-1940: An Intellectual Framework for British Social Policy. *Past and Present*, No.135, pp. 116-141.
- .1993. *Private Lives, Public Spirit: A Social History of Britain 1870-1914*. Oxford UK: Oxford University Press.
- Hinton, T. 2001. The Perfectionist Liberalism of T.H. Green. *Social Theory and Practice*, Vol.27, No.3, pp.473-499.
- Hobson, J.A. 1896. *Problems of Poverty: An Inquiry into the Industrial Condition of the Poor* (3rd edition) . London: Methuen & Co.

- Kadish, A. 1982. *The Oxford Economists in the Late Nineteenth Century*. Oxford UK: Clarendon Press.
- . 1986. *Apostle Arnold: The Life and Death of Arnold Toynbee 1852-1883*. Durham US: Duke University Press.
- . 1993. Oxford Economics in the Later Nineteenth Century. In. Kadish, A. and Tribe, K. (Ed.) *The Market for Political Economy: The advent of economics in Britain university culture, 1850-1905*. pp.42-77. London: Routledge.
- Koot, G. M. 1987. *English Historical Economics, 1870-1926: The Rise of Economic history and Neomercantilism*. Cambridge UK: Cambridge University Press.
- Mander, W. J. 2011. *British Idealism: A History*. Oxford UK: Oxford University Press.
- Marshall, A. 1920. *Principles of Economics* (8th Edition) . London: Macmillan and Co.
- . 1923. *Industry and Trade*. London: Macmillan and Co.
- .1925. Co-operation. In Pigou, A. C. (Ed.) , *Memorials of Alfred Marshall*. London: Macmillan and Co. p.227-255.
- Marshall, A. and Marshall, M. P. 1881. *The Economics of Industry* (Second Edition) . London: Macmillan and Co.
- Martin, R. 2001. T. H. Green on individual rights and the common good. In Simhony, A. and Weinstein, D. (Eds.), *The New Liberalism: Reconciling Liberty and Community*. pp. 49-68. Cambridge UK: Cambridge University Press.
- Meshelski, K. 2019. Amartya Sen's nonideal theory, *Ethics and Global Politics*, Vol.12, No.2, pp.31-45.
- Nesbitt, D. R. 2001. Rights: Social Recognition in T. H. Green's System of Rights. *Polity*, Vol. 33, No. 3, pp. 423-437
- Nettleship, R. 1888. Memoir. In Nettleship, R. (Ed.) , *Works of Thomas Hill Green vol.3*. London: Longmans, Green. pp. xi-clxi.
- Nicholson, P. 1985. T. H. Green and State Action: Liquor Legislation. *History of Political Thought*. Vol. 6, No. 3, pp. 517-550.
- .1990. *The Political Philosophy of the British Idealists: Selected Studies*. Oxford UK: Oxford University Press.
- Nussbaum, M. C. 1988a. Nature, Function, and Capability: Aristotle on Political Distribution,

Oxford Studies in Ancient Philosophy. Supplementary Volume 1, pp.145-84

- .1988b. Reply to David Charles, *Oxford Studies in Ancient Philosophy Supplementary Volume 1*, pp.207-214
- .1990. Aristotelian Social Democracy. In Douglass, R. B., Mara, G. and Richardson, H. (Eds.) *Liberalism and the Good*, pp.203-52. NY: Springer.
- .1992. Human functioning and social justice: In defense of Aristotelian essentialism, *Political Theory*, Vol.20, No.2. pp. 202–246.
- .2000a. *Women and Human development: The Capabilities Approach*. Cambridge: UK, Cambridge University Press. 池本幸生・田口さつき・坪井ひろみ訳. 2005『女性と人間開発：潜在能力アプローチ』岩波書店.
- .2000b. Aristotle, Politics, and Human Capabilities: A Response to Antony, Arneson, Charlesworth, and Mulgan. *Ethics*, Vol.111, No.1, pp.102-140
- .2000c. Four Paradigms of Philosophical Politics. *The Monist*, Vol. 83, No. 4, pp. 465-490.
- .2000d. The Future of Feminist Liberalism. *Proceedings and Addresses of American Philosophical Association*, Vol.74, No.2, pp.47-79
- .2001. *The Fragility of Goodness: Luck and Ethics in Greek Tragedy and Philosophy (Revised Edition)* . Cambridge: UK, Cambridge University Press.
- .2003. Capabilities as Fundamental Entitlements: Sen and Social Justice. *Feminist Economics*. Vol.9, Issue 2-3, pp.33-59.
- .2006. *Frontiers of Justice: Disability, Nationality, Species Membership*. Cambridge UK: Belknap Press of Harvard University Press. 神島裕子訳. 2012『正義のフロンティア：障害者・外国人・動物という境界を越えて』法政大学出版局.
- .2007. Constitutions and Capabilities: Perception against Lofty Formalism. *Harvard Law Review*, Vol.121, No.1, pp. 4-97
- .2009. Capabilities and Constitutional Law: ‘Perception’ against Lofty Formalism. *Journal of Human Development and Capabilities*. Vol.10, No.3, pp.341-357
- .2011a. *Creating Capabilities: The Human Development Approach*. Cambridge UK: Belknap Press of Harvard University Press.
- .2011b. Perfectionist Liberalism and Political Liberalism. *Philosophy and Public Affairs*. Vol.39, No.1, pp.3-45

- .2017. *Philosophy in the Service of Humanity: An excerpt of Martha C. Nussbaum's Kyoto Prize Commemorative Lecture*. (2016 年第 32 回京都賞受賞記念講演)
<https://www.law.uchicago.edu/news/philosophy-service-humanity-excerpt-martha-c-nussbaums-kyoto-prize-commemorative-lecture> (2022 年 12 月 1 日閲覧)
- Offer, J. 1999. Idealist thought, social policy and the rediscovery of informal care. *The British Journal of Sociology*, Vol.50, pp.467-488.
- .2003. Idealism Versus Non-Idealism: New Light on Social Policy and Voluntary Action in Britain Since 1880. *Voluntas: International Journal of Voluntary and Nonprofit Organizations*. Vol. 14, No. 2.
- .2006. *An Intellectual History of British Social Policy: Idealism versus Non-Idealism*. Bristol UK: The Policy Press.
- Pettit, P. 2010. Freedom in the Spirit of Sen. In Morris, C. W. (Ed.) , *Amartya Sen*. Cambridge UK: Cambridge University Press.
- Plant, R. 2006. T. H. Green: Citizenship, Education and the Law. *Oxford Review of Education*, Vol.32, No.1, pp.23–37.
- Popper, K. R. 1962. *The Open Society and Its Enemies* (Volume 1: The Spell of Plato). London: Routledge & Kegan Paul Ltd. 内田詔夫・小河原誠訳. 1980『開かれた社会とその敵：第一部プラトンの呪文』未来社.
- Richter, M. 1964. *The Politics of Conscience: T. H. Green and His Age*. Cambridge US: Harvard University Press.
- Rawls, John. 1993. *Political Liberalism*. NY: Columbia University Press.
- . 1997. The Idea of Public Reason Revisited. *The University of Chicago Law Review*, Vol.64, No. 3, 765–807.
- .1999. *A Theory of Justice* (Rev. ed) . Cambridge US: The Belknap Press of Harvard University Press. 川本隆史・福間聡・神島裕子訳, 2010『正義論 改訂版』紀伊国屋書店.
- .2001. *Justice as Fairness: A Restatement*. Cambridge US: Belknap Press of Harvard University Press. 田中成明, 亀本洋, 平井亮輔訳. 2004『公正としての正義 再説』岩波書店.
- Roberts, J. 1984. T.H.Green. In Pelczynski, Z. and Gray, J. (Eds) , *Conceptions of Liberty in*

Political Philosophy, pp.243-262. London: The Athlone Press. 飯島昇蔵・千葉真訳
者代表. 1987 『自由論の系譜—政治哲学における自由の観念—』 pp.303-326,
行人社.

Robeyns, I. 2008. Ideal Theory in Theory and Practice. *Social Theory and Practice*. Vol. 34, No. 3,
pp. 341-362

—.2016. Capabilitarianism. *Journal of Human Development and Capabilities*, Vol.17, No.3,
pp.397-414

—.2017. *Wellbeing, Freedom and Social Justice: The Capability Approach Re-Examined*,
Cambridge UK: Open Book Publishers.

Robeyns, I. and Byskov, M. F., 2021. *The Capability Approach*, The Stanford Encyclopedia of
Philosophy (Winter 2021 Edition) . (以下, 2022 年 12 月 1 日閲覧)

<https://plato.stanford.edu/archives/win2021/entries/capability-approach/>

Sen, A. K. 1982. *Choice, Welfare and Measurement*. Oxford UK: Blackwell and Cambridge. 大庭
健・川本隆史訳 (抄訳), 1989 『合理的な愚か者—経済学＝倫理学的探究』
勁草書房

—. 1984. *Resources, Values and Development*. Oxford UK: Blackwell and Cambridge.

—. 1985a. *Commodities and Capabilities*. NY: Elsevier Science Pub. Co. 鈴木興太郎訳. 1988
『福祉の経済学—財と潜在能力』岩波書店.

—. 1985b. Well-Being, Agency, and Freedom. *The Journal of Philosophy*, Vol.82, No.4, pp.169-
221.

—. 1987. *On Ethics and Economics*. Oxford UK: Blackwell. 徳永澄憲・松本保美・青山治城
訳. 2016 『アマルティア・セン講義 経済学と倫理学』筑摩書房.

—. 1990. Justice: Means versus Freedoms. *Philosophy and Public Affairs*. Vol.19, No.2, pp.111-
121.

—. 1992. *Inequality Reexamined*. NY, Russel Sage. 池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳. 1999
『不平等の再検討』岩波書店.

—. 1993. Capability and Well-being. In Nussbaum, M. and Sen, A. (Ed.) , *The Quality of Life*.
Oxford UK: Clarendon Press. 竹友安彦監修, 2006 『クオリティー・オブ・ライ
フ：豊かさの本質とは』里文出版

—. 1997. *On Economic Inequality expanded ed., with a substantial annexe by James E. Foster*

- and Amartya Sen*. Oxford UK: Clarendon Press. 鈴木興太郎・須賀晃一訳. 2000.
『不平等の経済学 増補版』東洋経済新報社
- . 1999. *Development as Freedom*. NY, Alfred A Knopf. 石塚雅彦訳, 2000 『自由と経済開発』
日本経済新聞社.
- . 2002. *Rationality and Freedom*. Cambridge US: The Belknap Press of Harvard University
Press. 若松良樹・須賀晃一・後藤玲子監訳, 2014 『合理性と自由<上・下>』
勁草書房.
- . 2004a. Capabilities, Lists, and Public Reason: Continuing the Conversation, *Feminist
Economics*, Vol.10, No.3, pp.77-80.
- . 2004b. Elements of a Theory of Human Rights. *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 32, No. 4,
pp. 315-356
- . 2005. Human Rights and Capabilities. *Journal of Human Development*, Vol. 6, No. 2, 151-166.
- . 2006a. Reason, Freedom and Well-being. *Utilitas*, Vol.18, No.1, pp.80-96.
- . 2006b. What Do We Want from a Theory of Justice? *The Journal of Philosophy*, Vol.103, No.
5, pp. 215-238.
- . 2009. *The Idea of Justice*. Cambridge US: Harvard University Press. 池本幸生訳, 2011 『正
義のアイデア』明石書店
- . 2012. Values and justice, *Journal of Economic Methodology*, Vol.19, No.2, pp.101-108.
- . 2017a. Reason and Justice: The Optimal and the Maximal. *Philosophy*, Vol.92, No.1, pp.5-19.
- . 2017b. Ethics and the Foundation of Global Justice. *Ethics and International Affairs*, Vol.31,
No.3, pp.261-270.
- Shionoya, Y. 2010. The Oxford Approach to the Philosophical Foundations of the Welfare State.
In Backhouse, R. and Nishizawa, T. (Eds.), *No Wealth but Life: Welfare Economics
and the Welfare State in Britain, 1880–1945*, pp.91-113. Cambridge UK: Cambridge
University Press.
- Siani, J. 2017. The role of freedom in Sen's Capability approach, *Economics Bulletin*, Vol. 37,
Issue 1, pp.107-117
- Simhony, A. 1993. Beyond Negative and Positive Freedom: T. H. Green's View of Freedom.
Political Theory. Vol.21, No.1. pp. 28-54.
- . 2001. T. H. Green's complex common good: Between liberalism and communitarianism. In

- Simhony, A. and Weinstein, D. (Eds.), *The New Liberalism: Reconciling Liberty and Community*. pp. 69-91. Cambridge UK: Cambridge University Press.
- .2021. Positive Freedom and Freedom of Contract: Fairness, Faring Well, and Freedom. In Christman, J. (Ed.) , *Positive Freedom: Past, Present, and Future*. Cambridge UK: Cambridge University Press.
- Stedman Jones, G. 1971. *Outcast London A study in the Relationship between classes in Victorian Society*. Oxford UK: Clarendon Press.
- Toynbee, A. 1894a. The Industrial Revolution. In Toynbee, Arnold. *Lectures on the Industrial Revolution of the 18th Century in England, Popular addresses, Notes and Other Fragments*. London: Longmans, Green and Co. p.27-152.
- . 1894b. Industry and Democracy. In Toynbee, Arnold. *Lectures on the Industrial Revolution of the 18th Century in England, Popular addresses, Notes and Other Fragments*. London: Longmans, Green and Co. p.178-202.
- . 1894c. Are Radicals Socialists? In Toynbee, Arnold. *Lectures on the Industrial Revolution of the 18th Century in England, Popular addresses, Notes and Other Fragments*. London: Longmans, Green and Co. p.203-221.
- . 1894d. The Education of Co-operators. In Toynbee, Arnold. *Lectures on the Industrial Revolution of the 18th Century in England, Popular addresses, Notes and Other Fragments*. London: Longmans, Green and Co. p.222-230.
- . 1894e. The Ideal Relation of Church and State. In Toynbee, Arnold. *Lectures on the Industrial Revolution of the 18th Century in England, Popular addresses, Notes and Other Fragments*. London: Longmans, Green and Co. p.231-239.
- . 1894f. ‘Progress and Poverty’ A Criticism of Mr. Henry George. In Toynbee, Arnold. *Lectures on the Industrial Revolution of the 18th Century in England, Popular addresses, Notes and Other Fragments*. London: Longmans, Green and Co. p.265-319.
- Tyler, C. 2012. *Civil Society, Capitalism and the State: Part 2 of The Liberal Socialism of Thomas Hill Green* (British Idealist Studies 3: Green) . Exeter UK: Imprint Academic.
- Ulam, A. B. 1951. *Philosophical Foundations of English Socialism*. Cambridge US: Harvard University Press. 谷田部文吉訳. 1968. 『イギリス社会主義の哲学的基礎』 未来社.

- Weinstein, D. 2007. *Utilitarianism and the New Liberalism*. Cambridge UK: Cambridge University Press.
- . 2016. Why Sen's interpretation of the liberal tradition matters and is also problematic to understanding his social economics. *International Journal of Social Economics*. Vol. 43, No. 12, pp. 1219-1232
- . 2020. Intellectual History and Defending the Capabilities Approach. In Chiappero, E., Martinetti, S. Osmani, & Qizilbash, M., (Eds.), *The Cambridge Handbook of the Capability Approach*, pp.76-91. Cambridge: UK, Cambridge University Press.
- Wilson, J., Webster, A., and Vorberg-Rugh, R. 2013. "The Co-operative Movement in Britain: From Crisis to "Renaissance," 1950-2010." *Enterprise and Society*, Vol.14, No.2, pp.271-302.
- 足立正樹. 2013「福祉国家の挫折から福祉社会へ」足立正樹編著『現代の経済社会と福祉社会の展望』高菴出版. Pp.103-131.
- 石上良平. 1974『増訂版英国社会思想史研究』花躍社.
- 梅澤佑介. 2020.『市民の義務としての〈反乱〉：イギリス政治思想史におけるシティズンシップ論の系譜』慶應義塾大学出版会
- 栄田卓弘. 1991『イギリス自由主義の展開—古い自由主義の連続を中心に—』早稲田大学出版部.
- 江里口拓. 2015「L.T.ホブハウスの福祉政策論と経済思想：富の社会的要素への所有権」『西南学院大学経済学論集』Vol.49, No.4, pp.1-26.
- 金田耕一. 2012「リベラリズムの展開：その振幅と変容」川崎修・杉田敦編「現代政治理論 新版」有斐閣. pp.47- 74.
- 神島裕子. 2013『マーサ・ヌスバウム—人間性涵養の哲学』中央公論新社
- . 2015『ポスト・ロールズの正義論—ポグゲ・セン・ヌスバウム—』ミネルヴァ書房
- . 2018『正義とは何か：現代政治哲学の6つの視点』中央公論新社.
- 河合栄治郎. 1968「トーマス・ヒル・グリーンの思想体系 (I・II)」社会思想研究会編『河合栄治郎全集 第一巻・第二巻』社会思想社.
- 岸川洋治. 2019.「地域福祉の原点としてのセツルメント」岡本榮一監修、ボランティアセンター支援機構おおさか編『ボランティア・市民活動実践論』ミネル

ヴァ書房. 第3章.

日下喜一. 1981『自由主義の発展：T.H.グリーンと J.N.フィッギスの思想』勁草書房

後藤玲子. 2002『正義の経済哲学：ロールズとセン』東洋経済新報社

—. 2017『潜在能力アプローチ：倫理と経済』岩波書店

佐々木憲介. 2003「A.トインビーの歴史的方法と社会改良主義」『経済学研究』. Vol.52, No.4. 21-39.

佐々木亘. 2019a「ケイパビリティのリスト—マーサ・C・ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチ—」『鹿児島純心女子短期大学研究紀要』 Vol.49, pp.15-30.

—. 2019b.「ケイパビリティと自然法—アキナス・セン・ヌスバウム」『経済社会学会年報』 Vol. 41, pp.98-109.

塩野谷祐一. 2012『ロマン主義の経済思想：芸術・倫理・歴史』東京大学出版会.

—. 2013「福祉国家の哲学的基礎—オックスフォード・アプローチ—」西沢保・小峯敦編著『創設期の厚生経済学と福祉国家』 pp.187-223. ミネルヴァ書房

鈴木興太郎. 2004「センの潜在能力アプローチと福祉国家システムの構想」塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編『福祉の公共哲学』 pp.73-100. 東京大学出版会.

鈴木興太郎・後藤玲子. 2002『アマルティア・セン：経済学と倫理学 改装新版』実教出版.

竹口隼人. 2021「T.H.グリーンの社会改革思想—人格完成のための政策を正当化する「自由」—」『経済社会学会年報』 Vol. 43, pp. 89-100.

—. 2022「ケイパビリティに基づく自由と公共政策の構想 —トーマス・ヒル・グリーンとアマルティア・センの構想の比較」『経済社会学会年報』 Vol.44, pp.74-87.

竹口隼人・鈴木純. 2022「社会改革の経済思想—アーノルド・トインビーの協同組合論—」『国民経済雑誌』, Vol.226, No.6. pp.67-81.

玉手慎太郎. 2011「「基礎的ケイパビリティの平等」の定式化とその含意:センの規範理論の明確化のための一論考」『理論と方法』 Vol.26, No.2, pp.339-354.

塚田理. 1982「T・H・グリーンの宗教思想」行安茂・藤原保信責任編集『T・H・グリーン研究』 pp.51-81. 御茶の水書房.

柘植尚則. 2020『近代イギリス倫理思想史』ナカニシヤ出版

寺尾範野. 2011「レオナード・ホブハウスの権利論--「リベラルな福祉国家論」の構想」『政治思想研究』 Vol.11, pp.402-429.

- . 2012 「ニューリベラリズムによるボザンケ批判の再考：倫理，国家，福祉をめぐって」『イギリス哲学研究』 Vol.35, pp.53-68.
- . 2013. 「L.T.ホブハウスにおけるニューリベラリズムの社会改革思想：中間団体論と分配論の連関」『経済学史研究』 Vol.54, No.2, pp.45-61.
- . 2020 「倫理的なシティズンシップのために—T・H・グリーンは障害者の権利をいかに認識したか」『政治思想研究』 Vol.20, pp.192-220.
- 土井貴子. 2008. 「19 世紀末イギリスにおける生活協同組合の教育活動」『日本社会教育学会紀要』 .Vol. 44, 51-61.
- 永合位行・鈴木純. 2018 『現代社会と経済倫理』 有斐閣.
- 西沢保. 2007 『マーシャルと歴史学派の経済思想』 岩波書店.
- 橋本努. 2021 『自由原理：来るべき福祉国家の理念』 岩波書店.
- 馬路智仁. 2009 「社会改良と信仰理解—アーノルド・トインビー「急進派社会主義」論の思想史的考察」『相関社会科学』 . Vol. 19. 39-53.
- 藤原保信. 1982 「T・H・グリーンと社会主義」 行安茂・藤原保信責任編集『T・H・グリーン研究』 pp.201-219. 御茶の水書房.
- .2005a 「公共性の再構築に向けて」 斎藤純一・谷澤正嗣編『藤原保信著作集 10 公共性の再構築に向けて』 pp.10-39. 新評論.
- .2005b 「所有権再考」 斎藤純一・谷澤正嗣編『藤原保信著作集 10 公共性の再構築に向けて』 pp.40-60. 新評論.
- .2005c 「理想主義と政治思想の交渉—ヘーゲルとグリーン」 斎藤純一・谷澤正嗣編『藤原保信著作集 10 公共性の再構築に向けて』 pp.189-204. 新評論.
- .2007 「正義・自由・民主主義—政治哲学復権のために」 金田耕一・田中智彦編『藤原保信著作集 7 政治哲学の復権』 pp.9-221. 新評論.
- マーシャル, メアリー・ペイリー. 2021. 『思い出すこと：ヴィクトリア時代と女性の自立』 松山直樹訳. 晃洋書房.
- 松元雅和. 2021 「非理想理論」 佐野亘・松元雅和・大澤津著『政策と規範 これからの公共政策学①』 ミネルヴァ書房. pp.53-71.
- 萬田悦生. 1986 「近代イギリス政治思想研究—T・H・グリーンを中心に—」 慶應通信.
- . 2014 「グリーンの政治思想と共同善」 行安茂編『イギリス理想主義の展開と河合

栄治郎：日本イギリス理想主義学会設立 10 周年記念論集』世界思想社. pp.66-79

村岡健次. 1991「繁栄の時代（一八五一～七三年）」村岡健次・木畑洋一編『イギリス史 3—近現代—』山川出版社. pp.119-168.

安原義仁. 1982「T・H・グリーン教育思想」行安茂・藤原保信責任編集『T・H・グリーン研究』pp.141-170. 御茶の水書房.

山下重一 1974「イギリス理想主義哲学」飯坂良明・小松春雄・山下重一・関嘉彦著『イギリス政治思想史』木鐸社. pp.268-290

行安茂. 1968『グリーン倫理学』明玄書房.

—1974『トマス・ヒル・グリーン研究』理想社.

—2007『近代日本の思想家とイギリス理想主義』北樹出版

—2014「グリーン思想体系と理想主義」行安茂編『イギリス理想主義の展開と河合栄治郎：日本イギリス理想主義学会設立 10 周年記念論集』世界思想社. pp.52-65.

吉崎祥司. 1997. 「T. H. グリーンの理想主義的自由主義：古典的自由主義の転回」『北海道教育大学紀要 第一部 B, 社会科学編』Vol.48, No.1. pp. 25-40.

若松繁信. 1991『イギリス自由主義史研究：T・H・グリーンと知識人政治の季節』ミネルヴァ書房.